

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36
37
38
39
40
41
42
43
44
45
46
47
48
49
50
51
52
53
54
55
56
57
58
59
60
61
62
63
64
65
66
67
68
69
70
71
72
73
74
75
76
77
78
79
80
81
82
83
84
85
86
87
88
89
90
91
92
93
94
95
96
97
98
99
100

法 錄 目 書 洋 準 標

編 共 會 協 館 書 圖 國 米 英

譯 壽 晶 天

— 1929 —



法 政 大 學 出 版 部

東 京

014.3
A461h
AII



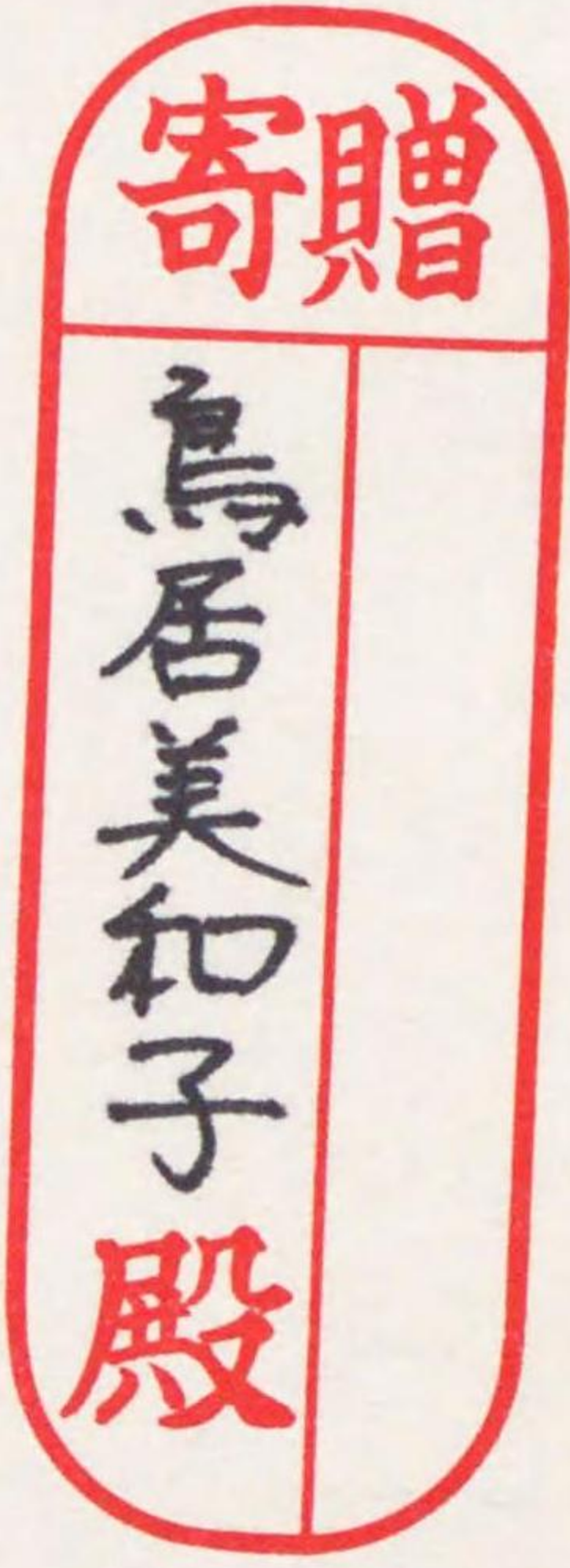
贈
烏居美和子殿

89W45769

補遺化
松室致閣下題字
三巳暮春 蜀題



014.3
A461h
AII



89W45769

樞密顧問官法學博士
松室致閣下題字

補造化



己巳暮春 蜀題



蘇密爾問官茲舉執士

公室

姓閣不顯字

序

圖書館に於ける藏書と目録とが、極めて緊密の關係にあることは改めていふまでもないことである。目録は所謂智識の寶庫を開くの鍵で、圖書館がその藏書をよく活用させやうと思ふならば、先づその目録の整備を以て念としなければならぬ。近代圖書館に於て目録の事務が特に重要視せられるのは、蓋しこれが爲めに外ならない。

我國の圖書館事業は輒近顯着なる發達を遂げ、藏書數の如きも年と共に加はり來つたが、これが利用の基をなす目録については未だ改善の餘地が少くない。カードの如きも統一的の型式なく、各館各様のものを使用してゐるばかりでなく、その記入法も亦まちまちである。然るに歐米に於ては斯業の國際化につれて、既にカードの大きさも共通のものを使用するやうになり、その記入法の如きも漸次その形式を一定せんとする傾向を示してゐる。随つて我が國に於ても早晚カードの形式を一定ならしむると共に、特にその記入法の統一を見ねばならぬ事と思はれる。

我が國の圖書館が取扱ふ東西の典籍は、おのその形式を異にするために、その記入の様式も亦自づから一様にはゆかぬ。即ち和漢書にあつては日本

圖書館協會の制定にかゝる法則に準據し、洋書にあつては大體アメリカ圖書館協會(A.L.A)の記入法に則る事になり來つてはゐるが、未だ必ずしもこれによつて統一されてゐるのではない。蓋し洋書のカード記入法は和漢書に比すると、遙かに複雑であり、且つA.L.Aの記入法も未だ十分に理解されてゐない爲めであらうと思はれる。

天晶壽君こゝに慨するところあり、A.L.A制定目錄法の翻譯を企てられ、今其脱稿を見るに至つたことは斯道の爲めに洵に欣快に堪へないところである。君は夙に滿鐵圖書館の實務に従事し、更に文部省圖書館講習所に於て圖書館學を履修し、現に法政大學附屬圖書館に在職中で、常に斯學の研究に精進する篤學の士である。余は君が繁激なる實務に従事しつゝ、よく本書の翻譯を大成せられた勞を多とし、本書の刊行が斯界に貢獻するところ多大なるべきを信ずるものである。

昭和四年三月十日

松本喜一 識す

序

近年我國に於ても圖書館に關する有益な著作の出版さるゝに至つたのは誠に同慶の至りであります。今日の世に本書の如き直接實務の參考書が翻譯されて大方に頒布せらるゝといふ事は時勢當然のことであると思ひます。

この原書は圖書館事業の最も發達した米國で出版せられ歐米諸外國では勿論、我國でも早くから目錄作製上の參考として使用せられたものであります。今後我邦の圖書館で實務に當らるゝ方、又は何かの必要で洋書の目錄編纂に従事せらるゝ諸君にとり、又特に圖書館講習所に通學研究の出來ない人々にとつてはこの翻譯書は大いに裨益するものであると信じます。

茲にたゞ、私にとつてももの足りない感がある事を一言すれば、譯者が多年執務上より得た有益な注解を并記しなかつた事で、これがあつたならば一層本書の力を大ならしめたであらうと思ひます。

圖書館に於ける目錄編纂上の事務で何が一番大事かと云へば、これが不統一に陥らないやうにする事であり、でありますから各圖書館に於て目錄法規則制定の場合には、是非この書を參考して簡單に

失せず複雑に過ぎざる様常に其統一を目的として進
まれん事を希望します。

原書の内容は今日我が國圖書館にとりては或は繁
に過ぎるの感があるかも知れませんが諸事國際化す
る今日これを参考して目録を作製する事は將來の爲
めなさねばならぬ事で、邦家の爲めこの書の出版を
悦び、譯者天晶君の勞に對して大いに敬意を表する
次第であります。

昭和四年三月

植 松 安

自 序

本書は米國、英國圖書館協會共編の目録規則一九
〇八年版を翻譯したものであります。

原書は歐米に於て刊行せられたる幾多の目録書中
最も簡明にして一般的なものであることは世上周知
の事實であります。本書、題して「標準洋書目録法」
と云ふは之に因るものであります。

本書は日常實際執務の参考上翻譯したものであり
ますが、但しその内容に於ては本來彼我國情、慣習
等の相違に依り直ちに以て使用するには不適當なる
個所もありますので自分としては本書を基礎階段と
して尙一步進み改めて我國に適合する實際的の洋書
目録法を作成致し度いと思つて居ります。

本來ならば僭越ながらその一端なりとも本書に發
表し江湖の御批判を仰ぎたかつたのでありましたが
時と自己の淺學がそれを許しませんでした。

本書刊行に際しては先輩諸兄の與へられたる御鞭
韃と御援助は譯者の最も感謝する所であります。

尙特に本書の爲に題字を賜はりたる法政大學學長
松室致閣下、又序文を寄せられたる松本、植松兩先
生、御多忙中御校閲の勞を執られたる太田榮次郎先
生、出版方面に於て多大の御盡力に預りし法政大學

竹内義一、關春治兩氏の方々に對して厚く御禮申上
る次第であります。

昭和四年春

譯者識す

凡 例

附註は原書の foot-note の譯なり。

title の字譯は title entry (書名記入)の所に於てのみ書名と
し、他に於ては標題とす。

原書の附録 2 は省略す。

印刷の遅延、體裁の不備、其の他の責は譯者の負ふ所
なり。

洋書目録法參考書 (英米のみ)。

Aberdeen university library. Condensed cataloguing rules. 1914.

Akers, S. G. Simple library cataloging. 1927.

British Museum. Rules for compiling the catalogues in the Depart-
ment of printed books. Rev. ed. 1927.

Drown, J. D. Library classification and cataloguing. 1912.

Cutter, C. A. Rules for a dictionary catalog. 4th ed. 1904.

Dewey, M. Library school rules. 1899.

———— Simplified library school rules. 1898.

Fellows, J. D. Cataloging rules. 1914.

Hitchler, T. Cataloging for small libraries. Rev. ed. 1915.

John Crerar library, Chicago. Cataloguing rules. 1916.

Linderfeldt, K. A. Eclectic card catalog rules. 1890.
Mash, M. H. B. Cataloguing codes. 1914.
Oxford, university. Bodleian library. Rules for cataloguing for
printed books. 1922.
Quinn, J. H. Library cataloguing. 1913.
Rules for the catalogues of printed books, maps and music. 1927.
Sayers, W. C. D., & Stuart, J. D. The card catalogue. 1913.
U. S. Library of Congress. Printed catalog rules. (On cards.)
Wisconsin library school. Condensed cataloging rules. (On
cards.)

目錄規則改訂委員

美國圖書館協會

James Christian Meinich Hanson, Chief of Catalog Division, Library of Congress, Washington, D. C., *Chairman and Editor, American edition.*
Alice Bertha Kroeger, Librarian, Drexel Institute Library, and Director of Library School, Philadelphia, Pa., *Secretary.*
Walter Stanley Biscoe, Senior Librarian, State Library, Albany, N. Y.
Nina E. Browne, Secretary, A. L. A. Publishing Board, Boston.
Thomas Franklin Currier, Chief of Catalog Department, Harvard College Library, Cambridge, Mass.
Anderson Hoyt Hopkins, Librarian, Carnegie Library, Pittsburgh, Pa.
Ernest Cushing Richardson, Librarian, Princeton University Library, Princeton, N. J.

英國圖書館協會

Henry Richard Tedder, Librarian, The Athenaeum, London,
Chairman.

John Minto, Librarian, The Signet Library, Edinburgh, *Honorary
Secretary.*

Francis Thornton Barrett, City Librarian, Glasgow.

James Duff Brown, Librarian, Public Libraries, Islington, London. N.

William Elliott Doubleday, Librarian, Public Libraries, Hampstead,
London. N. W.

George Knottesford Fortescue, Keeper of the Printed Books,
British Museum, London.

Henry Guppy, Librarian, The John Rylands Library, Manchester.

Edward Wyndham Hulme, Librarian, Patent Office Library, London.

Laurence Inkster, Librarian, Public Libraries, Battersea, London,
S. W.

Louis Stanley Jast, Librarian, Public Libraries, Croydon.

Thomas William Lyster, Librarian, National Library of Ireland,
Dublin.

George Thomas Shaw, Librarian, The Athenaeum, Liverpool.

Charles William Sutton, Librarian, Public Libraries, Manchester.

或時期間の委員(米國)

故 Charles Ammi Cutter, Librarian, Forbes Library, Northampton,
Mass., from 1901 to 1903.

Mrs. Salome Cutler Fairchild, Vice-Director, New York State
Library School, now Library lecturer, Albany, N. Y., from 1901
to 1905.

故或時期間の委員(英國)

故 Franklin Trengrouse Barrett, Librarian, Public Libraries, Fulham,
from 1903 to 1905. (Served also as Secretary.)

故 John Philip Edmond, Librarian, The Signet Library, Edinburgh,
from 1904 to 1905.

目次

序文	13
定義	27
記入と標目	
(a) 個人の著者—著者を誰にするか	
第一章 著者名記入	39
第二章 共著者名記入	39
第三章 學位論文	40
第四章 挿繪筆者	48
第五章 印畫作者	49
第六章 製圖家	50
第七章 建築家	50
第八章 樂譜	50
第九章 歌劇詩	51
第十章 序曲附樂曲目錄	52
第十一章 紋章司巡視	52
第十二章 羅馬法王上諭	52
第十三章 註釋	53
第十四章 續篇	54
第十五章 索引	55

第十六章 要語索引	57
第十七章 梗概	58
第十八章 拔萃、名句集	58
第十九章 訂正版	58
第二十章 座談記、會見記	59
第二十一章 翻譯書	60
第二十二章 寫本	60
(b) 個人の著者—著者名を如何なる部分又は如何なる形式で記入するか	
第二十三章 自國語形の全姓名	61
姓よりする記入法	
第二十四章 概則	61
第二十五章 複合姓	61
第二十六章 前置語を有する姓	62
第二十七章 名	64
第二十八章 不用名	64
第二十九章 變體名	64
第三十章 複合名	65
名、稱號等よりする記入法	
第三十一章 法王、元首等	65
第三十二章 皇族	66
第三十三章 貴族	66
第三十四章 高僧	67

標目に於ける稱號、名稱、通名の取扱方

第三十五章 貴族等の稱號… … … … … 67
 第三十六章 名が記入語となりたる場合の通名 … … … 68
 第三十七章 時代と名稱 … … … … … 68

雅號、變名等の取扱方

第三十八章 雅 號 … … … … … 69
 第三十九章 戲名、渾名等… … … … … 70
 第四十章 改名の概則 … … … … … 70
 第四十一章 既婚婦人… … … … … 71
 第四十二章 國語、字譯等に依る變化 … … … … … 72
 第四十三章 中世紀、文藝復興、宗教改革期等に於ける著者… 73
 第四十四章 後期宗教改革期及び現代の著者にして拉典語形
 名が一般に通用せらるゝもの … … … … … 73
 第四十五章 法 王 … … … … … 74
 第四十六章 元 首 … … … … … 74
 第四十七章 聖書中の人物… … … … … 75
 第四十八章 聖 徒 … … … … … 75

希臘、拉典及び東洋の著者名の取扱方

第四十九章 古代希臘の著者 … … … … … 76
 第五十章 東羅馬（ビザンティン）の著者… … … … … 76
 第五十一章 古代拉典著者… … … … … 77
 第五十二章 亞刺比亞、土耳其等の東洋人の著者… … … 77
 第五十三章 ヘブライの著者 … … … … … 78

第五十四章 印度人名… … … … … 79
 第五十五章 其他の東洋人名 … … … … … 80
 第五十六章 西歐の形にて通用する東洋人名… … … … 80

編者等の取扱方

第五十七章 編輯者等… … … … … 81

(c) 著者としての團體

政府出版物… … … … … 81
 第五十八章 概 則 … … … … … 81
 第五十九章 省に屬する局又は所 … … … … … 82
 第六十章 官吏に非らざるものゝ報告書 … … … … … 84
 第六十一章 報告集又は報告叢書 … … … … … 84
 第六十二章 法 律 … … … … … 85
 第六十三章 法律の註解書、其他の編纂物等… … … … … 86
 第六十四章 法律報告… … … … … 87
 第六十五章 法律報告の註解書… … … … … 88
 第六十六章 判定、判決、示達… … … … … 88
 第六十七章 抗 辯 … … … … … 89
 第六十八章 憲 法 … … … … … 89
 第六十九章 憲法會議… … … … … 90
 第七十章 特許狀 … … … … … 90
 第七十一章 條 約 … … … … … 90
 會（結社）… … … … … 93
 第七十二章 概 則 … … … … … 93

例外、變形等に對する規則

第七十三章	國際結社… … … … …	95
第七十四章	貴族結社、秘密結社等… … … … …	96
第七十五章	校友會 … … … … …	96
第七十六章	地方の專門學校或は大學の會 … … … … …	97
第七十七章	同業組合… … … … …	97
第七十八章	K. K., R., I., 等の冠せられたる學士院 … … …	98
第七十九章	聯合結社… … … … …	99
第八十章	宗教上の門派、團體 … … … … …	100
第八十一章	政黨 … … … … …	100
學會（建設物）	… … … … …	100
第八十二章	概 則 … … … … …	101
例外及び特殊の建設物に對する規則	… … … … …	101
第八十三章	固有名詞又は固有形容詞を以つて始まる建設物	102
第八十四章	綜合大學の一學部及び專門部 … … … … …	103
第八十五章	專門學校又は大學附屬の建設物… … … … …	104
第八十六章	公立學校… … … … …	104
第八十七章	私立學校… … … … …	105
第八十八章	印度人學校（米國） … … … … …	105
第八十九章	私有の蒐集物… … … … …	106
第九十章	國立建設物 … … … … …	107
第九十一章	米國州立建設物 … … … … …	108
第九十二章	米國農事試驗場 … … … … …	108

第九十三章	Imperial, Royal 等の名稱ある大學、美術館等	109
第九十四章	氣象臺、天文臺 … … … … …	110
第九十五章	植物園、動物園 … … … … …	111
第九十六章	教 會 … … … … …	112
第九十七章	修道院、寺院、尼院等… … … … …	112
第九十八章	國立銀行… … … … …	114
第九十九章	カーネギー出資の公共圖書館其他之れに類する もの… … … … …	114

本書第五十八章より第九十九章迄に規定せざる其他の諸團體或

は諸組織物	… … … … …	115
第 百 章	外交上の會議… … … … …	115
第 百 一 章	國際的集合 … … … … …	116
第 百 二 章	博覽會其他 … … … … …	116
第 百 三 章	會又は其他の團體の發起に係る博覽會、共進會 等 … … … … …	117
第 百 四 章	宗教上の會議… … … … …	118
第 百 五 章	會 議 … … … … …	118
第 百 六 章	市民委員會又は會合 … … … … …	119
第 百 七 章	市民の階級 … … … … …	119
第 百 八 章	委員會、評議員會等 … … … … …	119
第 百 九 章	商 會 … … … … …	120
第 百 十 章	基金類 … … … … …	120
第 百 十 一 章	探險事業… … … … …	121

(d) 書名記入

第百十二章 無著者名著書… … … … … 123

第百十三章 無著者名著書—續卷に於て書名の變更せる場合 124

第百十四章 無著者名著書—*By the author of* の場合… … 124

第百十五章 無著者名著書—姓名の頭字等を用ひられたる場合… … … … … 125

第百十六章 無著者名著書—綴字の異なる場合… … … 126

第百十七章 無著者名著書—關係著書の場合… … … 127

第百十八章 無著者名著書—翻譯書の場合… … … 127

第百十九章 聖書及び其他之れに類する聖典… … … 128

第百二十章 傳説類、土俗類等… … … … … 130

第百二十一章 定期刊行物… … … … … 130

第百二十二章 定期刊行物の抜萃… … … … … 134

第百二十三章 曆書、年鑑等… … … … … 135

第百二十四章 新聞… … … … … 135

第百二十五章 人名錄… … … … … 136

第百二十六章 集書… … … … … 137

第百二十七章 百科辭典… … … … … 140

第百二十八章 叢書記入… … … … … 141

第百二十九章 碑文… … … … … 142

(e) 雜則

第百三十章 地理的標目… … … … … 143

第百三十一章 變體母音… … … … … 146

第百三十二章 民事訴訟… … … … … 146

第百三十三章 不敬罪、國事犯、其他刑事裁判… … … 147

第百三十四章 海事訴訟… … … … … 148

第百三十五章 裁判報告集… … … … … 148

標 題

第百三十六章 標 題… … … … … 150

第百三十七章 稀觀書の標題… … … … … 150

第百三十八章 綴字の誤植及び誤謬… … … … … 150

第百三十九章 標題追加… … … … … 151

第百四十章 圖書の國語… … … … … 151

第百四十一章 標題の字譯及び翻譯… … … … … 151

第百四十二章 定期刊行物ならざる二卷以上の著書の標題… 152

第百四十三章 同一著書にして標題を異にする場合… … 152

第百四十四章 數種の標題紙を有する圖書… … … … 153

第百四十五章 用語を異にせる標題及び標題紙… … … 153

第百四十六章 二つの標題紙を有する再版書… … … … 155

第百四十七章 標題紙無きものゝ場合… … … … … 156

第百四十八章 版… … … … … 156

第百四十九章 各卷が版を異にせる同一組の圖書… … … 157

出版事項、卷頁事項、叢書名註記

第百五十章 發行地… … … … … 158

第百五十一章 地名の形式… … … … … 158

第百五十二章 發行者… … … … … 158

第百五十三章 印刷所… … … … … 159

第百五十四章 自費出版書… … … … … 159

第百五十五章 年 紀… … … … … 160

第百五十六章	年紀の缺除	...	160
第百五十七章	版權登録年紀	...	161
第百五十八章	卷頁事項	...	170
第百五十九章	卷數、頁數	...	171
第百六十章	丁附	...	171
第百六十一章	挿畫其他	...	172
第百六十二章	稀觀書の卷頁事項	...	172
第百六十三章	不完全なる圖書	...	172
第百六十四章	大さ	...	172
第百六十五章	地圖書	...	173
第百六十六章	叢書名註記	...	182
目次、註記、副記入、分出記入、参照			
第百六十七章	目次	...	185
第百六十八章	註記	...	186
第百六十九章	副記入	...	189
第百七十章	分出記入	...	189
第百七十一章	参照	...	189
頭文字法、句點法、數字記入法			
第百七十二章	頭文字法	...	191
第百七十三章	句點法	...	198
第百七十四章	數字記入法	...	200
附 録			
一、略語	202
二、標本牌子	208
索引	217

序 文

沿 革

著者及書名目録法に關する概則は 1877 年 9 月 5 日任命された米國圖書館協會の委員會 C. A. Cutter, A. R. Spofford, S. S. Green, J. N. Dyer, L. E. Jones の諸氏) に依つて起草せられたものである。(其修正規則は即ち本書に掲ぐるもの)。此の規則の全文は 1883 年の Buffalo に於ける會議 (C. A. Cutter, S. H. Scudder, C. B. Tillinghast の委員) に始めて提出せられその年、決議録に全文が收めてある。(Library journal, 8. 251-254) 後又 Cutter 氏の辭書體目録規則中にも收められた。

斯の如く協會は當初より目録作成の事業上に或統一の必要なことを認めて居た次第である。然し乍ら米國圖書館協會規則の編纂と發行とは 1883 年以後設立された圖書館の行して居る所と比べてかなり差違のあるのは免かれる事の出来ないものであつた。

協同して目録を作成すると云ふ問題は此後も依然注視されたのであるが 1900 年に至つて其 6 月の Montreal の總會で議題となり遂に協會に於て愈々決定的作業を執る事となつた。所で出版局 (Publishing Board) の最初に考ふべき問題の一は活字の大きさ及び形狀、目録用牌子の大きさ及び紙質、目録記入に關する規定等について更に統一をつけるにはどうすればよいかといふ事であつた。茲に於て出版局と當時出来るならば 1901 年 1 月 1 日から新刊圖書の印刷牌子

を發行せんとしてゐた米國議院圖書館との協定が成立したと同時に現在の如き目録規則委員が確定された。

此の委員會の成就した仕事を概括すると次の様なものである。

即ち 1900 年 12 月中旬その任命後直に委員の着手したのは當時米國議院圖書館で使用して居た目録記入に用ゐる文字及び形狀を調査し、必要なりと認めらるゝ規定修正を提議し、更に實施せんとする目録規則特に從來米國の諸圖書館が一致するに至らなかつた點に就いて調査する事であつた。

特に米國議院圖書館の規則と米國圖書館協會の新規則との一致と云ふ點に力が注がれるべき段取で若しどうしても一致せぬ時は米國議院圖書館側の差違はこれを註記の中に特記しておくべき筈であつた。當委員會は米國議院圖書館が發行せんとする印刷牌子が曆年による 1901 年から始める事の出来る様にする爲め米國議院圖書館の使用する目録記入の文字及び様式について幾かの變更を爲したほかは全部一時承認する事に決めた。

委員會は 1901 年 3 月始めて會合した。最初議事に上つたのは目録記入の印刷上の事と形式とに關した事柄で次の如き希望條項が提出された。

(a) 標目 (heading) は總て 12 ポイント肉太 (heavy faced) の活字を用ゐる事、但し書名、説明的字句等は此れを用ひず。

(b) 著者名或は標目は別行に印刷する事。(其の爲の行に印刷し他の項をその行内に印刷せざる事)。

(c) 書名は 12 ポイント活字にて印刷する事。

(d) 印刷者、發行者の名、出版年月等出版事項はローマ式活字 (Roman type) を用ひるべき事。

(e) 叢書の註記 (Series note) は卷頁事項 (Collation) の終に印刷すべき事。

(f) 卷頁事項、註記及び目次を記すには 32 番形牌子 (32-size card) の許さるゝ範圍内の最大活字を用ゐる事、若し 8 ポイント活字が最大ならば其れを用ひる事。

(g) 卷頁事項及び叢書註記の位置は發行年紀の次及び他の註記の前に別行を以つて印刷する事。

(h) 註記は目次 (Contents) の前に記入するを原則とする事。1891 年發行の Cutter 氏の辭書體目録規則の第 3 版附録第 1 として載せられた米國圖書館協會の規則就中 1900 年 Montreal で米國圖書館協會の協調委員が提議した所謂「爭論點」の部分は將來の調査研究上の基本とすべしと定められた。

此れ等評議の顛末は 1901 年 7 月の Waukesha に於ける協會例年總會に發表した出版局への報告書中にある。

此の報告を受けて出版局では此の仕事を更に繼續し猶かつ目録規則の全般に亘つて進行すべき事を指示し、そして其等の規則を是認すべしとした曉には米國議院圖書館はそれを出版しやうと承認した。

委員の中には會合に出席する爲に長距離を旅行せねばならぬ事と彼等の位置がやかましい責任を帯びるといふ事とで改訂の仕事が遅延したのは止むを得ぬ事であつた。各地の圖書館が米國議院圖書館

から発行すべき印刷牌子の注文を出し初めた事又斯の規則中の主要點を含む摘要書の要求及び實際上協會規則と米國議院圖書館と違つた點を指示すべき要求とは日増に強くなつた。

そこで委員會は即刻未定稿版を発行する事に決した。斯くて此版により、印刷目録を豫約した各地圖書館の要求に對し幾分か之に應じて居る一方尚不一致にある規則を更に攻究する基本ともなり且協定目録法の進行に趣向を有して各地圖書館に採用する標準規則の出現を希望して居る各館長側の提議及び批評の素ともならん事を希望せられたのである。

依つて 1902 年 8 月米國議院圖書館は「米國圖書館協會規則—未定稿版」と云ふ標題で草案を出版し希望に應じ無料で全國圖書館に配布した。

委員會はこの米國圖書館協會規則の改訂と當時將に上梓せんとせる Cutter 氏辭書體目録規則の第 4 版及び當時此れと同じく發行計畫中であつた圖書館學校規則の新版と以上三者を統一する事に特に心を勞した。若し此等の規則の間に實際統一を見れば是即ち目録作成上の統一に一段の進歩を見る事であると考へられた。

未定稿版出版後も委員會は猶その改訂事業を繼續した。此草案を研究した主なる圖書館長並に目録編纂家が發表した批評及び註釋などは此れを丹念に蒐集し 1903 年から 1904 年にかけて行はれた 3 回の會議で討議に附した。1904 年の末には新訂に關する材料も整理が出来たので其の第一版は冬期中に印刷し得る迄になつた。

國際的協同

(16)

1904 年 10 月に折柄例年總會に集まつた米國圖書館協會は〔英國〕圖書館協會（以前の聯合王國圖書館協會）から共通規則作成準備希望の提議を受けた。此の案内は理事會（Executive Board）の受理する所となり目録規則委員（Catalogue Rules Committee）は英國圖書館協會の通信委員會と交渉を始める事となつた。従つて自然印刷に關する計畫は總て其後引續く討論の決するまでは中止される事になつた。兩國委員會合の機會が無かつた爲めに協議はいつも通信のみによつて行はれた。是れと孰れの委員會も一年に一回より會合しない事實とが双方の委員會より發行した規則草案の間に存する種々の差異に就て充分な協定を得る事が段々と延引した原因であつた。

1906 年 6 月に Narragansett Pier に於ける米國側の委員會及び其れから二ヶ月後の Bradford に於ける英國側の委員會は印刷に對する確定を進むる事に従事した。1906 年 7 月 17 日附で米國側委員會長から送つた Narragansett 會議の決議及び出版計畫を記載した通信に對し英國の目録規則改訂委員會の名譽幹事 Minto 氏（the Hon Secretary Catalog Rules Revican Committee）は次の如き返書を寄せた。（1906 年 9 月 17 日附）

「吾が委員會は此の二つの（英國と米國の）規則草案は早速印刷に附し差支なき迄に一致を見、又共通規則の發行に就て必要なる交渉を貴會と進むる事を吾が圖書館協會より認可された。

該規則は英米別々に印刷する事とし該出版物は出来る限り其の排列も文體も同様にし若し兩委員會の間に特別規定に關し意見の

(17)

相違がある時は其問題の規則に註を附するか又は是は孰れのと示してこの規則を并べて印刷して此を説明する事とすべし、されども大體實際に於て一致し得べきにより意見相違の箇所は結局極めて少かるべしと信ず」。

此の手紙を受けて米國側委員會は其の協會に對して其の規則の最終の提出をなすべき準備を進め 1907 年 5 月協會の例年總會にて最近まで修正された規則二部を委員會の年報に附加して此を提案として差出した。此の規則を印刷すると云ふ希望付の此の報告は協會の評議會に提出され 5 月 28 日に可決された。即ち次の如し。

「評議會は規則を原案通り可決し目錄規則委員會は尙詳細の點に亘つて存する英米兩委員會間の差違を調和する爲めに必要な協議を盡し且終局には決定的の規則を作成する権限あるものとする。更に本規則の出版及び發行は此を次期の實行委員に附託すべきものとする」。

9 月 26 日に新任の實行委員は次の決議をした。

「目錄規則の出版は 1907 年 5 月 25 日及び 1907 年 9 月 10 日の出版局の書翰及び目錄規則に関する委員會の要求に従ひ此を出版局に委任する」。

一方米國側委員會々長は 9 月 16 日より 9 月 19 日に至るスコットランドの Glasgow に開催された圖書館協會の例年會に出席した。そして會期中に該協會の目錄規則改訂委員と合議して著者の氏名變更及び出版物の標題變更に関する一二の例外を除き、特別規定に関する意見の相違は英、米の兩刊本は同様に該規則に註を施すか或は

此の規定を并記し説明を加ふる事に定めた。此等の決議に繼いで出版に関する手配が定つた。

規 則

出版局々長は 1901 年に目錄規則委員會に向つて規則の條文は米國議院圖書館に於ける目錄記入法編成組織に依るべしと非公式に命令した。其結果通俗的の性質を帶べる小圖書館の要求は一體どの程度まで考慮に入るべきものなりやと云ふ問題が起つたので此點を考へねばならぬ事となつた。所で本委員會は此んな事情では此の問題は主として學究的性質を備ふる大圖書館の要求に依つて解決せらるべきもので小圖書館に對しては其の必要に應じて隨時に其の館の實行に際して改正又は變更を行ふ事が出來ると云ふ事を知つた。後に至つて特に通俗的の性質の小圖書館の必要に應ずる様に Alice B. Kroeger 氏と Theresa Hitchler 氏との手によつて簡単なものが作られたが此の方が本規則に特種の場合を指示し又相違點を挿入するよりも却つて便利だと云ふ事になつた。

通俗的圖書館を指導する様な規定は除くと云ふ決定があつたにも拘らず本委員會は或場合には個々の圖書館に其の判斷の自由をもたせて隨時の選擇及び例外を設ける事を許す事となつた。

選擇或は例外の例としては規則第 72 章が該當する。本章はある團體の記入は其の冠詞を省いた最初の語から記入すること、云ふ一般規定である。此の場合ある例外が用意せられるのは當然である。同様に二者の何れかを選択すると云ふのも或る定つた團體については其の場所或は邦名から記入してもよいと云ふ事が各圖書館の實際

の使用上に適用せらるべきである。又或學會が其の建物やその他の理由で其の存在場所との關係が密接な場合又は其の名が容易に記憶するには十分區別が出来ない場合等には場所の名から記入するものと定められて居る（本書第 82 章）。従つて一方に團體と協會とを區別する事が企てられ他方には學會とは建築物、諸設備等の永久的施設あるもののみに限ると云ふ事になる。後者即ち Institutions には種々の例外や異例もあるので次に説明を加へて見よう。第一に其の名が固有名詞で始まつて居る學會 (Institution) 即ち或大學の如きは其の創設者又は他の個人の名がつけられてあるが此の種のものは大概先づ其人から聯想されるものが多く其の所在地の名は閑却される。

第二には一般の學會にして其の下に單に一部分一部局をなす Institution が存するときは多くの場合には其の個々の小さな Institution の名又は場所の名から別々に記入する方が悦ばれる。こんな事を考へた結果一般の學會に適用する規則の後に例外規定が設けらるゝに至つたのである（第 83 章—第 99 章参照）。斯く前後撞着の所がないではないが本委員會の意見では會と學會とに關する規則がかく制定せられたからには將來此等の團體の多數は英米圖書館が希望する様な標目の下に記入される事となるであらう。委員會が此の様に例外や選擇を許すはからひをしたり、斷定的の言葉を用ふべき所に May と云ふ様な不確定な言葉を使つたりしたことは多くの批評を受ける餘地を残した。此の事實に鑑みて茲に 1902 年發行の Cutter の辭書體目錄規則の新訂版緒論中に著者の意見が挿入されて

居るものを茲に引用してみるのも面白いと思ふ。

「公衆の便宜と目錄作成者の安易の程度とは常に相伴ふもので此は大抵の場所一致する例外のない平明な規定は只目錄係員たる吾々にとつて實行上容易な許でなく又一般公衆にとつても此を諒解し應用する事が容易である。此れに引かへて餘り規定が精密で其の適用が劃一的であると時として實行上却つて一般公衆の従來の慣習的のやり方が壞されると云ふ結果になる。而して此等の慣習が一般的に深く根ざして居るものとすれば其の爲め幾分組織や統一を犠牲にしても目錄係員は此れを閑却すると云ふ事は愚な話である。〔本委員會〕が常に公衆の意見を諒解し其の公衆の意見を變ずべき時の力を正確に測つたり或は慣習に對する保守的意見及び一般公衆をよりよき簡單と正確とに誘導せんとする希望との間の調和を巧にして行つた事はやり過ぎかも知れぬが〔吾々〕は少くとも常に双方の意見をよく聞いてきた」。

Cutter 氏は其の歿前まで此の委員會の最も活動した一員であつた。

同氏は改訂事業とは密接な關係があつたので同氏の規則第 4 版の出版準備中に色々と盡力して米國圖書館協會の新版と自分の規則との間に密接な協定を作り上げやうと盡力した。主として此の様な著者の好意的協力があつたので本規則では隨時 Cutter 氏の規則を参照してその規則中の特殊な意見を見又他の理由を以て目錄係員が幾多の教示を得るやうになつて居る。

Cutter 氏の規則及び米國議院圖書館の補助規則（此の補助規則の

二三は少しの変更を以て本規則に入れられ他の規則も註釋として入れられた。これは米國議院圖書館の印刷牌子を用ゐて居る圖書館に便利であるからである。外に尙他の諸規則も時々參照した。殊に屢々參考されたものは Linderfelt の折衷的牌子目錄編纂規則 (Eclectic card catalogue rules of Linderfelt とプロシア大學及び國立圖書館規則 (The Rules of the Prussian university and government libraries.) の二つであつた。

此の二つは何れも主として 1886 年に出版された Dziatzko 氏の「指命」に據つたものである。

獨逸に行はれたプロシア大學及び國立圖書館に於ける目錄作成事業の協同を計る運動に就て本委員會が甚大なる興味を以て之を注意するのは當然の事である。プロシアの總目錄「Gesamtkatalog」作成事業が時と共に協同的に益々努力されてゆくのは明白な事で此れは獨逸以外の此の種の同様な事業に對してどのぐらゐ重要な意義を有したか知れない。されば 1899 年發行の「プロシア圖書館のアルハベツト順目錄及びプロシア總目錄に關す訓令」(Instruktionen für die alphabetischen Kataloge der Preussischen Bibliotheken und für den Preussischen Gesamtkatalog.) 並に此れに附屬する 1905 年發行の「註釋、補遺、適用例」(Erläuterungen, Nachträge, Beispielsätze.) は充分に此れを參考した。一方獨逸の規則と英米の規則との間に存する二つの根本的相違點即ち匿名著者及び團體の記入に關してはとても協定が出来さうにないし又一方本委員會は獨逸に於ける運動の代表者とは何等の直接關係が無かつたのである。が然し我々は義務

として米國圖書館協會規則の此の新訂版に於てはプロシアの大臣 (Ministry of Public Worship of Prussia) が總目錄に關して發布した命令を相當に參照したし又其れに對する吾々の意見を決定するに際しては將來の國際的協調的協力の可能性と云ふ事を頭においてゐた。

規則の限界

著者及び書名よりする記入に限る。故に件名或は標目 (heading) の下にする副記入 (added entry) 或は參照は此の規則になし。

(List of subject Heading の新版は今進行中なれば此れは此の方面の問題を解決する一助となるべし。)

記入例

初版に記せる記入例及び挿圖は速成的に選擇した形であつた。第二版以後に收むる記入例に關しては諸圖書館々長から委員會に對して忠言を與へて貰ひ度い。本規則の此の重要な特徴并に本規則其のもの、完成及び改正に就いては今後も常に諸氏の援助を待ちつゝ努力して行きたい。

記入例は三種ある。

- (1) 著者名、書名の例、出版事項と卷頁事項は普通に除外する。
- (2) 標目のみの例。
- (3) 附録 2 にある標本牌子、定期刊行物、人名録、年鑑等の記入には一字引込めて印刷し著者標目及び無著者名の書名記入と區別する。

文字の省略、大文字

本規則全部の中に説明を要すべき文字の省略は一つもない。附録第一には通常図書館目録に最も必要な省略記號表が附してあり又その用法の全般的規定もつけてある。

大文字の使用法については國の違ふ場合のみならず又同一國內でも作家によつて著しい差違があるが此れに對してはたゞ一般概則をたてるべきもので各図書館は其の各館の必要に應じて此等の規定に従ふべき範圍を伸縮すればよいのである。

然し乍ら此れに關してもつと明確な説明を望む者の爲めには米國議院図書館の大文字使用法の改訂せられたものを附加へた。

此の改訂規則は 1902 年發行の米國図書館協會規則未定稿版の 16 頁から 17 頁に載せられて居るもので米國議院図書館が其の印刷牌子に行ふ實行方法の趣旨を傳へてゐるものである。但しこゝに斷つて置かねばならぬ事は本來は此れが牌子目録の爲めに作られたものであると云ふ事である。

感 謝

先づ第一に英國側の委員會が常に吾々の提議に對して親切にかつ寛厚な態度を以て應じてくれた事について最も深厚なる謝意を表せねばならぬ。

吾々の申出を受けてくれた精神こそ今回の協定が成功した最大原因である。

更に又本委員會はプロシアの訓令 (Instruktionen) にある様々の貴重な教示特に個人著者に關する部分について負ふ所多きを謝する。

更に又多數の米國図書館協會の會員諸氏が常に親切な批評教示を與へて吾々の改訂事業の進捗を助けてくれた事を感謝する、その中次に記すは特に盡力して下さつた方々である。

C. W. Andrews,	}	John Crerar Library.
A. G. S. Josephson,		
Adelaide R. Hasse,		Public Library, New York.
G. M. Jones,		Public Library, Salem, Mass.
W. C. Lane,		Harvard University Library.
Margaret Mann,		Carnegie Library, Pittsburgh, Pa.
Charles Martel,	}	Library of Congress.
Steingrimur Stefánsson,		
W. F. Koenig,		
Dr. B. C. Steiner,		Enoch Pratt Free Library.
M. L. Sutliff,		California State Library.
Dr. G. E. Wire,		Worcester Co. Law Library, Worcester, Mass.

前述した Cutter 氏の死去の外に 1905 年 S. C. Fairchild 夫人が病氣の爲めに辭職されたのは 1901 年本委員會成立以來盡力せられたる最も有力なる一員を失つた事になる。夫人の同僚は夫人のなせる立派な仕事を顯はす事に常に注意し今日此の事業完成の時に當り夫人のこゝにあらざるを惜むものである。

東洋の著作家 (Oriental Writers) に對する規則については本委員會は Columbia University の Dr. Gottheil 及び the Catholic University of America の Dr. Hyvernat 及び Professors Lanman

and Toy, of Harvard University 及び Dr. Littmann 現在 Strassburg 大學教授) の援助を得た。

又米國議院圖書館の目録部の助手諸氏が委員長の仕事を手助けして本規則編輯に致せる効績は大に認めなければならぬ。校正、謄寫の選擇等に助手諸氏は最も力をつくしたのである。

1907 年の總會に當時訂正された最近の本規則の校正刷を廻附する事の出来たのは偏に此の助手諸氏同圖書館出版局支社主任 W. H. Fisher 氏及び目録部の校正係主任 E. A. Runner 嬢等の盡力による。

又委員長は特に決定版の校正及び索引作成については同目録部の Mary M. Melcher 及び Julia Gregory 兩嬢に負ふ所が多かるべし。

定 義

【附註】 茲に示す定義は辭書又は之れに類する參考書の同一語と意味を異にせることあり。

副記入 (Added entry)。

補助記入即ち基本記入以外のものを指す (基本記入参照)。編輯者、譯者、標題、主題等には副記入をなす。

印刷牌子を使用する場合は副記入は特殊の標目の附加せられたる基本記入の寫である。手記牌子目録に於ては副記入は通常略語を以つて記入せらる、即ち標題は略語を以つて記入し、出版事項、卷頁事項は一部又は全部を省略す。

一圖書の別名 (Alternative title)。

or 又は之れと同意義語を以つて引用せられたる副標題なり。例へば Hypatia; or, New foes with an old face.

分出記入 (Analytical title)。

一圖書中の項目或は論文集、全集、叢書等の内容項目に之等の出所たる其の出版物の参照を附して一々別個に記入することなり。

(本書著者分出牌子の標本牌子参照)。

無著者 (Anonymous)。

著者名が圖書中に無きものを無著者圖書とす。

著者 (Author)。

- (1) 譯者、編輯者等と區別したる圖書の作者。
- (2) 廣義に於ては圖書の作者或は其の圖書に對し直接責任ある人又は團體。故に數人の著者の作品を集めて編纂したるもの編纂者又は編輯者も其の集の著者と稱し得るものなり。團體も其の名義の下に發行せられたる出版物の著者と稱し得。

著者名記入 (Author entry)。

基本記入或は副記入の何れの場合を問はず著者名を標目として記入すること。著者名標目は人物名、團體又はその代用語例へば頭字、雅號より成る。

略書名 (Bastard title)。

副標題參照。

製本師書名 (Binder's title)。

製本師が圖書の背に押刷する書名にして發行所の本來の裝釘、或は上表紙にある書名と區別す。(上表紙書名參照)

編章名 (Caption)。

一圖書の編、章、節等の最初に附けたる標目。

編章標題 (Caption title)。

編章名を其儘標題としたるもの。

圖書目錄 (Catalog of books)。

常に或る一定の方法により排列せられたる圖書の表を云ふ。尙圖書館所藏目錄或は集書目錄を指すものにして書史學と別個のものなり。(圖書目錄の各種の定義は Cutter の規則參照)。

卷頁事項 (Collation)。

圖書の卷、頁、挿畫、圖版、地圖等を記述したる部分を云ふ。

集書 (Collection)。

著作の一部又は全部の集りたるもの、例へば特殊論文集、一般論文集の如し。

奥附 (Colophon)。

圖書の卷末の頁に印刷したる標題、著者名、印刷者名、發行者名、發行年月及び發行地名等を云ふ。概ね此の中の或るものは省略せられ尙之等は印刷者又は發行者の意匠によりて裝飾的に組合はせらる。

編纂者 (Compiler)。

諸種の方法より手記又は印刷せられたるものを集めて之を纏め
一部の著書を作る人を云ふ。

複合名 (Compound name)。

二語以上の固有名詞より成る名を云ふ、概ねハイフン(接字線—)
接續詞、前置詞を以つて結合せらる。

續篇 (Continuation)。

- (1) 既刊の圖書の追加として出版せられたるもの。
- (2) 叢書又は單行本の續きものとして發行せられたるもの。

團體記入 (Corporate entry)。

團體名にて出版せられたる圖書を其の團體名の下に記入するこ
と。

上表紙書名 (Cover-title)。

圖書の最初の上表紙に印刷せらるゝか又は發行所の装釘に記され
たる標題にして製本師書名と異なるものを云ふ。(製本師書名參
照)。

年紀 (Date)。

- (1) 出版年紀 (Imprint date)。出版の年紀にして標題紙に印刷
せらる。

(2) 版權年紀 (Copyright date)。版權登録の年紀にして概ね標
題紙の裏面に印刷せらる。

(3) 序文年紀 (Preface date)。序文の始め或は終に掲ぐる年紀。

(4) 奥附年紀 (Colophon date)。奥附に記載せられたる出版年
紀。

學位論文 (Dissertation, Academic)。

學位を要求する人に依つて提出されたる論文又は論説。

版 (Edition)。

活字の同じ組にて印刷し、同時に發行せらるゝ本の全部の數を云
ふ。

編輯者 (Editor)。

他人の著作又は著作集を發行する爲めに準備する者を云ふ。此の
編輯者の仕事は印刷者に對し材料を整頓することのみに止まる場
合あり、又印刷の監督、文章の校訂、解説、緒言、註釋其他批評
を追加すること等を含む場合もあり。

記入 (Entry)。

圖書の著者名及び標題等を目録又は表に記入することを云ふ。

(基本記入、副記入、書名記入、分出記入、叢書記入參照)。

記入語 (Entry word)。

目録に記入せらるゝ圖書の標目の初語を云ふ。

一つ折判 (Folio)。

- (1) 大さ：米國圖書館協會の寸法に依れば高さ 30 糎以上の圖書。
- (2) 判：一度折られた二枚或は四頁の紙に印刷された圖書。
- (3) 一圖書の各紙葉が數へらるゝも數へられざるとも folio 1, folio 2. 等と云ひ、又全體の數を 10, 50, 100 folios 等とも云ふ。

口繪 (Frontispiece)。

標題紙と向ひ合ひたる (又は標題紙の直前にある) 圖版又は其他の挿畫を云ふ。此の語は時に印畫標題紙を指す場合に用ひらる。

副標題 (Half-title)。

主要標題紙の前なる紙葉に通例著者名及び出版事項を略して印刷したる標題にして略書名とも云ふ。

頁頭標題 (Head-line)。

頁の上部欄外に表はしたる圖書の標題又は章の項目、頁中の主要項目を云ふ。(欄外標題、編章名參照)。

標目 (Heading)。

目録中の A. B. C 順を決定すべき語にして大概著者名、件名又は標題 (冠詞を除ける) の首語を云ふ。(記入語參照)。

挿畫 (Illustrations)。

圖書其他出版物中にありて本文の説明となる繪畫、其他の描寫 (圖版、寫眞、肖像、地圖、設計圖、模寫版、表、線圖) を云ふ。狹義に於ては本文中の挿畫のみに用ひらるゝ語なり。圖版參照。

出版事項 (Imprint)。

主として圖書の標題紙の下部にある發行地、發行者、發行年紀を云ふ。

共著者 (Joint author)。

二人以上にて共同著作する人を云ひ、通例其の分擔せる部分は明示せられず。

基本記入 (Main entry)。

完全なる主記入にして概して著者名記入を云ふ。(副記入參照)。目録牌子の基本記入は通常牌子の裏面に他の記入を全部記述することを含む。

定期刊行物 (Periodical)。

多少規則的に期間を置きて逐時刊行せらるゝ出版物にして、概し

て不定時に出版せらるゝものを云ふ。各部は通常数人の寄稿者の種々な題材を含む。

新聞及び會、協會の紀要、研究報告、議事録等は本規則に於ては正規の定期刊行物と認めず。

圖版 (Plate)。

一頁全部を繪又は圖となしたる挿畫にして通例此の挿畫は特別(厚さ)の紙の片面に印刷し他の片面を空白のまゝにしたるものなり。尙圖版は概して圖書の頁數の中に含まれぬ。

圖版には時々其の裏頁に傳説又は簡單なる説明文の附せられ或は表裏面共に版畫のあるものもあり。

印刷者 (Printer)。

圖書を印刷する人にして圖書を發行及び販賣する發行者及び書店と異なるものなり。

同一人又は商會が印刷者と發行者と書店、或は印刷者と發行者、又は發行者と書店を兼ね得るものなり。

自費出版 (Privately printed)。

著者が自費にて圖書を印刷刊行するを云ひ、個人間のみ配布を目的とし、概ね販賣せられず。

次第書付論文 (Program dissertations)。

大學、其他の學校より發行せらるゝ次第書に附隨せる論文例へば記念課題、記念講演の發表にして殊に獨、澳、瑞西、スカンディナヴィア諸國の大學、學校より發行せらる。

雅號 (Pseudonym)。

著者が自己の本名の代りに著作物に用ゆる假名。

發行者 (Publisher)。

印刷者参照。

参照 (Reference)。

一標目より其他の標目を指示するものを云ふ、例へば Alighieri, Dante see Dante Alighieri の如し。

再版 (Reprint)。

(1) 著作物の内容を改變せず舊版を其儘再版したるものを云ふ。これには新らしき標題紙を加ふるか、新らしき標題紙に變へるか、或は元の標題紙を其儘用ふるなり、再版年紀は附加又は取換へられる場合と然らざる場合とあり。模寫版に依る複製は活字より印刷したると否とに關らず模寫版の再版と云ふ。

(2) 分冊、例へば叢書、全集等から一部分を別々にして原版又は版を組み直して刊行するものを云ふ。

欄外標題 (Running title)。

圖書の每頁上部欄外にある 標題 又は章、篇等の見出し題目を云ふ。

分冊 (Separat)。

再版 (2) 参照。

逐次刊行物 (Serial)。

引續き一定の期間を置いて概ね順次に期限なく繼續して出版するものを云ふ。一般定期刊行物、年刊書 (年報、年鑑等) 及び學會の紀要、研究報告及び會報等を含む。

逐次番號 (Serial number)。

逐次刊行物の卷號數、編數を指示する順次番號にして例へば第三年報の如し。

叢書 (Series)。

(1) 一發行所に於て繼續的に發行せらるゝ同一種類の數卷より成る圖書にして、概して體裁を一樣にし綜合標題を標題の上部又は副標題紙或は上表紙に表はしたるものを云ふ。

(2) 繼續して發行せらるゝ同一性質の論文集、講演集又は其他の雜錄等にして二卷以上より成るものを云ふ。例へば Lowell's Among my books, second series の如し。

(3) 數卷の定期刊行物或は其他の逐次刊行物にして各卷の前後を區別する爲めに順次的に卷數又は號數を附したるものを云ふ。

叢書記入 (Series entry)。

叢書に屬する數卷の著書を叢書名を標目として其の下に取纏めて簡単に記入することを云ふ。

叢書名註記 (Series note)。

圖書の屬する所の叢書名を註記するを云ふ。叢書名註記は常に卷頁事項の次に記す。

戲名 (Sobriquet)。

珍奇、諧謔的名称、即ち綽名を云ふ。

副書名 (Subtitle)。

第二次的或は附隨の書名、常に説明の爲めに用ふるものを云ふ。

論文 (Thesis)。

學位論文参照。

標題 (Title)。

(1) 廣義にては著作の内容を表示する名稱にして尙標題紙に記載されたる出版事項を除く著者名、編者名、譯者名、版次等を含む。

(2) 狭義にては標題は著者名、編者名等を含まず。

一圖書の別名、製本師標題、編章名標題、上表紙標題、副標題、欄外標題、副書名参照。

書名記入 (Title entry)。

圖書目録に用ふる記入法の一にして、常に書名の冠詞を除きたる首語より記入す。

標題紙 (Title-page)。

標題及び出版事項が印刷してある圖書の最初の頁を云ふ。(副標題参照)。

✓ 字譯 (Transliteration)。

一種類の A. B. C 順の文字を他の種類の A. B. C 順で表はすことを云ふ。

卷 (Volume)。

(1) 独自の標題紙を有し、常に獨立したる頁數を附せられ以つて他の圖書又は同一著作中の他の各卷と區別せられたる一部の圖書を云ふ。

(2) 如何なる圖書にしても一個のものとして裝釘せられたるものを云ふ。

記 入 と 標 目

a) 個人の著者一著者を誰にするか。

第1章 著者名記入 (Author entry)。

著者が個人、團體何れの場合たるを問はず其の著者名を記入すべし。(本書定義著者を参照)。

個人の時、

例 Lecky, William Edward Hartpole.

The American revolution, 1763—1783; being the chapters and passages relating to America from the author's History of England in the eighteenth century, by William Edward Hartpole Lecky... Arranged and edited, with historical and bibliographical notes, by James Albert Woodburn...

「副記入」 Woodburn, James Albert, ed.

團體の時、

例 Linnaean society of New York.

Abstract of the proceedings of the Linnaean society of New York.

第2章 共著者名記入 (Joint author entry)。

著者が二人共著の場合(往復書翰を含む)は Besant, Sir Walter,

and Rice, James の如く標題紙に記せられたる最初の著者名を記入し and の次に第二番目の著者名を列記すべし。

【附註】 米國議院圖書館印刷牌子は最初の著者名のみを標目に記入す。

三人以上の著者なる時は Doe, John, and others の如く記入すべし、即ち三人のみの時は標題に他の著者名を記入し、又四人以上の時は註記又は目次に他の著者名を記入すべし。尚二人目以下の著者名は副記入又は参照を附すべし。(Cutter, 3, 4, 218.)

二人の時、

例 Stevenson, Robert Louis, and Osbourne, Lloyd. ...The ebb-tide, a trio and quartette by Robert Louis Stevenson and Lloyd Osbourne.

「副記入」 Osbourne, Lloyd, joint author.

三人の時、

例 Cheston, Henry Clifford, and others. Physics, theoretical and descriptive, by Henry C. Cheston... J. Stewart Gibson... and Charles E. Timmerman...

「副記入」 1. Gibson, J. Stewart, joint author. 2. Timmerman, Charles E., joint author.

第3章 學位論文 (Dissertations)。

1800 年以前に發表せられたる學位論文は論文審査首席委員を記入すべし。若し論文提出者が著者として有名なる時は之れに副記入を作り、而して *praeses* 又は *respondent* なる語を標目に附記すべ

し。1800 年以後と雖も尙古き習慣に依る大學論文は最近のものにても之れと同様に取扱ふべし。例へば瑞典、芬蘭、獨逸 (殊に Tübingen) に於ける大學の如し。

例 Mosheim, Johann Lorenz, 1694? - 1755, *praeses*. Historia Michaelis Serveti... [1728]

Diss.—Helmstedt (Heinrich von Allwoerden, respondent and author)

「副記入」 Allwoerden, Heinrich von, b. 1703, *respondent*.

Schuebler, Gustav, 1787-1834, *praeses*. Untersuchungen über die temperaturveränderungen der vegetabilien und verschiedene damit in beziehung stehende gegenstände... 1829.

Diss.—Tübingen (W. Neuffer, respondent)

1800 年以後に發表せられたる學位論文は著者名を記入すべし、但し上記の如き古き習慣に依れる大學は之れを除く。(例へば瑞典、芬蘭、獨逸 (殊に Tübingen) に於ける大學の如し。)

若し論文審査首席委員なくして二人の論文提出者あり、且つ著者の明示されざる時は第一の論文提出者を記入し、第二の論文提出者にて副記入を附すべし。

(Cutter, 6. Eclectic, 169-174. Wheatley's How to catalogue a library, p. 105-121)

米國議院圖書館補則第 13

學位論文の標題紙には論文の提出せらるゝ學校、學會又は其の著

者の得んとする學位等に関して説明的記録が記入せらるゝを通常とす、書名記入に際しては此の記録を全部輯録する必要なく、其の重要な點を註記中に記入するを可とすべし。

著者の履歴が附記せられ居る場合は之れ又註記の中に記入すべし。(下記例参照)。

標題は著者名其他を省略して最も簡単に記入するを要す、但し學位論文の原文が學位を得んとするものゝ編纂に係り且つ其の著者名又は原文の標題名の記入ある場合は、其の編纂者名即ち學位論文の著者名は省略することを得ず。

以下學位論文記入及び註記を示す。

1. 初期の學位論文、

例 Schurtzfleisch, Conrad Samuel, 1641-1708, *praeses*. ... Lemmata antiquitatum francicarum ... Lipsiae, apud N. Scipionem, 1698.

Diss.—Wittenberg (P. C. Scheibler, respondent)

Reinharth, Tobias, Jacob, 1684-1713, *praeses*. ... De rerum vxoriarum marito traditarum favore, et quibusdam cautionibus earum causa attendendis ... Erfordiae, typis J. C. Heringii [1732]

Diss.—Erfurt (G. L. Hoyer, respondent and author)

「副記入」 Hoyer, Georg Leopold, *respondent*.

【附註】 多くの場合に於て論文提出者を著者と是認することは困難である、標題紙にある著者としての彼の名は正確に云へば著者たるの證明としては輕々に承認せらるべきではない、其れ故に and author なる句は疑はしき場合には穿鑿するべきである。

例へば E. Horn, Die disputationen u. promotionen a. d. deutschen

universitäten, Centralblatt f. bibliothekswesen, xi. beiblatt (1893).

及び

G. Kaufmann, Zur geschichte der academischen grade und disputationen, Centralblatt f. bibl., xi. bd. (1894) p. 201-225.

2. 現代の學位論文、

(a) 米國の學位論文、

例 Stockard, Sallie Walker. The history of Almagest ... Raleigh, N. C., Capital printing company, 1900.

Thesis (M. A.) University of North Carolina.

Philoxenus, *bp. of Hierapolis*. Three letters of Philoxenus, bishop of Mabbôgh (485-519) ... ed. from Syriac manuscripts ... by Arthur Adolphe Vaschalde ... Rome, Tip. della R. Accademia dei Lincei, 1902.

Thesis (Ph. D.)—Catholic university of America, Washington, D. C.

Biography.

「副記入」 Vaschalde, Arthur Adolphe, 1871— *ed*

(b) 佛、白耳義の學位論文。

例 Mascart, Jean Marcel, 1872— ... Contribution à l'étude des planètes télescopiques ... Paris, Gauthier-Villars et fils, 1897.

Thèse—Univ. de Paris.

Haure, Marcel *i. e.* Jean Marie Théodore Marcel, 1805— ... Recherches sur les points de Weierstrass d'une courbe plane

algébrique ... Paris, Gauthier-Villars et fils, 1896,

Thèse—Faculté des sciences de Paris.

Fontaine, Theodore, 1858— De la sensation et de la pensée ...

Louvain, C. Peeters, 1858.

Thèse—Univ. de Louvain.

【註記】 一都市に二大學が存在する時は Thèse—Univ. de Paris. Thèse—Institut catholique, Paris の如く校名によつて區別す。1808年より1896年7月10日迄の佛國の學位論文は Thèse—Faculté de droit de Paris; Thèse—Faculté des lettres de Nancy 等の如く記入す。尙 Minerva 及び Catalogue des theses を参照すべし。

(c) 獨逸の學位論文、

例 Lange, Albert Theodor, b. 1818. De motu respiratorio ...

Berolini, typis Nietackianis [1842]

Inaug.-diss. Berlin.

Vita.

Apocalpsis Anastasiae. Apocalypsis Anastasiae; edidit Rudolfus

Homburg ... Lipsiae, typis B. G. Teubneri, 1903.

Inaug.-diss. Leipzig.

Vita.

「副記入」 Homburg, Rudolf, 1865— ed.

(d) 和蘭陀の學位論文、

例 Westrate, Hendrik Abraham. Gelderland in den patriot-

tentijh ... Arnhem, P. Gouda Quint, 1903.

Proefschrift—Utrecht.

(e) 瑞典の學位論文、

例 Sandegren, Magnus i. e. Sven Axel Magnus, 1859—

Till historien om statshvälfning i Sverige 1809 ... Göteborg,

Göteborgs handelstidnings aktiebolags tryckeri, 1890.

Akademisk afhandling—Upsala.

(f) 以上に列記したる以外の諸國例へば諾威、丁抹等の學位論文にして標題紙に論文又は學位に關する説明的記録なき時は普通の圖書と同様に取扱ふ。若し此の説明的記録あり且つ標題と切離して差支なき時は之れを註記の中に記入し Thesis—Copenhagen の如く thesis の次に大學名を記入すべし。

出版事項の形式は本書第157章の次の米國議院圖書館補則第12第10節参照。

米國議院圖書館補則第25。

學位論文は大學、學校(特に獨、奧、瑞西、スカンヂナヴィアの諸國に於ける)より發表せられたるものにして次第書(記念課題、記念講演等を云ふ)の附隨せるものは次の如き規則に依り目錄記入をなすべし。

(1) 學位論文の著者を記入すべし。即ち論文の標題、發表の場所、年紀、頁數を記入し次第書の標題、發行者、印刷者等は省略す。註記中に發行の狀況を記入し(下例参照)、次第書を除きて別個に發表せられたる論文は下例7の如く記入すべし。

(2) 無標題、無著者名の學位論文は假標題 (made-up titles) を記入すべし、例へば *Indices lectionum* と共に發表せられたる論文の如し。

(3) 若し一つの次第書に二つ以上の論文が附隨せる場合は各論文を別個に記入し註記を附す、即ち下例の(1)の如く Programm—etc. とす、論文の各々に對する参照は附すべからず。

(4) 學位論文の發表せられたる機關に對しては副記入 (下例 1—2, 5—6) 或は形式記入 (下例 3—4) を作るべし。

【譯者註】形式記入とは圖書を種類別、即ち其の所屬の部門別 (分類に依る) にして記入する方法を云ふ。

次第書が斯くの如く分類され、且記入が機關の名で叢書に對してなされたる時は副記入は勿論省略す。(下例 8)

例、1. [Vahlen, Johannes] 1830— [De attractione pronominum] Berolini [1873]

Programm—Univ. Berlin (Index lect. Sem. aest.)

「副記入」 Berlin. Universität. Index lectionum 1873.

2. [Schneider, Carl Ernst Christoph] 1786—1856. [De utilitate et praestantia litterarum graecarum et latinarum] Vratislaviae, 1828.

Programm—Univ. Breslau (Index lect. Sem. hib.)

「副記入」 Breslau. Universität. Index lectionum 1828—29.

3. Rydberg, Johannes Robert, 1854— Fysikens utveckling till allmän tillståndslära... Lund, 1903.

Programm—Univ. Lund (with list of doctors' degrees)

「副記入」 Lund. Universitet—Doctors' degrees, 1903.

4. Nitzsch, Christian Ludwig, 1782—1837 ... Pterylographiae avium pars prior. Halae, 1833.

Programm—Univ. Halle (with award of prizes)

「副記入」 Halle. Universität—Prizes, 1833.

5. Elter, Anton, 1858— ... Do Henrico Glareano geographo et antiquissima forma 'Americae' commentatio. Bonnae [1896]

Programm—Univ. Bonn (Natalicia Gvilelmi II)

「副記入」 Bonn. Universität.

6. Jeitteles, L[udwig] H[einrich] 1830—1883. Ueber einige seltene und wenig bekannte saugethiere des südöstlichen Deutschlands... [St. Pölten, 1867]

Programm—N.-Ö. Landes-ober-realschule, St. Pölten.

「副記入」 San'kt Pölten, Austria. Landes-real- und ober-gymnasium.

7. Rautenberg, Ernst [Theodor] ... Sprachgeschichtliche nachweise zur kunde der germanischen alterthumes... Hamburg, 1880.

Separate, from Programm—Gelehrtenschule des Johanneums, Hamburg.

8. Hamburg. Stadtbibliothek. ... Autotypen der reformation-

szeit auf der Hamburger stadtbibliothek, von A. v. Dommer ... Hamburg, 1881.

Programm—Akademisches und real-gymnasium, Hamburg.

「副記入」 Dommer, Arrey von, 1828-1905, *ed.*

副記入 “Hamburg. Akademisches und real-gymnasium” は叢書名記入であるとしてこゝには省略さる。

即ち叢書名記入は

Hamburg. Akademisches und real-gymnasium. Programm.

第4章 挿繪筆者 (Illustrators)。

挿繪のみより成る圖書又は挿繪を主とする挿繪書は其の挿繪筆者名又は圖案者名を記入すべし。挿繪書の場合は本文の著者名に副記入を附すべし。

挿繪が附隨的のものにして本文が主となる圖書は著者名を記入し、挿繪筆者には副記入を附すべし。

疑はしき場合は本文の著者名を記入し、挿繪筆者には副記入を附すべし。(Cutter, 8. Eclectic, 96-99)

例 Finden, William, and Finden, Edward F. Views of ports and harbours, watering places, fishing villages, and other picturesque objects on the English coast. Engraved by William and Edward Finden, from paintings by J. D. Harding, G. Balmer, E. W. Cooke, T. Creswick, and other eminent artists.

Text by W. A. Chatto.

「副記入」 1. Finden, Edward Francis. 2. Chatto, William Andrew.

Omond, George William Thomson. Bruges and West Flanders, painted by Amédée Forestier; described by G. W. T. Omond.

「副記入」 Forestier, Amédée, *illus.*

Jungman, Mrs. Beatrix. Holland, by Nico Jungman; text by Beatrix Jungman.

「副記入」 Jungman, Nico, *illus.*

第5章 印畫作者 (Engravers)。

印畫は印畫作者名を記入すべし、若し印畫が他の印畫作者の作品の改作なる時は原作者を記入し、改作者名には副記入を附すべし。數人の印畫作者の作品を改作したる模造集は其の模造者たる印畫作者名を記入すべし。(Cutter, 9. Eclectic, 100)

例 Turner, Joseph Mallord William. Picturesque views on the southern coast of England, from drawings made principally by J. M. W. Turner, R. A., and engraved by W. B. Cooke, George Cooke, and other eminent engravers.

「副記入」 1. Cooke, William Bernard, *enr.* 2. Cooke, George, *enr.*

Toschi, Paolo. Toschi's engravings from frescos by Corregio and Parmegiano. Reproduced by the heliotype process from

the Gray collection of engravings, Harvard university.

「副記入」 1. Correggio *i. e.* Antonio Allegri, *known as*. 2. Mazzuoli, Francesco, *called il Parmigianine*. 3. Harvard university. *William Hayes Fogg art museum. Gray collection of engravings.*

第 6 章 製圖家 (Cartographers 又は Map makers)。

地圖は製圖者名を記入すべし、若し製圖者名が不明の時は發行者名を記入すべし。(Cutter, 9, 368. Eclectic, 100. 大英博物館規則、1900, Catalogue of maps)

例 Gregory, C. C. McMillan's map of New Brunswick. Drawn by C. C. Gregory. Scale of statute miles [*ca.* 8 to the inch] Johnston, W. and A. K., *pub.* Johnston's commercial and library chart of the world on Mercator's projection.

第 7 章 建築家 (Architects)。

建物の設計圖は建築者名を記入すべし。(Cutter, 9. Eclectic, 100)

例 Holman, Emily Elizabeth. Picturesque summer cottages, containing 35 new and original designs for summer cottages, including also, some summer hotels, country clubs and road houses, ranging in price from \$ 250 to \$ 3,000. Designed and *pub.* by E. E. Holman, architect ...

第 8 章 樂譜 (Music)。

音樂上の著作は其の作曲者名を記入すべし、編纂者又は排纂者には副記入を附し、歌劇 (operas)、聖樂 (oratorios)、戯曲體の歌 (cantatas) 等には歌詞の作者名に副記入を附すべし。(Cutter, 11, 367. Eclectic, 102-104. 大英博物館規則、1900, Catalogue of music)

例 Albert, Eugen d'. Der improvisator. Open in drei aufzügen. Dichtung von Gustav Kastrop, musik von Eugen d'Albert ...

「副記入」 Kastrop, Gustav, *librettist.*

變形曲 (variations) は其の變形曲の作曲者名を記入し、原曲 (original theme) の作曲者名に副記入を附すべし。

例 Heller, Stephen. Variations sur un thème de Beethoven (Andante de la Sonate Op. 57) pour piano par Stephen Heller. Op. 133.

「副記入」 Beethoven, Ludwig von.

第 9 章 歌劇詩 (Librettos)。

歌劇詩は作者が判明せる時は其の歌劇詩作者名を記入し、然らざる時は其の標題を記入すべし。何れの場合にも其の作曲者名には副記入を附すべし。

例 Barbier, Jules. Faust, a lyric drama in five acts; book by J. Barbier and M. Carré, music by Charles Gounod.

On cover: Libretto, English and French text.

「副記入」 1. Carré, Michel, *joint author.* 2. Gounod, Charles François. Faust.

第 10 章 序曲附樂曲目録 (Thematic catalogue)。

【附註】米國議院圖書館補則第 24。

序曲附樂曲目録は其の作曲者名を記入し、編輯者又は編纂者には副記入を附すべし。

例 Mozart, Johann Chrysoston Wolfgang Amadeus. Chronologische-thenatisches verzeichniss sämtlicher tonwerke Wolfgang Amade Mozart's ... Von dr. Ludwig ritter von Köchel.

「副記入」 Köchel, Ludwig Alois Friedrich, ritter von.

第 11 章 紋章司巡視 (Heraldic visitations)。

【附註】米國議院圖書館補則第 9。

紋章司の巡視をなす紋章司名又は紋章院の各部長名を記入すべし。

下記の三項に對し副記入を附すべし。

(1) 巡視に關係せる他の紋章司。

(2) 編纂者。

(3) 紋章院又は其の各部長。

例 Bysshe, Sir Edward. A visitation of the county of Essex. Begun A. D. MDCLXIII, finished A. D. MDCLXVIII, by Sir Edward Bysshe, knt., Clarenceux king of arms. Ed. by J. J. Howard ...

「副記入」 1. Howard, Joseph Jackson, ed. 2. England. College of arms.

第 12 章 羅馬法王上諭 (Bulls)。

(52)

羅馬法王の上諭は次の如く記入すべし。

(1) 一般的上諭集。標目を Roman Catholic church. 副標目を Pope として記入すべし。蒐集者名又は編纂者名及び知られたる上諭集標題には副記入を附すべし。

例 Roman Catholic church. Pope, Bullarium romanum novissimum... tertio nunc editum a D. A. M. Cherubino.

「副記入」 Cherubinus, Laertius.

(2) 單一なる法王の上諭集 (即ち單一上諭集)。一般的上諭集と同様の標目を記入すべし、但し法王の在職期間及び法王名を附加すべし。尙 Alexander VI, pope, 1431-1503, は Pope, 1492-1503 (Alexander VI) の如く参照を附すべし。尙單一なる上諭の場合に於ては最初の一語又は數語を標目に附加するを可とす (殊に多數の標題を取扱ふ時)。

例 Roman Catholic church. Pope, 1492-1503 (Alexander VI)

Roman Catholic church. Pope, 1700-1721 (Clemens XI) Unigenitus.

第 13 章 註釋 (Commentaries)。

著書の主文に註釋の附記せられたる場合は主文の著者名を記入し、註釋者名には参照又は副記入を附すべし。

主文と共に發表せられたる註釋は往々にして註釋者名を記入するを可とする場合あり。例へば

(a) 本文が註釋に附隨せる事を活版の方法で明示せられたる時、即ち註釋の解説として頁脚に丸形括弧内に入れて小さく印刷せ

(53)

られたる場合。

(b) 本文が断片的に註釋中に散在し、本文と註釋の區別困難なる場合。(Cutter, 14-15. Eclectic, 139-140)

例 Demosthenes. Demosthenes, with an English commentary by the Rev. Robert Whiston ...

「副記入」 Whiston, Robert, ed.

Gill, William Hugh. The incarnate Word; being the Fourth gospel elucidated by interpolation for popular use, by William Hugh Gill ...

「副記入」 Bible. N. T. John.

第 14 章 續篇 (Continuations 又は Supplements)。

續篇が別個の標題のもとに全然獨立したる著書の形式をとれる場合は原著書名を以つて發行されたと否とに拘らず其の續篇の著者名を記入すべし、原著者名には參照を附すべし。

例 Justi, Karl Wilhelm. Grundlage zu einer hessischen gelehrten-schriftsteller- und künstler-geschichte vom jahre 1806 bis zum jahre 1830. Fortsetzung von Strieder's Hessischer gelehrten- und schriftsteller-geschichte und nachträge zu diesem werke. Von dr Karl Wilhelm Justi.

Strieder, Friedrich Wilhelm. Grundlage zu einer hessischen gelehrten- und schriftsteller-geschichte.

For a continuation of this work see Justi, Karl Wilhelm. Grund-

lage zu einer hessischen gelehrten-schriftsteller- und künstler-geschichte.

Copinger, Walter Arthur. Supplement to Hain's Repertorium bibliographicum ... By W. A. Copinger ...

Reichling, Dietrich. Appendices ad Hainii-Copingeri Repertorium bibliographicum; additiones et emendationes edidit Dietericus Reichling ...

Hain, Ludwig Friedrich Theodor. Repertorium bibliographicum. see also

Copinger, Walter Arthur. Supplement to Hain's Repertorium bibliographicum.

Reichling, Dietrich. Appendices ad Hainii-Copingeri Repertorium bibliographicum.

第 15 章 索引 (Indexes)。

索引は其の索引の屬する著書の書名を記入すべし。編纂者名を副記入に附すべし。

例 The New York genealogical and biographical record. Devoted to the interests of American genealogy and biography ... v. I— ; Jan. 1870—
— Subject-index. Volumes I—XXIV. Comp. by Theodore M. Banta.

「副記入」 Banta, Theodore Melvin, comp.

Klein, Julius Leopold. Geschichte des drama's, von J. L. Klein.
— Register-band zur Geschichte des drama's von J. L. Klein.
Bd. I-XIII. Bearb. von Theodor Ebner.

「副記入」 Ebner, Theodor, *comp.*

會又は學會の種々の出版物の索引は其の團體名を記入し、編纂者には副記入を附すべし。

例 Archaeological institute of America. ... Index to publications.
1879-1889. By William Stetson Merrill.

「副記入」 Merrill, William Stetson, *comp.*

普通の索引は大體其の編纂者を記入するものなるが、定期刊行物索引の如く種類多きものは其の索引書名を記入するを可とす。

例 Griswold, William McCrillis. ... An index to articles relating to history, biography, literature, society and travel, contained in collections of essays (etc.) By W. M. Griswold ...

Poole's index to periodical literature, by William Frederick Pool ... with the assistance as associate editor of William I. Fletcher ... and the coöperation of the American library association and the Library association of the United Kingdom Rev. ed. v. I... 1802-1881.

The later volumes are designated "first supplement," "second supplement," etc.

「副記入」 1. Poole, William Frederick. 2. Fletcher, William Isaac.

The Annual library index, 1905- Including periodicals, American and English ; essays, book-chapters, etc. ; bibliographies, necrology, and index to dates of principal events. Ed. with the coöperation of members of the American library association by W. I. Fletcher and H. E. Haines.

「副記入」 1. Fletcher, William Isaac. 2. Haines, Helen Elizabeth.

... A. L. A. Portrait index. Index to portraits contained in printed books and periodicals, comp. with the coöperation of many librarians and others for the Publishing board of the American library association. Ed. by William Coolidge Lane ... and Nina E. Browne ...

「副記入」 1. Lane, William Coolidge. 2. Browne, Nina Eliza.

第 16 章 要語索引 (Concordances)。

要語索引は其の編纂者名を記入し、要語索引されたる著者名には副記入を附すべし。(Cutter, 20. Eclectic, 134-138)

例 Furness, Helen Kate (Rogers) "Mrs. H. H. Furness." A concordance to Shakespeare's poems: an index to every word therein contained, by Mrs. Horace Howard Furness ...

「副記入」 Shakespeare, William—Concordances.

英國圖書館協會の規則によれば要語索引は要語索引されたる著者名を記入し、編纂者には副記入を附する事とせり。

第 17 章 梗概 (Epitomes)。

梗概は原著者名を記入し、梗概作者名には副記入を附すべし。

(Cutter, 17. Eclectic, 141)

例 Malory, Sir Thomas. The boy's King Arthur; being Sir Thomas Malory's history of King Arthur and his knights of the Round table; ed. for boys with an introduction by Sidney Lanier ...

「副記入」 Lanier, Sidney, *ed.*

第 18 章 拔萃、名句集 (Excerpts, chrestomathies)。

拔萃、名句集は著者が一名の場合は其の著者名を記入し、編纂者名には副記入又は参照を附すべし。(Cutter, 19)

数人の著者ある時は本書第 126 章を参照すべし。

例 Burns, Robert. Gems from Burns; selections from the poems, letters, lyrics and ballads of Robert Burns, by Gordon Garrett ...

「副記入」 Garrett, Gordon, *ed.*

Plato. Chrestomathia Platoniana.

With the Latin translation of Jean de Serres. Ed. by F. C. Mueller.

「副記入」 1. Serres, Jean de, *tr.* 2. Mueller, Ferdinand Christian, *ed.*

第 19 章 訂正版 (Revisions)。

訂正版は其の内容に於て新著書と認められざる時は原著者名を記入し、新著書と認められたる時は訂正者を記入し、原著者名には副記入又は参照を附すべし。(Cutter, 18. Eclectic, 289-293)

例 Johnston, Alexander, 1849-1889. A history of the United States for schools ... by Alexander Johnston ... 4th ed., rev. and continued by Winthrop More Daniels ... and William MacDonald... 1902.

「副記入」 1. Daniels, Winthrop More. 2. MacDonald, William. Seubert, Adolf Friedrich. Allgemeines künstler-lexicon; oder, Leben und werke der berühmtesten bildenden künstler. 2. aufl. umgearb. und ergänzt von A. Seubert.

2d edition of Friedrich Müller's Die künstler aller zeiten und völker.

Müller, Friedrich. Die künstler aller zeiten völker.

For a second edition of this work see Seubert, Adolf Friedrich. Allgemeines künstler-lexicon. 1882.

第 20 章 座談記、會見記 (Table-talk, interviews)。

座談記は談話者名を記入し、會見記は會見した人の名を記入すべし。

(Cutter, 22)

例 Selden, John. The table talk of John Selden; ed. with an introduction and notes by Samuel Harvey Reynolds ...

「副記入」 Reynolds, Samuel Harvey, *ed.*

第 21 章 翻譯書 (Translations)。

翻譯書は原作の標目を記入し、翻譯者名には副記入を附すべし。
(Cutter, 245-247)

例 *Homerus. The Iliad of Homer, done into English prose
by Andrew Lang ... Walter Leaf ... and Ernest Myers ...*

「副記入」 1. *Lang, Andrew, tr.* 2. *Leaf, Walter, tr.* 3. *Myers,
Ernest, tr.*

第 22 章 寫本 (Manuscripts)。

寫本は一般著者名目録に記入を要する場合は下記規則に依つて取扱
ふべし。

1. 寫本及び其の模寫は其の著者名を記入すべし。

例 *Keats, John. Hyperion. (Manuscript) Hyperion; a facsimile
of Keats's autograph manuscript with a transliteration of the
manuscript of The fall of Hyperion, a dream. With introductions
and notes by Ernest de Sélincourt.*

「副記入」 *Sélincourt, Ernest de, ed.*

2. 無著者名寫本又は其の模寫は其の寫本の標題が一般に知らるる
時は其の標題を記入し、然らざる時は其の寫本の屬する寫本集の
名稱又は番號を記入すべし。

例 *Codex Fejérváry-Mayer.*

Códice Martinez Gracía.

Flateyjarbók.

Nibelungenlied. Mss., h.

Paris. Bibliothèque nationale. Mss. lat. 10318.

寫本集又は寫本の模寫集は一般の集書と同様に取扱ふ (本書第 126
章参照)。(Cutter, 109, 366)

6) 個人の著者—著者名を如何なる部分又は如何なる形式で記入す
るか。

第 23 章 自國語形の全姓名 (Full name in vernacular form)。

標目の著者名は特殊の例外を除き各自國語形の全姓名を記入すべし
(本書第 27-28, 31-32, 38-39, 42-50, 52, 56 章参照)。但し此の際
用ひざる形には参照を附すべし。

著名なる著者の人名簿は “A selection of cataloguers' reference
books in New York state library” を参照すべし。

姓 (Surname) よりする記入法。

第 24 章 概則 (General rule)。

一般に現代の著者名は先の家族名 (family name) を記入し、次に
名 (forename) を記入すべし。此の記入法の詳細は下に示す如し。

第 25 章 複合姓 (Compound surnames)。

複合姓は最初の部分より記入し、他の部分には参照をすべし。

例 Campbell-Bannerman, *Sir Henry*.

Watts-Dunton, Theodore.

Hart-Synnot, Arthur FitzRoy.

Pardo Bazán, Emilia.

Cotarelo y Mori, Emilio.

Calderón de la Barca, Pedro.

Schulze-Delitzsch, Hermann.

Imbert de Saint-Amand, Arthur Léon, *baron*.

Leveson-Gower, Arthur Francis Gresham.

Simonde de Sismondi, Jean Charles Léonard.

Vivien de Saint-Martin, Louis.

Pflugk-Harttung, Julius Albert G. von.

著者又は著者の國の習慣に依り最初よりも他の部分の記入を便宜とする場合は本規則の例外として取扱ふべし。

例 Salomons, *Sir David Lionel Goldsmil-Stern-, bart.*

Fénelon, François de Salignac de La-Mothe.

第 26 章 前置語を有する姓 (Surnames with prefixes)。

前置語を有する姓は前置語の次の語より記入すべし、但し次の場合は例外とすべし。

(a) 英語は前置語より記入すべし。

(b) 佛語は前置語が冠詞より成るか又は冠詞を包含せる場合、前置語より記入すべし。

(c) 伊語、西語は前置語が單に冠詞なる時は前置語より記入すべし。

(d) 前置語と姓が一語なる時は前置語より記入すべし。

歸化、同化したる人々の姓に他國語の前置語、冠詞の前行せるものは最初の語より記入すべし。(Cutter, 29. Eclectic, 2-11, 427. 大英博物館規則 12)

例 Hoffman (—von), Lima (—de), Ponte e Horto (—da), Santos Pereira Jardim (—dos), Brink (—ten), Haar (—ter), Haeghen (—van der), Lear (—von).

例外英語、

A' Becket, Ap John, De Quincey, De La Rue, De Morgan, D'Israeli, Le Galienne, MacDonald, Van Buren.

例外佛語、

Du Moncel, La Rochefoucauld, Le Sage, Du Piu, Du Bocage. 但し Rosng (—de), Bouille (—de), Allard (—de).

例外伊語及び西語、

La Lumia, La Farina, Lo Gatto. 但し Farina (—da), Río (—del), Torre (—della).

以上は前置語の次の語より記入すべし。

前置語と複合せる名、

例 Vanderkindere, Vonhausen, Zurlauben, Dechambre, Vanderhoeck, Delacroix, Lafuente, Laserna, Dallolio.

第 27 章 名 (Form of forenames)。

名は著者の自國語又は使用國語に於ける最も通常のものを記入すべし。疑はしき場合は著者が自己の著作に最も多く使用せる國語にて記入すべし。例へば Pushkin, Aleksandr Sergieevich は Alexander に非らず。獨逸、西班牙人の名に於ては下の如き紛はしき場合に注意を要す。ph は f とし、c は k とすべし。例へば Adolph は Adolf とし、Carl は Karl とするが如し。古典名に於ける ae は e よりも可とせらる、例へば Aegidus は Egidius で非らざるが如し。

第 28 章 不用名 (Unused forenames)。

著者自身が用ひざる名及び其の著書の標題紙に頭字にて表はれざる名は之れを除くべし。例へば Conradi, Bruno は Karl Paul Bruno に非らず、Dickens, Charles は Charles John Huffam に非らざるが如し。上記の如き場合に全名を記入するを可とする時は次の如くすべし。Levasseur, Èmile i. e. Pierre Èmile. 此際用ひざるものには參照を附すべし。

第 29 章 變體名 (Forenames with variants)。

判然たる變更を有する名にして且つ著者が其の變體名を常に使用する時は此の變體名を記入すべし。而して必要ある時は其の原名に參照を附すべし。

例 Droysen, Hans. (Droysen, Johannes に參照を附す)。

Reuter, Fritz. (Reuter, Friedrich に參照を附す)。

Whitman, Walt.

Carleton, Will.

英國圖書館協會委員會に於ては大體原名を記入してゐるが、一般の圖書館は著者が變體名を使用する場合は之れを記入す。

第 30 章 複合名 (Compound forenames)。

一語に複合したる名は分離すべからず、但し著者が分離したる形を使用する時は此の限りに非らず。

例 Martini, Giambattista. (Giombattista Battista に非らず)。

名、稱號等よりする記入法。

第 31 章 法王、元首等 (Popes, sovereigns, etc.)。

名の上に依つて知られたる元首、統治者たる皇族、法王、聖徒等は其の名を記入すべし。(本書第 45, 46, 48 章參照)

【附註】 十四世紀までの名前は記入語として綽名よりも寧ろ名を書く方が判り易い。

例 Charles II, king of Great Britain.

Albert I, prince of Monaco.

Karl, landgrave of Hesse-Cassel.

Pius II, pope.

Athanasius, Saint.

Giraldus Cambrensis.

Geoffrey of Monmouth.

Thomas the Rhymer.

第 32 章 皇族 (Princes of the blood)。

一般に元首直接の家族は名を記入し、其の稱號に對し參照を附すべし、但し其の稱號に依つて確然と知られたる場合は其の稱號を記入すべし。

例 Carlos, *Don, infante of Spain.*

George, *prince of Wales.*

但し

Orléans, Gaston Jean Baptiste, *duc d'.*

Conti, Marie Anne de Bourbon, *princesse de.*

英國圖書館協會規則によれば元首直接の家族は名を記入し、其の稱號は參照を附す。

第 33 章 貴族 (Noblemen)。

貴族名は其の最近の稱號を記入すべし、但し家族名又は以前の稱號が更によく知られたる場合は此の限りに非らず。何れの場合にも記入語として用ひざりし名稱には參照を附すべし。 (Cutter, 25-26.

Eclectic, 28-31 及び 66-67 頁註記)

例 Kelvin, William Thomson, *1st baron.*

Tennyson, Alfred Tennyson, *1st baron.*

Avebury, John Lubbock, *1st baron.*

Salisbury, Robert Arthur Talbot Gascoyne-Cecil, *3d marquess of.*

Lyton, Edward George Earle Lytton Bulwer-Lytton, *1st baron.*

Saint-Simon, Louis de Rouvroy, *duc de.*

但し

Baron, Francis, *viscount St. Albans.*

Walpole, Horace, *4th earl of Orford.*

英國圖書館協會規則によれば貴族は其の家族名を記入し、其の稱號には參照を附す。

例 Lubbock, John, *1st baron Avebury.*

第 34 章 高僧 (Ecclesiastical dignitaries)。

前條 31 章に述べたる以外の高僧名は姓を記入すべし。英國の教會に於ける僧正 (bishop) 及び大僧正 (archbishop) の場合には其の座位に對して參照を附すべし。

例 Davidson, Randall Thomas, *abp. of Canterbury.*

Colenso, Joseph William, *bp. of Natal.*

Wilberforce, Samuel, *successively bp. of Oxford and Winchester.*

標目に於ける稱號、名稱、通名の取扱方。

第 35 章 貴族等の稱號 (Titles of nobility, etc.)。

著者名に貴顯、高位を表はす稱號、名稱が一般に附隨して用ひられたる時は標目に之れを附加し、名が記入語となれる場合に於ては他國の稱號は英語にて記入すべし、然らざる場合は各自國語にて記入

すべし。(Cutter, 214-216. Eclectic, 446-452)

【附註】米國議院圖書館は僧正、大僧正、君牧師(羅馬法王の最高顧問)等の稱號は英語形を用ふ。

例 Karl, *archduke of Austria.*

Karl Ludwig, *elector palatine.*

但し

Humboldt, Wilhelm, *freiherr von.*

Mirabeau, Honoré Gabriel Riquetti *comte de.*

英國婦人の稱號に關しては Cutter, 214 に説明あり。尙 Eclectic, 452 を參照すべし。

第 36 章 名が記入語となりたる場合の通名 (Epithets, etc., added when forename becomes entry word)。

名が記入語として用ひられたる場合に於ては著者の有名なる通名、綽名又は原籍、國籍等を表はす形容詞等は之れを其の名に附記すべし。

例 Kazimierz III, *Wielki, king of Poland.*

Joannes *Eleemosynarius, Saint, patriarch of Alexandria.*

Gulielmus *Alvernus, bp. of Paris.*

第 37 章 時代と名稱 (Dates and designations)。

同姓名の著者は標目に其の生存の時代及び官名、職業名等を表はす説明稱を附して區別すべし。生死の年が容易に判明し得る時は同姓

名の著者を區別する時不必要なりとも之れを標目に附記すべし。

(Cutter, 213)

例 Smith, John, 1536-1616.

Smith, John, 1580-1631.

Smith, John, *clock-maker*

Smith, John, *of Malton, Eng.*

Smith, John, *rector of Raldock.*

Smith, John, *surgeon and trading captain.*

雅號、變名等の取扱方。

第 38 章 雅號 (Pseudonyms)。

本名が不明の場合は著者の雅號を記入し、標目に *pseud.* なる略語を附記すべし。

【附註】米國議院圖書館に於ては著者の雅號が獨占的に使用せられ本名より雅號の方が文學史上に於て知られて居る少數の著者は雅號を記入す。

例 Eliot, George, *pseud. of Marian Evans, afterwards Cross.* George Eliot's life as related in her letters and journals, arranged and edited by her husband, J. W. Cross ...

〔副記入〕 Cross, John. Walter, *ed.*

一個の雅號にて共著せし二人又は二人以上の著者の場合に於て實際上の理由のため其の雅號の記入が屢々選ばるゝ時は例外とす。

例 Tilton, Dwight, *pseud. of George Tilton Richardson and Wilder Dwight* Quint. On Satan's moun', by Dwight Tilton ... illustrations by Charles H. Stephens.

而して稱號には副記入を附すべし。 (Cutter, 7, 97, 204-205, Eclectic, 64-79)

例 Adams, Mary, *pseud.* Confessions of a wife, by Mary Adams, with illustrations by Granville Smith.

[French, Alice] Expiation, by Octave Thanet [*pseud.*].

第 39 章 戲名、渾名等 (Sobriquets, nicknames, etc.)。

主として藝術家名に於ける如き極めて少數の場合なるも一般社會に通用せる戲名、渾名は記入語として用ふべし、但し戲名、渾名が著者の名に非らざる時に限らるべし。 (Cutter, 24 a. Eclectic, 407)

例 Tintoretto *i. e.* Jacopo Robusti, *known as.* (Robusti に参照を附す)。

Giorgione *i. e.* Giorgio Barbarelli, *known as.* (Barbarelli に参照を附す)。

第 40 章 改名の概則 (Change of name—general rule)。

改名したる著者には其の最近の名を用ふべし、但し前名が一般に通用せる場合は此の限りに非らず。單に名の綴字を變更したる場合も之れと同じ。記入語として用ひざりし名には参照を附すべし。

例 Stretton, Hesba, *originally* Hannah Smith.

Lindenbruch, Friedrich. (Lindenbrog に参照を附す)。

Wülker, Richard. (Wülcker に参照を附す)。

Fiske, John. (Green, Edmund Fiske に参照を附す)。

英國圖書館協會規則によれば著者が改名したる時又は最初一つの名を發表して次に第二の名を附加せる時は標目に原名を記入し、其の後に *afterwards* なる語を附記して第二の名を記入す。(大英博物館規則、11)

第 41 章 既婚婦人 (Married women)。

既婚婦人は其の最近の名を記入すべし、但し著者が前名(處女名、先夫名等)を常に用ふる時は此の限りに非らず、何れの場合にも記入語として用ひざりし名には参照を附すべし。

標目は次の如きものより成る。

(a) 夫の姓、

(b) 彼女自身の名、

(c) 處女名、

(有名なる時は丸形括弧内に挟みて)。

例 Stowe, Mrs. Emily Howard (Jennings)

Hopkins, Mrs. Sarah (Drake) Garretson.

Jackson, Mrs. Helen Maria (Fiske) Hunt.

Soyaux, Frau Frieda (Schanz)

Gasparin, Vatie (Boissier) *comtesse de.*

著者が標題紙に自身の名を用ひずして夫の名又は夫の頭字を用ふる時は標目に之れを附記し且つ参照を附すべし。

例 Hinkson, Katharine (Tynan) "Mrs. H. A. Hinkson."

Ward, Mary Angela (Arnold) "Mrs. Humphry Ward."

處女名又は前夫名を記入すべき既婚婦人の例は次に示す如し。

例 Bell, Lilian Lida, "*Mrs.* A. H. Bogue."

Potter, Margaret Horton, "*Mrs.* J. D. Black."

Wiggin, Kate Douglas (Smith) "*Mrs.* G. C. Riggs."

Brontë, Charlotte. (Nicholls, *Mrs.* Charlotte (Brontë) に参照を附す)。

(Cutter, 24 c. Eclectic, 34-36, 431-433)

英國圖書館協會規則によれば既婚婦人には著者名として用ひたる最初の名を記入し、以後の名には参照を附す。

例 Robinson, Agnes Mary Frances, *afterwards Mrs* James Darmesteter, *afterwards Mme.* Duclaux. (Darmesteter, *Mrs.* James 及び Duclaux, *Mme.* に参照を附す)。

第 42 章 國語、字譯等に依る變化 (Variations due to language, transliteration, etc.)。

著者が常に自己の姓名に他國語形を用ふる時は他國語形にて記入すべし。

例 Leschetizky, Theodor. (Leszetycki, Teodor に非らず)。

Tschermak, Gustav. (Cermak に非らず)。

著者が其の著作に他國語を用ひ其の姓名にも他國語形を用ふる時は此の方法を用ふべし。著者が他國人間にあつて特殊なる形を用ふるか、又は此の規則に定めたるものと異りたる字譯名が通用せるが如き、字譯せられたる名の場合にも之れと同様の方法を以つて記入す

べし。

例 Rangabē. (Rankabēs に非らず)。

Vlachos. (Blachos に非らず)。

(Eclectic, 377-383 参照)。

第 43 章 中世紀、文藝復興、宗教改革期等に於ける著者 (Writers of the middle ages and the renaissance and reformation periods)。

中世紀、文藝復興、宗教改革期等の著者にして其の姓名を古典語に譯せるもの又は原名と全然關係なき希臘、拉典語形の姓名を用ふるものは著者の用ふる此等の形にて記入すべし。

例 Agricola, Rudolf. (Bauer に非らず)。

Xylander, Wilhelm. (Holtzmann に非らず)。

Melanchthon, Philipp. (Schwarzerd に非らず)。

Oecolampadius, Johannes. (Hauschein に非らず)。

但し著者が原名を使用しそれが一般に適用せる場合は原名を記入すべし。

例 Reuchilin, Johann. (Capnion に非らず)。

何れの場合にも記入語として用ひざりし姓名には参照を附すべし。

第 44 章 後期宗教改革期及び現代の著者にして拉典語形名が一般に通用せらるゝもの (Post-reformation and modern writers known under a Latin form)。

拉典語形と自國語形と兩様の姓名を有する後期宗教改革期及び現代

の著者にして拉典語形が一般に有名なる時は此の拉典語形を以つて
記入し、自國語形には参照を附すべし。

例 *Grotius, Hugo.* (*Groot, Hugo von* に参照を附す)。

但し

Ritschl, Friedrich Wilhelm. (*Ritschelius, Friedericus* に非ら
ず)。

第 45 章 法王 (Popes)。

法王名は拉典語にて記入し、自國語の名及び家族名には参照を附す
べし。

例 *Pius II, pope.* (*Pio.* 及び *Piccolomini, Enea Silvio.* に参照
を附す)。

第 46 章 元首 (Sovereigns)。

元首名は自國語形にて記入し、英語形を以つて参照を附すべし。

【附註】米國議院圖書館に於ては元首名記入に「ローマ」字又は「ゴシック」字の
A, B, C を用ひないで英語形を以つて記入する。

例 *Paul I, emperor of Russia* (*Pavel I* に非らず)。

Catharine II, empress of Russia (*Ekaterina II* に非らず)。

例 *Franz Joseph I, emperor of Austria.*

Friedrich I, Barbarossa, emperor of Germany.

Wilhelm II, German emperor.

Henti IV, king of France.

Umberto I, king of Italy.

第 47 章 聖書中の人物 (Bible characters)。

聖書中の人物は英語にて記入し、且つ權威ある翻譯書に記されたる
形を用ふべし。

例 *James, Saint, apostle.*

第 48 章 聖徒 (Saints)。

聖書中の人物に非らざる聖徒名は拉典語にて記入すべし、但し自國
語形又は其他の形が一般に知られたる場合は此の限りに非らざるべ
し。

拉典語形、

例 *Benedictus, Saint, abbot of Monte Cassino.*

Gregorius, Saint, bp. of Tours.

Joannes Eleemosynarius, Saint, patriarch of Alexandria.

Zeno, Saint, bp. of Verona.

Vincentius Lerinensis, Saint.

自國語形、

例 *Birgitta, Saint, of Sweden.*

Bernard de Clairvaux, Saint.

Geneviève, Saint of Paris.

英語形、

例 *Patrick, Saint.*

Augustine, Saint, abp. of Canterbury.

希臘、拉典及び東洋の著者の取扱方。

第 49 章 古代希臘の著者 (Ancient Greek writers)。

古代希臘の著者名は拉典語形を以て記入し、英語形又は希臘語形には参照を附すべし。古代希臘人名の適當なる記入語を知らんとせば次の如き古典辭書に據るべし。

Smith's Dictionary of Greek and Roman biography.

Engelmann's Bibliotheca scriptorum classicorum.

Harper's Dictionary of classical literature and antiquities.

例 Homerus. (Homer に参照を附す)。

Aeschylus. (Aischylos に参照を附す)。

第 50 章 東羅馬(ビザンティン)の著者 (Byzantine writers)。

東羅馬の著者名は拉典語形を以つて人稱名 (personal name) 又は洗禮名 (baptismal name) を記入すべし。殊に姓が家族名となりたる時は姓に参照を附すべし。(Instruktionen, 58)

例 Georgius Pisides, Georgius Syncellus. (Pisides, Syncellus に参照を附す)。

Anna Comnena, Joannes Tzetzes. (Comnena, Tzetzes に参照を附す)。

但し

Georgius Monachus, Maximus Confessor, Theodorus Anagnostes は Monachus, Confessor, Anagnostes の参照は不要とす。

第 51 章 古代拉典著者 (Classic Latin writers)。

拉典著者名は古典辭書に據り記入すべし (本書第 49 章参照)

但し著者名が二様ありて何れが有名なるか疑はしき場合は最初のもので記入し、第二のものに参照を附すべし。

例 Martianus Capella. (Capella に参照を附す)。

古代拉典著者名は拉典語の原形を記入し、而して其の原形が英語形と異なる時は英語形に對して参照を附すべし。

例 Horatius Flaccus, Quintus. (Horace に参照を附す)。

第 52 章 亞刺比亞、土耳其等の東洋人の著者 (Oriental writers: Arabic, Turkish, etc.)。

マホメット教國に居住し、而してその習慣に従ふ亞刺比亞、土耳其波斯等諸國の著者は其の人稱名を記入し、次に其の親屬關係を表はす名 (abū 父 ibn 子等と複合せるもの) を記入し、更に之れに特殊の名、例へば著者の生地又は著者の生涯、性格等に關係ある事實より轉來せる名を附記すべし。各名に就き参照を附すべし。

【附註】米國議院圖書館の印刷牌子は大體に於て大英博物館目錄に用ひて居る標目の形式に従ふ。

al なる冠詞は常に記入す、但し al が記入語となりたる名に前行する時は排列の際之れを除くべし。

【附註】ハイフンに依つて名と連結せることを表はす爲めに續けられたる定冠詞を一番最後に書いて定冠詞を換置する場合が多い。

例 Muhammad ibn Zakariyā, Abū Bakr, al-Rāzī. (Abū Bakr

Muhammad ibn Zakariyā, *al-Rāzi*. 及び *al-Rārī*. 及び *Rasis*. 及び *Rhases* に参照を附す)。

Abū Bakr ibn al-Ṭufail, Abū Ja' far, *al-Ishbīlī*. (Abu Ja' far ibn al-Ṭufail, *al-Ishbīlī*. 及び Ibn al-Ṭufail. 及び *al-Ishbīlī* に参照を附す)。

人稱名以外の名が人稱名より更に通用せらるゝ時及び特別なる形の名が西歐文學に於て特に作られ居る時は例外とすべし。

例 Abū al-Wafā, *al-Buzjānī*. (Muhammad ibn Muhammad, Abū al-Wafā, *al-Buzjānī*. 及び *al-Bujzānī*. 及び *Aboul-Wéfa*. に参照を附す)。

Averroës. (Muhammad ibn Alimad, Abu al-Walid, *called* Ibn Rushd. 及び Ibn Rushd. 及び Abū al-Walid Muhammad ibn Alimad, *called* Ibn Rushd に参照を附す)。

本書第 56 章例題参照。

第 53 章 ヘブライの著者 (Hebrew writers)。

十九世紀以前のヘブライ人の著者名は歐洲語形の其の名が更に有名なる場合を除き著者の洗禮を受くる時與へられたる名 (given name) を記入し、次に著者の父の名、生地、住所、職業、身分等を表はす名稱を記入すべし。ヘブライ人の固有名が *ben*, *abi*, *ab* を以つて始まる時は之等の名の完全なる形として之等の語を標目の最初に記入すべし。古シリヤ語の名の *bar* についても同様なり。冠詞は常に *ha-* と記入し、*ha-* が著者名に前行せる場合は排列の際之れを除く

べし。

【附註】 定冠詞を換置し、最後に定冠詞を書く場合が多い。(本書第 52 章附註参照)

ヘブライ語、亞刺比亞語の兩様を以つて著作せるヘブライ人の著者はヘブライ人名を記入し、亞刺比亞人名に参照を附すべし。ヘブライ人の著者名にして有名なる種々の形には夫々参照を附すべし。聖書に表はれたる人名はなるべく權威ある譯書に據るべし。

例 Israel ben Eliezer, Ba'al-Shem Tob, *called* Besht. (Besht, Israel ben Eliezer, *called* 及び Ba'al-Shen Tob, Israel ben Eliezer に参照を附す)。

Judah, *ha-Levi*. (Jehuda Halevi. 及び Halevi, Judah. に参照を附す)。

但し

Maimonides. (Moses ben Maimon. 及び Rambam に参照を附す)。

Leo Hebraeus. (Abranavel, Judah に参照を附す)。

第 54 章 印度人名 (Indic names)。

印度人の著者名は人稱名 (普通最初にあり) を記入し、家族名又は姓 (普通三番目にあり) に参照を附し、名が二つのみより成る時は第二のものに参照を附すべし。

【附註】 米國議院圖書館の印刷牌子は大體に於て大英博物館目錄に用ひて居る標目の形式に従ふ。

例 Mahādeva Govinda Rānade. (Rānade, Mahādeva Govinda 及び Govinda Rānade, Mahādeva に参照を附す)。

家族名が西歐の習慣に據る場合は其の家族名を記入し、人稱名に参照を附すべし。

例 Dutt, Romesh Chunder. (Romesh Chunder Dutt に参照を附す)。

第 55 章 其他の東洋人名 (Other Oriental names)。

上記 (第 52- 54 章参照) 以外の東洋人名は通常印度人名と同様に取扱ふべし。但しアルメニア人の如く西歐の習慣に據るものは此の限りに非らず、此の場合は Hagopian, Hovhan の如く現代の家族名と同様に取扱ふべし。

第 56 章 西歐の形にて通用する東洋人名 (Oriental names known under western forms)。

東洋人名にして特殊の形が西歐文學上に於て確然と一定せるものは其の形を以つて記入し、原名に参照を附すべし。

例 Avicenna. Abū 'Alī al-Ḥusain ibn 'Abd Allāh ibn Sīnā. 及び al-Ḥusain ibn 'Abd Allāh ibn Sīnā, Abū 'Alī. 及び Ibn Sīnā に参照を附す)。

Confucius. (Kung-Kew. 及び Kung Fu-tze に参照を附す)。

東洋人の著者名の翻譯には原書附録の 2 及び Instruktionen, 50-55 頁及び Eclectic, 338-343 を参照すべし。

東洋人の稱號、職業名の目録及び説明には Eclectic, 76-97 頁を参照すべし。

編輯者等の取扱方。

第 57 章 編輯者等 (Editors, etc.)。

編輯者、譯者、繼續者等は著者名記入と同様に取扱ふべし。

(Eclectic, 176)

●) 著者としての團體。

232 号 建設物

政府の出版物。

政府 (州、地方、自治市及び宗教、軍事又は法治の區) は其の公務上の出版物の著者と認めらる。

第 58 章 概則 (General rule)。

1 國、州、都市、町等の公務上の出版物は各々其の國、州、都市、町等の名を記入すべし。

[附註] 英語形では第 130 章の地理的標目を参照。

2 而して出版物を發行したる省、廳、局等の名は副標目として記入すべし。

例 Great Britain. Parliament.

Prussia. Ministerium des innern.

U. S. Department of state.

3 政府の出版物の記入には副標目として官廳名を用ひ官吏の職名を用

ひざるを可とす、例へば ^局 *Bureau of education* とし *Commissioner of education* とすべからず。(Cutter, 53)

4. 官廳名に對し官廳の所屬長官名を参照とすべし。

例 *Wilson, James, see also U. S. Department of agriculture.*

5. 時には官廳の所屬長官の職名が官廳名と一致せる場合あり。此の際
は其の所屬長官の職名を副標目とすべし。

例 *Illinois. State entomologist.*

6. *President, Governor, Mayor,* 等の如き副標目には其の人名に在職期
を前置して附記し、以つて其の在職期内に發行せられたる出版物な
ることを表はすを可とす。

例 *U. S. President, 1789-1797 (Washington)*

第 59 章 省に屬する局又は所 (Bureaus ^{or} offices subordinate to a
department)。

7. 政府部内の局又は所にして或る省に屬するものは國名を記入し、其
の省を副標目として出すべからず。

例 *U. S. Bureau of insular affairs. (U. S. Insular affairs Bureau
of. 及び U. S. War department. Bureau of insular affairs. に參
照を附す)。*

*U. S. Hydrographic office. (U. S. Navy department. Hydro-
graphic office. に參照を附す)。*

*Italy. Direzione generale dei telegrafi. (Italy. Telegrafi, Direzione
generale dei. 及び Italy. Ministero dei lavori pubblici. Direzione*

*generale dei telegrafi. 及び Italy. Ministero delle poste e dei telegrafi.
Direzione generale dei telegrafi. に參照を附す)。*

*Prussia. Statistisches landesamt (Prussia. Ministerium des innern.
Statistisches landesamt. に參照を附す)。*

出版局及び米國議院圖書館にては省、局等の名稱は其の儘之れを記
入するも多くの圖書館は *U. S. Education, Bureau of; Massachusetts.
Agriculture, State board of.* の如く轉位したる形を用ふ。(U. S. Supt.
of documents. Author headings for U. S. public documents, 1903 參
照)。

又 Bowker's "State publications" に於ては次の如き形を用ふ。

例 *New Hampshire. [Agriculture] Board of agriculture.*

Vermont. [Insane] Supervisors of the insane.

尙特に印刷牌子の場合に便宜なる方法は副標目の語をゴシックの如
き特別の形に印刷して之れを明瞭にすべきなり。此の方法による時
は(最初の語又は捕語に據り) 排列する場合、標目を變更せしめず
して自由に選擇し得べし。

例 *U. S. Bureau of education.*

[譯者註] 捕語とは毎頁の右方底邊に印す次頁の首字(即ち接字、渡り言葉)之れは
昔の印刷本に多く用ひられたるものなり。

2. 課、係の如き小區分は其の上に立てる省又は局を掲げて其の次に記
入すべし。

例 *U. S. Department of agriculture. Division of botany.*

U. S. Bureau of animal industry. Dairy division.

第 60 章 官吏に非らざるもの報告書 (Reports not by an official)。

官吏に非らざるものが政府の或る省に提出したる報告書は其の報告者名 (執筆者名) を記入し、その省名を副記入とすべし。

此の規則は民間の商會、會社の出版物に適用するも可なり、而して或る官吏が自己の公務として其の編纂者又は出版者となりたる時と雖も主要記入は通常商會、會社名を以つてすべし。

但し其の著作が個人的出版物として一般に知られたる場合は主要記入は其の個人名を以つてすべし。上記何れの場合に於ても主要標目とせざりし部分には副記入又は参照を附すべし。

第 61 章 報告集又は報告叢書 (Collection or series of reports)。

相異なる人々が或る省に提出したる報告集又は叢書は其省名を記入すべし。個人の報告書が重要にして且つ權威あるものなる時は報告者が官吏なる場合と雖も其の報告者名を副記入又は分出とすべし。

但し官吏の純然たる職務上の報告書には其の官吏名を副記入とすべからず。(本書第 58 章第 3 節参照)

例 U. S. Geological survey. ... Reconnaissances in the Cape Nome and Norton Bay regions, Alaska, in 1900, by Alfred H. Brooks, George B. Richardson, Arthur J. Collier and Walter C. Mendenhall.

「副記入」 1. Brooks, Alfred Hulse. 2. Richardson, George Burr
3. Collier, Arthur James. 4. Mendenhall, Walter Curran.

第 62 章 法律 (Laws)。

法律は一般法律全集、法典、特殊法律、單行條例等の如何を問はず、國名又は州名を記入すべし。若し編輯者又は出版者ある時は其の人名を副記入とすべし。又ハ参照

標目は A. R. Hasse's "U. S. government publications" に示されたる形に従ふべし。例へば U. S. Congress とせずして U. S. Statutes とするが如し。

【附註】 米國議院圖書館では法律、法令等の如きは副標目として用ふ。

例 (a) 法律集は

Gt. Brit. Laws, statutes, etc.

(b) 法律 (單一なる法律又は法律集) の發令年代は

Gt Brit. Laws, statutes, etc., 1837-1901 (Victoria).

(c) 合衆國の單一の法律は

U. S. Laws, statutes, etc., 1889-1890 (51st Cong., 1st sess.)

單一なる法律の標目に治世 (reign). 政府 (administration) 又は議會會期 (session). を包括したる年號を附記する代りに精確に時代によりて排列せんとする圖書館に於ては法律制定の精確なる年號を記入す。

例 U. S. Statutes. Revised statutes of the United States, passed at the first session of the Forty-third Congress, 1873-'74 ... Edited, printed, and published under the authority of an act of

Congress, and under the direction of the secretary of state.
参照は立法團體名より作るべし。例へば U. S. Congress. [Laws]
see U. S. Statutes.

Cutter, 第 3 版 41, 及び Eclectic, 183-184 に於ては條例、法律等
は國名又は州名を記入するも、例へば U. S. Congress; Great Britain.
Parliament; Massachusetts. General court. の如く立法團體の名は細
區分として取扱ふべし。

著者名目録に形式記入又は件名記入を入るゝと云ふ理由の下に上記
本規則に示す細區分に反對するものには後者の別則を必要とす。但
し浩瀚なる法律集（特に他國の）を有する圖書館は上記本規則に従
ふを可とす。立法條令は全部立法團體名又は政府名を以つて記入す
ることは此等の名稱が或國に於ては屢々變更さるゝ關係上不適當な
り。

市の布告の標目は A. R. Hasse's "U. S. government publications"
に示されたる形式を用ふべし。例へば Brooklyn, Ordinances. の如し。

第 63 章 法律の註解書、其他の編纂物等 (Digests of laws, com-
pilations, etc.)。

法律の註解書、其他の編纂物は其の法律の全文を掲げず一部分を引
用せるが如きもの及び註解書の勞力が其の書の特質を表はす時は註
解者名を記入すべし。國名は副記入又は参照とすべし。

疑はしき場合は本書第 62 章に示す如く國名を主要記入とし、註解
者名を副記入とすべし。

例 Manresa y Navarro, José Maria. Comentarios al Código
civil español, ^{by} por D. José Maria Manresa y Navarro ... ^{with} con la
colaboración ^{of the} de varios jurisconsultos ...

「副記入」 Spain. Statutes.

第 64 章 法律報告 (Law reports)。

單一なる裁判所の報告は其の裁判所名を記入し、報告者名、編纂者
名を副記入とすべし。

標目の形式は次の如し。

1. 國名、州名、地方名（地方裁判所の場合は市名又は町名）。
2. 裁判所名。

例 New York (State) Court of appeals. Transcript appeals ...
The file of opinions in cases argued before the Court of appeals
of the state of New York, during the January term, 1867 [-June
term, 1868] From official copies certified by Joel Tiffany, state
reporter.

「副記入」 Tiffany, Joel.

Great Britain. Court for the consideration of crown cases reserved.
Crown cases reserved for consideration; and decided by the
twelve judges of England, from the year 1799 to the year 1824.
By William Oldnall Russell and Edward Ryan ...

「副記入」 1. Russell, Sir William Oldnall. 2. Ryan, Sir
Edward.

第 65 章 法律報告の註解書 (Digests of reports)。

法律報告の註解書は註解者名を記入し、若し無著者名の場合は書名を記入すべし。尙其の註解書が特殊の裁判所の報告に限られたるものなる時は其の裁判所名又は裁判官名を副記入とし、尙其の註解書の書名が有名なる時は其の書名をも副記入とすべし。

例 Morrison, Robert Stewart. Colorado digest; containing the decisions of the Supreme court, Court of appeals and federal courts of the state as reported in volumes 1-25 Colorado reports, 1-13 Court of appeals report; the contemporaneous Pacific reporters, 1-100 Federal reporters, 101-178 U. S. reports and local reports, with table of cases digested, with their citations, and table of overruled cases, by R. S. Morrison...

第 66 章 判定、判決、示達 (Opinions, decisions, charges)。

単一なる判定、判決、示達は、裁判所名を記入し、必要な場合には裁判官名、原告被告名等の標目を副記入とすべし。副記入に関しては本書第 132 章民事訴訟の副記入の註記を参照。

例 U. S. Circuit court (1st circuit) The opinion of Judge Story in the case of William Allen vs. Joseph McKeen, treasurer of Bowdoin college, decided in the Circuit court of the United States, at the May term at Portland, 1833.

「副記入」 1. Story, Joseph. 2. Allen, William. 3. McKeen, Joseph. 4. Bowdoin college.

U. S. Circuit court (8th circuit) ... Decision of John F. Philips, judge, in Temple lot case. The Reorganized church of Jesus Christ of Latter day rains versus the Church of Christ, et al.
「副記入」 1. Philips, John F. 2. Reorganized church of Jesus Christ of Latter day saints. 3. Independence, Mo, Church of Christ.

第 67 章 抗辯 (Pleas)。

各別個に印刷せられたる抗辯は其の抗辯をなしたる辯護士名を記入すべし。

例 Whiting, William. Argument of William Whiting, esq., in the case of Ross Winans v. Orsanus Eaton et al., for an alleged infringement of his patent for the eight-wheel railroad car. Before Hon. Samuel Nelson, justice of the United States Circuit court for the northern district of New York. Phonographically reported by Arthur Cannon ...

「副記入」 1. Winans, Ross. 2. Eatcd, Orsanus.

第 68 章 憲法 (Constitutions)。

憲法は國名又は州名を記入し、*Constitution* なる語を副標目とすべし。

【附註】米國議院圖書館に於ては自國語を以つて副標目とす。例へば Switzerland. *Bundesverfassung*. とするが如し。

例 U. S. Constitution.

Switzerland. Constitution.

憲法は發布の年號（印刷年號）を以て排列し、特別に發布せられたるもの、再版の場合には原發行の年號を以て排列し、印刷年號を以て副排列をなすべし。

第 69 章 憲法會議 (Constitutional conventions)。

憲法會議は州名を記入し、*Constitutional convention* なる語を副標目とし、次に年號を記入すべし。

例 New Hampshire. *Constitutional convention*, 1902.

第 70 章 特許狀 (Charters)。

特許狀は其れが是認せられたる國名、州名、市名、團體名を記入し、*Charters* なる語を副標目とすべし。而して其れを是認したる最高者名を副記入とすべし。

例 Baltimore. *Charters*. The new charter of Baltimore city. Published under resolution of the City council of Baltimore city, adopted April 25, 1898.

「副記入」 Maryland. *Statutes*.

第 71 章 條約 (Treaties)。

(1) 單一なる條約の場合。

條約は標題紙の最初に示されたる一方の當事者名を記入し、*Treaties*

なる語を副標目とし、他の當事者は副記入とすべし。而して條約が通例地名を以て稱せらるゝ時は其の地名を参照とし、地名以外の名稱ある時も之れに同じ。

【附註】 辭書體目錄に於て形式記入又は件名記入は通例参照の地名を記入す。

例 Great Britain. *Treaties*, 1763. The definitive treaty of peace and friendship, between His Britannick Majesty, the Most Christian King, and the King of Spain. Concluded at Paris, the 10th day of February, 1763. To which, the King of Portugal acceded on the same day. Published by authority.

「副記入」 1. France. *Treaties*. 2. Spain. *Treaties*. 3. Portugal. *Treaties*.

(Paris, Treaty of, 1763 に参照を附す)。

個々の國の單一なる條約を年號順に排列する爲めには各條約の年號を副標目に附記すべし。(下記米國議院圖書館補則第 8 を参照)

(2) 條約集の場合。

數ヶ國の條約集は編纂者名を記入すべし。(本書第 126 章参照)

例 Rockhill, William Woodville, ed. *Treaties and conventions with or concerning China and Korea, 1894-1904, together with various state papers and documents affecting foreign interests.* Ed. by William Woodville Rockhill ...

「副記入」 1. China. *Treaties*. 2. Korea. *Treaties*. 3. U. S. *Treaties*.

(3) 或る一國が他の一國又は數ヶ國と締結したる條約集は該國の

名が標題紙の最初に表はれざる場合と雖も其の國名を記入すべし。

例 U. S. *Treaties*. ... Compilation of treaties in force. Prepared under resolution of the Senate, of February 11, 1904. Prepared under the direction of the Committee on foreign relations, United States Senate, by William M. Malloy.

「副記入」 1. U. S. *Congress. Senate. Committee on foreign relations*. 2. Malloy, William M., *comp.*

米國議院圖書館補則第 8。

諸外國に對する條約及び商議。

條約は標題紙の最初に掲げられたる當事者の一國を記入し *Treaties, etc.* なる語を副標目として附記し、而して當事者たる其の他の諸國は之れを副記入とすべし。條約が通例地名を以て稱せらるゝ時は其の地名より參照を附し、地名以外の名稱ある時も之れに同じ。

副記入は必要ある時國名に *Dept. of state; Foreign office; Ministère des affaires étrangères* 等の如き副標目を附記して之れを作るべし。

出版者、編者、譯者等も之れに同じ。

相異なる國の下に記入する場合は (1) 集書、(2) 年號順續刊書の二種類を以て排列すべし。(大英博物館目録の England, col. 297-343 參照)。

例 1. France. *Treaties, etc.* 2. France. *Treaties, etc., 1380-1422* (*Charles VI*).

會 (結社)。

會 (societies)、協會 (associations) とは學問、慈善、德義等に關するものより始め、あらゆる種類の會、協會を指すものにして其の中にも國、州、縣、郡の地名を冠せるもの及び俱樂部、同業組合、貴族結社、秘密結社、學校聯盟、同窓會校友會、男女基督教青年會、聯合結社、政黨、宗教團體等を含む。但し本書第 82 章より第 99 章迄の學會 (建設物) と區別すべし。

第 72 章 概則 (General rule)。

總て會は其の團體の名稱の最初の語 (冠詞を除く) より記入し、他に一般周知の名稱 (特に會の設立せられたる地名) ある時はその名稱より參照を附すべし。

【附註】 別則：總て會にして其の名稱に會の所在地又は其の調査の地理的範圍を表示する地名を含むものは、其の地名を記入すべし。然らざるものは其の會の名稱を記入す。

例 Botanical society of Edinburgh. (Edinburgh, Botanical society に參照を附す)。

Entomological society of New South Wales, Sydney. (New South Wales. Entomological society 及び Sydney. Entomological society of New South Wales に參照を附す)

Geographische gesellschaft in Hamburg. (Hamburg. Geographische gesellschaft に參照を附す)。

Académie royale des sciences, des lettres et des beaux-arts de Belgique, *Brussels*. (Brussels. Académie royale des sciences, des lettres et des beaux-arts de Belgique に参照を附す)。

Academy of natural sciences of Philadelphia. (Philadelphia, Academy of natural sciences に参照を附す)。

米國州立の史學會、農會、醫學會又は純然たる地方的の慈善、徳義、教化其他之れに類するものを目的としたる會は Cutter 及び米國圖書館協會規則未定稿版に於ては其の所在地の名稱を記入すべき事を規定せるが此等は概則の例外として確然たるものと認め得ざるものなり。但し所在地名の記入をなさんとする圖書館に於ては次の如き別則を用ふるを可とすべし。

【附註】 米國議院圖書館は米國州立史學會、農會は州名を以て記入す。

(a) 米國州立の會。

(1) 米國州立の史學會、農會、醫學會は州の維持を受くと否とに拘らず州名を以て記入すべし。(Cutter, 80. 米國圖書館協會規則未定稿版第 28 章参照)。

(2) 總ての米國州立の會(史學會、農會、醫學會、園藝術の會、昆蟲學會等)は州の維持を受くと否とに拘らず州名を以て記入すべし。

(b) 純然たる地方的の慈善、徳義、教化を目的としたる會。

(1) 會の所在地名を記入すべし。

(2) 會の所在地に在る圖書館は會の名稱を記入し、然らざるものは所在地名を記入すべし。

例外、變形等に對する規則。

第 73 章 國際結社 (International societies)。

國際的に組織せられたる結社又は其の名稱が種々の國語にて云ひ表はされ夫々獨自の名稱ある結社にして英語形の名稱が公用語として用ひらるゝものは英語形を以て記入し、然らざるものは最も頻繁に公用として用ひらるゝ形を以て記入すべし。

例 International maritime association. (Association internationale de la marine に参照を附す)。

International council for the study of the sea. (Conseil permanent international pour l'exploration de la mer 及び Central ausschuss für die internationale meeresforschung に参照を附す)。

Internationale erdmessung. (Association géodésique internationale 及び International geodetical association に参照を附す)。

Comité international des poids et mesures. (International commission of weights and mesures に参照を附す)。

Red cross. (一般の)。

Red cross. *U. S. American national Red cross*. (American national Red cross に参照を附す)。

Red cross. *Netherlands. Vereeniging tot het verteenen van hulp aan zieke en gewonde krijgslieden in tijd van oorlog*. (Vereeniging 等に参照を附す)。
1864 = オランダ

第 74 章 貴族結社、秘密結社等 (Orders of knighthood, secret orders, etc.)

貴族結社は中世、現代何れを問はず其の名稱を記入し、又秘密結社及び之れに類する團體も其の名稱を記入すべし。但し米國武士團 (American Knights templars) 及び其他正規の共濟秘密結社は共濟組合員 (Freemasons) なる標目の下に記入すべし。

(1) 中世の結社は通常英語形の名稱を記入すべし。

例 Knights of Malta. (Knights hospitalers of St. John of Jerusalem 及び Hospitalers of St. John of Jerusalem 等に参照を附す)。

Teutonic knights. (Deutscher orden 及び Deutsche ritter 及び Order der Ritter des hospitales St. Marien in Jerusalem 等に参照を附す)。

Templars. (Knights templars (*Masonic and military order*) に参照を附す)。

(2) 現代の結社。

例 Order of the Garter, Knights of Pythias. 参照は名稱の重要な語より附すべし。

(3) 共濟秘密結社。

例 Freemasons. *Knights templars*. (Knights templars (*Masonic order*) 及び Templars (*Masonic order*) に参照を附す)。

第 75 章 校友會 (Alumni associations)。

校友會は其の學校名を記入すべし。

例 Yale university. Society of alumni. (Society of alumni of Yale university に参照を附す)。

Pennsylvania college, Gettysburg. Alumni association. (Alumni association of Pennsylvania college に参照を附す)。

Smith college. Alumnae association. (Alumnae association of Smith college に参照を附す)。

Paris. École des chartes. Société de l'École des chartes. (Société de l'École des chartes に参照を附す)。

第 76 章 地方の専門學校或は大學の會 (Local college or university societies)。

地方の専門學校或は大學の會は學校名を記入すべし。

例 Columbia university. Philolexian society. (Philolexian society, Columbia university に参照を附す)。

第 77 章 同業組合 (Gilds)。

同業組合は其の存在せる都市の名稱を記入し、副標目として組合名を記入すべし。

例 London. Merchant tailors' company. (Merchant tailors' company, London に参照を附す)。

Dunfermline, Scot. Weavers' incorporation. (Weavers' incorporation, Dunfermline に参照を附す)。

Sheffield, Eng. Cutlers' company. (Cutlers' company, *Sheffield* に参照を附す)。

●第78章 K. K., R., I. 等の冠せられたる學士院 (Learned academies whose names begin with K. K., R., I., etc.)。

K. K., R., I. 等を冠せられたる學士院は冠詞を除きたる最初の語又は帝王の恩典を表はす K. K., R., I. 等の如き形容詞より記入すべし。Kaiserlich, Königlich, Reale, Imperiale 等の形容詞が名稱の最初にある時は之れを略語にて表はす、但し此等の形容詞が名稱の主要なる部分を構成する時は此の限りに非らず。上記の略語は排列に際しては度外視すべし。

英國の會名に於ける *Royal, Imperial* 等の語は略語とせず又排列に際しても度外視すべからず。

例 K. Akademie der wissenschaften, *Berlin*. (Königliche akademie der wissenschaften, *Berlin* 及び *Berlin*. K. Akademie der wissenschaften に参照を附す)。

K. K. Geographische gesellschaft in *Wien*. (Kaiserlich königliche geographische gesellschaft in *Wien* 及び *Vienna*. K. K. Geographische gesellschaft に参照を附す)。

I. R. Accademia di scienze, lettere ed arti degli agiati in *Rovereto*. (Imperiale regia accademia di scienze, lettere ed arti degli agiati in *Rovereto* 及び I. Regia accademia di scienze, lettere ed arti degli agiati in *Rovereto* 及び *Rovereto*. I. R. Accademia di

scienze, lettere ed arti degli agiati に参照を附す)。

Royal society of *Edinburgh*. (*Edinburgh*. Royal society に参照を附す)。

Imperial institute of the United Kingdom, the colonies, and *India, London*. (*London*. Imperial institute of the United Kingdom, the colonies, and *India* に参照を附す)。

第79章 聯合結社 (Affiliated societies)。

聯合結社の地方分會は其の聯合結社の總本部の名稱を記入すべし。但し其の總本部の名稱が地方分會の名稱の一部を成す時に限る。若し地方分會が總本部の名稱と全然關係なき獨自の名稱を有する時は本書第72章に依り獨立團體として記入すべし。此場合に於ては總本部の名に参照を附すべし。

例 Archaeological institute of *America, Washington society*. (Archaeological society of *Washington* 及び *Washington society* of Archaeological institute of *America* に参照を附す)。

Daughters of the *American revolution, Massachusetts, Col. Timothy Bigelow chapter, Worcester*.

但し

Norumbega women's club, Charlestown, Mass. (General federation of women's clubs. *Norumbega women's club, Charlestown, Mass.* に非らず)。

第 80 章 宗教上の門派、團體 (Religious denominations, orders)。
宗教上の門派、團體の公務出版物例へば信仰告白、信條、教義問答、
禮拜式、聖務日課書、みさ書 (彌撒)、祈禱時間、勤行、祈禱書等は
其の宗教門派又は團體の名稱を記入すべし。(Eclectic, 195. Cutter,
59. 本書第 105 章會議參照)

例 Church of England. *Book of common prayer.*

Roman Catholic church. *Liturgy and ritual. Breviary.*

第 81 章 政黨 (Political parties)。

政黨の公務出版物例へば綱領、議事録、宣言、政治運動報告書等は
其の政黨名を記入すべし。(Eclectic, 195. Cutter, 59. 本書第 105
章會議參照)

例 Democratic party. *National convention. Chicago, 1884. Official
proceedings of the National Democratic convention held in
Chicago, Ill., July 8th, 9th, 10th and 11th, 1884 ...*

Republican party. *New York (State) 6th congressional district.
Proceedings of the Republican and Union convention for the Sixth
congressional district, held at Bleecker buildings, Oct. 14, 1862 ...*
共和黨及び民主黨の國會委員會の出版物は夫々委員會の名稱を記入
し、政黨名を記入すべからず。

例 Republican congressional committee, 1901-1903.

學會 (建設物)。

(100)

此處に言ふ學會 (建設物) (institutions) とは専門學校、大學、其他の
諸學校、圖書館、商業圖書館、博物館、美術館、氣象臺 (或は天文
臺)、實驗所、教會、僧院、修道院、病院、養育院、監獄、劇場、商
業會議所、植物園、動物園、ビルディング等を含む。

【譯者註】 會と學會とは紛らはしき故以下建設物と譯す。

第 82 章 概則 (General rule)。

建設物は其の所在地名を記入すべし。

例 New York (City) Metropolitan museum of art. (Metropolitan
museum of art, *New York* に參照を附す)。

Boston. Public library.

London. Chamber of commerce.

Philadelphia. Children's hospital. (Children's hospital of Phila-
delphia に參照を附す)。

Washington, D. C. Freedmen's hospital. (Freedmen's hospital,
Washington に參照を附す)。

Paris. Musée national du Louvre. (Musée national du Louvre,
Paris 及び Louvre, Musée national du, *Paris* に參照を附す)。

例外及び特殊の建設物に對する規則。

【附註】 以下示す所の特別規則は本書第 83 章と矛盾するものなるが或る種の建設物
例へば教會、修道院、氣象臺、公立學校、カーネギー圖書館等は其の所在地名の下に

(101)

記入するを最良の方法と認められ居れり、即ち固有名詞又は固有形容詞を以て始まる
名稱と雖も本書第 82 章に一致するものなり。

又本書第 82, 83 章の何れに対しても例外となるものは、一建設物が他の建設物と合
併せる如き場合にして此の時其の建設物全體として記入するには主たる建設物の名稱
か又は其の所在地の名稱を記入するを最も可とす。(本書第 84, 85, 89b, 94, 95 章參
照)

第 83 章 固有名詞又は固有形容詞を以て始まる建設物 (Institu-
tions whose names begin with a proper noun or adjective)。

固有名詞又は固有形容詞を以て始まる建設物名は其の名稱の最初の
語より記入し、其の建設物の所在地名に參照を附すべし。

【附註】 米國議院圖書館に於ては國名形容詞を以て始まる名稱を有する他國の建設物
は其の所在地名を記入す。

例 Harvard university.

Corcoran art gallery, Washington.

Enoch Pratt free library, Baltimore.

John Crerar library, Chicago.

A. K. Smiley public library, Redlands, Cal.

^{Wash} Smithsonian institution.

Boston athenaeum.

Victoria and Albert museum, South Kensington.

本規則には次に示す如き二様の變則あり。

(1) 本規則は有名なる名稱を有する建設物全部に適用すること。

(2) 本規則は英國及び米國の建設物のみ適用し、其他諸國の建
設物は例へて固有名詞又は固有形容詞を冠するとも其の所在地名を
記入すること。

第 84 章 綜合大學の一學部及び専門部 (Colleges or professional
schools of a university)。

英國の綜合大學の一學部及び米國の大學の完全なる一部をなす専門
部等は其の大學名を記入し、學部又は専門部名は副標目として記入
すべし。學部名及び専門部名に參照を附すべし。

例 Oxford. University. Balliol college.

Yale university. Sheffield scientific school.

St. Andrews university. University college, Dundee.

Cornell university. Sibley college of mechanical engineering and the
mechanic arts.

固有名詞又は固有形容詞を以て始まる名稱を有する専門部は其の專
門部独自の名稱を記入す、殊に其の専門部が其の所屬せる大學より
分離して存在せるか、又は其の大學と單に名義上の關係のみを有す
るか、或は他の理由により其の大學の支持を受けざる場合に於て然
りとす(尚注意すべき點は米國の或學校の中にて元來獨立せるもの
が其後大學に合併せられ又は大學の學部となりたる場合なり。)

例 St. Ignatius college, Chicago. (St. Louis university に參照
を附す)。

Massachusetts. Agricultural college, Amherst. (Boston university.

College of agriculture に参照を附す)。

第 85 章 専門學校又は大學附屬の建設物 (College or university institutions)。

専門學校及び大學附屬の圖書館、博物館、實驗室、氣象臺、病院、工場其他の建設物は其の専門學校又は大學の名稱を記入すべし。

例 Berlin, Universität. *Physikalisches institut.*

Paris. *Ecole supérieure des mines.* 鉱山専門學校 *Bibliothèque.*

Columbia university. *Observatory.*

Harvard university. *Peabody museum of American archaeology and ethnology.*

Chicago university. *Hull physiological laboratory.*

第 86 章 公立學校 (Public schools)。

租税に依り支持せらるゝ總ての學校は其の學校の所在地名を記入し、學校名に参照を附すべし。

例 New York (City Morris high school. (Morris high school, *New York* に参照を附す)。

Minneapolis. Lincoln school. (Lincoln school, *Minneapolis* に参照を附す)。

Paris. Lycée Janson-de-Sailly. (Lycée Janson-de-Sailly. *Paris* 及び Janson-de-Sailly, Lycée, *Paris* に参照を附す)。

Leipzig. Thomasschule. (Thomasschule, *Leipzig* に参照を附す)。

Edinburg^h. Sciennes school. (Sciennes school, *Edinburgh* に参照を附す)。

第 87 章 私立學校 (Private schools)

(a) 米國及び英國の私立學校は其の名稱が固有名詞又は固有形容詞を以て始まる場合は其の學校名を記入し、然らざる場合は其の學校の所在地名を記入すべし。

例 Balliol school, *Utica, N. Y.*

Copeland school, *Saratoga Springs, N. Y.*

但し

Washington, D. C. Cathedral school. (Cathedral school, *Washington* に参照を附す)。

若し學校が其の經營者の名を以て知られたる時は其の經營者名を記入すべし。

例 Chesborough, A. J., school.

(b) 其他諸國の私立學校は其の所在地名を記入し、學校名又は經營者名に参照を附すべし。

例 Christiania. Nissens skole. (Nissens skole, *Christiania* に参照を附す)。

Milan. Istituto privato Robiati. (Robiati, Ambrogio に参照を附す)。

第 88 章 印度人學校 (米國) (Indian schools) (U. S.)。

〔附註〕 米國議院圖書館補則第 15。

米國印度人に關する公務の印度人學校及び政府の支持を受くる特殊の私立學校は其の學校の所在地名を記入し、學校名に參照を附すべし。(斯の如き學校に關しては reports of the commissioner of Indian affairs を參照)。

例 Carlisle, Pa. Indian industrial school.

Hampton, Va. Normal and agricultural institute.

Pipstone, Minn. Indian training school.

Phoenix, Ariz. United States industrial school.

Morris, Minn. Indian school.

私立印度人學校にして米國印度人に關する公務の一部に非らずして且つ政府の支持を受けざるものは本書第 87 章(私立學校)に依り記入すべし。

第 89 章 私有の蒐集物 (Private collections)。

(a) 私有文庫、私有美術館、私有古錢陳列室、蒐集切手等の如き個人の蒐集に係る諸種の集品目錄、表等の類は其の私人の名稱を記入し、其の作品の著者(編纂者)名及び所在地名が有名なる時は之等を副記入とすべし。

例 Walters, William Thompson. Oriental collection of W. T.

Walters, 65 Mt. Vernon place, Baltimore.

Brinley, George. Catalogue of the American library of the late

George Brinley. [By Dr. James Hammond Trumbull]

「副記入」 Trumbull, James Mammond.

(b) 個人の蒐集物が或る建設物、會又は其他の團體の所有に歸したる後は總ての出版物は其の團體名を記入し、蒐集物及び原蒐集者の名に參照を附すべし。個人より團體の所有に移る以前に發行せられたる出版物には其の團體名に副記入を附すべきものなり。

例 Boston. Public library. Prince collection. (Prince collection, Boston public library 及び Prince, Thomas に參照を附す)。

Victoria and Albert museum, South Kensington. Dyce collection. (Dyce collection, Victoria and Albert museum 及び Dyce, Alexander に參照を附す)。

第 90 章 國立建設物 (National institutions)。

國立建設物(屢々 Imperial, Royal, National 等と稱せらるゝもの)にして其の名稱に國名を含み従つて其の所在地なる市名或は町名よりも國名を以て有名なるものは其の國名を記入し、市名又は町名は標目に附記すべし。疑はしき時は市名又は町名を記入すべし。

例 Peru. Biblioteca nacional, Lima. (Lima. Biblioteca nacional del Perú に參照を附す)。

Victoria, Australia. Public library, museums and national gallery, Melbourne. (Melbourne. Public library, Museums and national gallery of Victoria に參照を附す)。

New South Wales. Public library, Sydney. (Sydney. Public library of New South Wales に參照を附す)。

第 91 章 米國州立建設物 (American state institutions)。

米國の州立建設物 (大學、圖書館等) は州名を記入すべし。

例 Indiana university.

California. University. (University of California に参照を附す)。

Massachusetts. State library. (State library of Massachusetts に参照を附す)。

Illinois. Asylum for feeble-minded children, *Lincoln*.

但し純然たる州立に非らずとも州の支持又は支配を受くる或る種の建設物は其の名稱が州名を以て注目せらるゝものなり、之等は上記の規則により州名を記入するを可とすべし。

例 Pennsylvania. University. (University of Pennsylvania に参照を附す)。

第 92 章 米國農事試験場 (Agricultural experiment stations, U. S.)。

【附註】 米國議院圖書館補則第 21。

米國に於ける農事試験場は其の組織せられたる州名又は準州名を記入すべし。標目には其の所在地名を附記す。試験場が大學、専門學校の所屬なるものは大學又は専門學校に参照を附し、若し所屬が有名ならざる時は試験場名及び所在地名に参照を附すべし。

例 New York (State). Agricultural experiment station, *Geneva*.

(Geneva, N. Y. Agricultural experiment station に参照を附す)。

New York (State). Agricultural experiment station, *Ithaca*.

(Cornell university. Agricultural experiment station 及び *Ithaca*, N. Y. Agricultural experiment station に参照を附す)。

Porto Rico. Agricultural experiment station, *Mayaguez*. (Mayaguez, Porto Rico. Agricultural experiment station に参照を附す)。

第 93 章 Imperial, Royal 等の名稱ある大學、美術館等 (Universities, galleries, etc. called Imperial, Royal, etc.)。

Imperial, Royal, National 等の名稱ある大學、美術館等は其の所在地名を記入すべし。帝王の特權を表示せる形容詞は英語名を除きては之れを略語にて表し、排列に於ては除外すべし。(本書第 78 章の學士院参照)

例 Florence. R. Galleria degli Uffizi. (Reale galleria degli Uffizi, *Florence* 及び Uffizi, R. Galleria degli, *Florence* に参照を附す)。

London. National gallery. (National gallery, *London* に参照を附す)。

歐洲大陸に於ける大學の名稱は公文書に於ても殆んど其の全名を使用せず、故にこれは實際に於て周知せられざるものなり。斯の如き場合は其の所在地名を記入し、之れに普通に用ひらるゝ名稱を附記すべし。

例 Christiania. Universitet. (Kongelige Frederiks universitet, *Christiania* に参照を附す)。

Heidelberg. Universität. (Grossherzogliche Ruprecht-Karls universität zu Heidelberg に参照を附す)。

Kiev. Universitet. (Imperatorskiĭ universitet Sviatago Vladimira に参照を附す)。

第 94 章 氣象臺、天文臺 (Observatories)。

氣象臺、天文臺は其の所在地名を記入し、大學、専門學校其他の建設物に附随せるものは本書第 85 章に依り其の大學等の名稱を記入すべし。

例 Greenwich, Eng. Royal observatory. (Royal observatory, Greenwich に参照を附す)。

Paris, Observatoire. (Observatoire de Paris 及び Observatoire royal de Paris 及び Observatoire impérial de Paris に参照を附す)。

Kalocsa, Hungary. Haynald observatorium. (Haynald observatorium, Kalocsa, Hungary に参照を附す)。

但し

Wisconsin. University. Washburn observatory. (Washburn observatory, Madison, Wis. 及び Madison, Wis. Washburn observatory に参照を附す)。

Michigan. University. Detroit observatory. (Detroit observatory, Ann Arbor, Mich. 及び Ann Arbor, Mich. Detroit observatory 及び Observatory of the University of Michigan に参照を附す)。

Carnegie institution, Washington. Solar observatory, Mt. Wilson, Cal. (Solar observatory, Mt. Wilson, Cal. 及び Wilson, Mt., Cal. Solar observatory に参照を附す)。

氣象臺、天文臺が其の独自の名稱に依り有名なるものは以上の通則に拘らず其の独自の名稱を記入すべし。

例 Lick observatory. (California. University. Lick observatory に参照を附す)。

Allegheny observatory. (Allegheny, Pa. Western university of Pennsylvania. Allegheny observatory に参照を附す)。

第 95 章 植物園、動物園 (Botanical and zoological gardens)。

植物園、動物園は其の所在地名を記入すべし、但し次の如き例外あり。

(1) 大學又は専門學校の一部をなすものなる時は其の學校名を記入すべし。

(2) 會 (society) に附随し其の支配を受け、且つ會名を以て通用せるものは其の會名を記入すべし。

(3) 個人の所有なる時は其の所有者名を記入すべし。

Imperial, Royal, National 等の有名無實なる名稱の冠せられたる植物園及び動物園は一部又は全部が公共出資に依り支持せらるゝと否とに拘らず總て本規則に依り記入すべし。

一般規則、

例 Cincinnati. Zoological garden.

Brussels. Jardin botanique.

例 Kew. Royal gardens.

例外 1、

例 Cambridge. University. Botanic garden.

Münden. K. Preussische forstakademie. Botanischer garten.

例外 2、

例 Royal society of Tasmania, Hobart. Gardens.

Zoological society of Philadelphia. Garden.

Zoological society of London. Gardens.

例外 3、

例 Aksakov botanic garden.

第 96 章 教會 (Churches)。

教會は總て其の所在地名を記入すべし。

例 London. St. Paul's cathedral. (St. Paul's cathedral, London
に參照を附す)。

Paris. Notre-Dame. (Notre-Dame de Paris に參照を附す)。

Boston. Trinity church. (Trinity church, Boston に參照を附す)。

第 97 章 修道院、寺院、尼院等 (Monasteries, abbeys, convents, etc.)。

【附註】米國議院圖書館補則第 14。

(1) 都市又は町に存在せる修道院、寺院、尼院、修院等は其の所

在地名を記入し、建設物名に參照を附すべし。

例 Angers, France. Saint-Aubin (*Benedictine abbey*).

Kéřity, France. Beauport (*Premonstratensian monastery*).

Vienna. U[nsere] L[iebe] F[rau] zu den Schotten (*Benedictine
abbey*).

(2) 修道院、僧院等の建設物の周圍に村又は町が起り、且つ其の
建設物と同様の名稱を有する時は次の如く記入すべし。

例 Fulda, Ger. (*Benedictine monastery*).

Einsiedeln, Switzerland (*Benedictine monastery*).

St. Gall, Switzerland (*Benedictine monastery*).

Gorze, Alsace-Lorraine (*Benedictine abbey*).

Clairmarais, France (*Cistercian abbey*).

下記の例は上記の例と區別して記入すべし。

Fulda, Ger. (*City*).

Einsiedeln, Switzerland (*City*).

St. Gall, Switzerland (*Canton*).

St. Gall, Switzerland (*City*).

等々。

(3) 修道院又は其他之れに類せる建設物が都市、町、村を離れて
存在する時は其の獨自の名稱を記入すべし。

例 Grande-Chartreuse (*Monastery*).

Monte Cassino (*Benedictine monastery*).

(4) 英國の寺院、修院等は次の如く記入すべし。

例 Bury St. Edmunds (*Abbey*).

Ely monastery.

Tintern abbey.

【譯者註】 男の修道院を monastery, 女の修道院を convent, 男女の修道院を priory と云ふ。故に本書に於ては之れを區別するために convent を尼院、priory を修院と譯す。

第 98 章 國立銀行 (National banks)。

國立銀行にして單に號數に依る名稱を有するものは其の所在地名を記入すべし。

例 Philadelphia. First national bank.

其他の銀行は夫々個々の名稱を記入すべし。(本書第 109 章商會參照)

例 Bank of England.

Suffolk bank, *Boston*.

第 99 章 ⁸³カーネギー出資の公共圖書館其他之れに類するもの (Carnegie and similar public libraries)。

カーネギー、パースモアエドワード其他之れに類せる公共圖書館は其の所在地名を記入し、圖書館名に參照を附すべし。

例 Pittsburg. Carnegie library.

斯の如き圖書館を本書第 83 章の變則とするには其の數の點より言ふも又其の補助金、寄附財産の性質よりするも少くとも其の近在を

離れては圖書館自體の名稱よりも其の所在地名が一般に有名となる傾向あればなり、殊に建設物のみが個人の寄附にして圖書館自體は公共の寄附及び支持に依るものなる時は斯の如く地名を以て記入することは實際上必要と認めらる。

本書第 58 章より第 99 章迄に規定せざる其他の諸團體或は諸組織物。

此處に言ふ諸團體とは會議、博覽會、其他時々開催の集合、商會其他營業上の集合、一定の團體に附屬せざる委員會、市民會、宗教上の會議、基金、探檢等を含む。

第 100 章 外交上の會議 (Diplomatic congresses)。

外交上の會議は集會地名を記入し、如何なる名稱にても其れを以て會議が一般に知られたるものに參照を附すべし。

例 Rastatt, Congress of, 1797-1799.

Vienna, Congress of, 1814-1815.

Verona, Congress of, 1822.

Paris, Congress of, 1857.

Berlin, Congress of, 1878.

The Hague. International peace conference, 1899.

Algeciras. International conference on Moroccan affairs, 1906.

第 101 章 國際的集合 (International meetings)。

私人の國際的集合、會議等は若し其の出版物が英語にて記さるゝか又は英語が其の集合の公認語とし特定せられたる時は其の集合名を英語にて記入すべし。若し然らずして多数の出版物が或る他の國語にて記されたる時は其の集合の最も多く世に知られたる名稱を記入すべし。

例 International congress of Orientalists. (Orientalists, International congress of 及び Congrès international des orientalistes 及び Internationaler orientalisten congress 等に参照を附す)。

第 102 章 博覽會其他 (Exhibitions, etc.)。

博覽會、市、バザー等は其の開催地名を記入し、公認の名稱其他一般に著名なる名稱あらば之れに参照を附すべし。

例 Philadelphia. Centennial exhibition, 1876.

New Orleans. World's industrial and cotton centennial exhibition, 1884-1885.

Chicago. World's Columbian exposition, 1893.

Buffalo. Pan-American exposition, 1901.

London. Franco-British exhibition, 1908.

本規則は博覽會の公認出版物にも適用す。出品國、出品商會其他出品者の發行したる出品目録、説明書等は其發行したる團體名又は人名を記入すべし。

例 U. S. Board of management of government exhibit, Tennessee

centennial exposition, 1897. ... Report on the United States government exhibit at the Tennessee centennial exposition, Nashville, 1897.

第 103 章 會又は其他の團體の發起に係る博覽會、共進會等 (Exhibitions held by societies or other bodies)。

會或は其他の團體の發起に係るか又は國際會議其他の會合に關聯して開催せらるゝものにして殊に開催地を更へて比較的定期に時々開催せらるゝ博覽會、共進會、市、バザー等は其の發起者たる團體名又は關係ある會議名を記入すべし。開催地名及び博覽會、共進會、市、バザー等の名稱が有名なる時は其れ等の名稱に参照を附すべし。

例 Grolier club, New York. Catalogue of an exhibition of French engravings of the eighteenth century ... exhibited at the Grolier club ... MDCCCV.

Franklin institute, Philadelphia. Report of the ... exhibition of American manufactures, held in the city of Philadelphia ... by the Franklin institute ...

California state agricultural society. Annual fair. 3d, San José, 1856. Official report ... (San José, Cal. California state agricultural society's third annual fair, 1856 に参照を附す)。

California state agricultural society. Annual fair. 4th, Stockton, 1857. Official report ... (Stockton, Cal. California state agricultural society's fourth annual fair, 1857 に参照を附す)。

第 104 章 宗教上の會議 (Ecclesiastical councils)。

カトリック教會の宗教上の會議は其の開催地名を記入すべし。カトリック教以外の宗教團體にして一宗派として公認せられざるもの、會議も之れと同様に取扱ふべし。公認せられたる他の宗教團體は次の規則第 105 章に依るべし。

例 Nicaea, Council of, 325.

Ephesus, Council of, 481.

Trent, Council of, 1545-1563.

Dort, Synod of, 1618-1619.

Lateran の會議、Vatican の會議は Lateran, Vatican を記入し、Rome を記入すべからず。

第 105 章 會議 (Conventions, conferences)。

(1) 會、政黨、宗教團體等の會議、集合は其の團體名を記入すべし。(本書第 80 章宗教團體及び第 81 章政黨參照)

例 Internatinal co-operative alliance. 2d congress, Paris, 1896.

Presbyterian church in the U. S. A. General assembly.

(2) 一時限りの集合にして其の集合以外には存在せざる團體の會議は其の會議の名稱を記入すべし。若し會議に名稱なき時は開催地名を記入し、會議の性質を表示する名稱を附すべし。

例 Internationa! congress of arts and science, St. Louis, 1904.

但し

Syracuse, N. Y. Convention of mechanics and others, 1850.

Boston. Woman's rights meeting, 1859. 」

(本書第 69 章憲法會議參照)

第 106 章 市民委員會又は會合 (Committees and meetings of citizens)。

市民の會合又は委員會にして或る特殊の團體又は階級に屬せず、且つ一定の名稱を有せざる時は其の會合又は委員會の報告は開催地の名稱を記入し、Citizens なる副標目を附すべし。議長又は代表者の名に參照又は副記入を附すべし。

例 New York (City) Citizens. Proceedings at the mass meeting of citizens in the Cooper institute, New York ... March 24, 1874, on national finances ...

第 107 章 市民の階級 (Classes of citizens)。

市民の或る階級(組織せられたるものに非らず)の無著者名出版物は其の出版地の名稱を記入し、階級の名稱を副標目とすべし。

例 Baltimore. Merchants.

Washington, D. C. Bench and bar.

第 108 章 委員會、評議員會等 (Boards, trustees, etc.)。

委員會、組合、評議員會の如き語を以て始まる法定上の名稱を有する團體は建設物の名又は其等を管理する團體名を記入すべし。

例 Smithsonian institution. *Board of regents.*

Harvard university. *Board of overseers.*

British museum. *Trustees.*

第 109 章 商會 (Firms)。

【附註】 本書第 60 章参照。

商會は名よりも姓を記入し、名又は其の頭字の何れかを其の商會の使用形式にて附記すべし。

例 Ward, Montgomery, & co. (Montgomery Ward & co. に参照を附す)。

Appleton, D., & co. (Appleton, Daniel, & co. に非らず)。

多くの記入を取扱ふ場合には往々にして名を多少變更せしむる事あり、此の場合には標目を次の如き形式となすを便宜とす。

例 Scribner, firm, publishers, New York.

(1847. Baker and Scribner.)

第二行目の年紀は目録を作つた圖書の發行年紀なり。

第 110 章 基金類 (Foundations, endowments, funds)。

基金類は其の名稱を記入すべし。

例 Carnegie institution, Washington.

Egypt exploration fund.

Nobelstiftelsen, Stockholm.

Carlsbergfondet, Copenhagen.

Teyler's stichting, Haarlem.

但し大學、専門學校等の如き建設物に附屬する寄附金、特別基金等は通常其の建設物の名稱を記入し、基金の名稱に参照を附すべし。

例 Michigan, University. *Harris memorial trust.* (Harris memorial trust に参照を附す)。

Smithsonian institution. *Hodgkins fund.* (Hodgkins fund に参照を附す)。

第 111 章 探檢事業 (Exploring expeditions)。

(a) 探檢、遠征等の成績報告又は他の記事は其の著者又は編纂者の名稱を記入すべし、但し其の報告又は他の記事が明白に一個人又は二人以上の共同の勞作たる場合に限らるべし。

例 Wilkes, Charles. *Narrative of the United States exploring expedition during the year 1838-1842.* By Charles Wilkes.

Grenard, Fernand. *Mission Dutreuil de Rhins dans la haute Asie. Le Tibet; le pays et les habitants,* par F. Grenard ... (Dutreuil de Rhinsは探檢隊を指揮したが進行中に死す)。

Hooker, Sir William Jackson. *The botany of Capt. Beechey's voyage; comprising an account of the plants collected by Messrs. Lay and Collie, and other officers of the expedition ... performed in H. M. S. Blossom, under the command of Capt. F. W. Beechey.* By Sir W. J. Hooker and G. A. Walker Arnott...

(b) 若し此等の報告、記事類が數人の寄稿になる場合は次に示す

如き標目の何れかによりて記入すべし。標目の選擇に當ては其の探檢の一般的名稱に依るか又は次に示されたる標目の中にて標題紙に表はれたる最も顯著なるものを採るべし。疑はしき時は次に示されたる順序に依り選擇すべし。

(1) 探檢事業の公認名稱を記入し、探檢年紀を標目に附記すべし。

例 *Expédition antarctique belge, 1897-1899. Résultats du voyage du S. Y. Belgica en 1897-99 sous le commandement de A. de Gerlache de Gomery; rapports scientifiques.*

(2) 探檢及び其の成績報告に對して全責任を負ひたる會、建設物、政廳又は個人の名稱を記入すべし。

例 *Gesellschaft für erdkunde zu Berlin. Grönland-expedition der Gesellschaft für erdkunde zu Berlin, 1891-1893. Unter leitung von Erich von Drygalski.*

Albert I, prince of Monaco. Résultats des campagnes scientifiques accomplies sur son yacht par le prince Albert 1^{er} prince de Monaco. Publiés sous sa direction avec le concours de M. le baron Jules de Guerne.

(3) 探檢の統率者殊に其れが成績報告の編輯者なる時はその統率者名を記入すべし。

例 *Beechey, Frederic William. The zoology of Captain Beechey's voyage; comp. from the collections and notes made by Capt. Beechey, the officers and naturalist of expedition ... performed in H. M. S. Blossom under command of Capt. F.*

W. Beechey, 1825-28, by eight [persons].

(4) 一隻又は二隻の船舶の名稱を記入し、探檢年紀を標目に附記すべし。

〔附註〕米國議院圖書館に於ては最初の一隻の名稱を記入し、他の船舶に副記入を附す。

例 *Adventure and Beagle, H. M. SS. (1826-1836). Narrative of the surveying voyages of His Majesty's ships Adventure and Beagle between the years 1826 and 1836...*

(5) 成績報告の編輯者名を記入すべし。

例 *Adams, Arthur, ed. The zoology of the voyage of H. M. S. Samarang under command of Sir Edw. Belcher, 1843-6 [by four persons].*

(6) 標題の最初の語より記入すべし。

例 *Exploration scientifique de l'Algérie pendant les années 1840, 1841, 1842...*

以上何れの場合に於ても政廳、船舶、統率者、會、編輯者等の名稱にて標目に記入せざりしものには夫々參照を附すべし。(本書第169章參照)。

(Eclectic, 153-161)

(d) 書名記入

第112章 無著者名著書 (Anonymous)。

無著者名著書は著者名が判明せる時は著者名を記入し、然らざる時

は書名の冠詞ならざる最初の語より記入すべし。著者の判明せる無著者名著書の書名には總て副記入を附すべし。若し著者が或る特定の人物又は土地に關するものなる時は之等の名稱に對しても副記入を附すべし。(本書第 22 章第 2 節參照)

【附註】 辭書體目錄に於て之れは常に件名記入なり。

例 [Wright, Mrs. Mabel (Osgood)]. The garden of a commuter's wife, recorded by the gardener...

[Arnim, Mary Annette (Beauchamp) gräfin von]. Elizabeth and her German garden...

The Ordeal of Elizabeth.

The Creed of Christ.

第 113 章 著者名著書：續卷に於て書名の變更せる場合 (Anonymous - *Change of title in successive volumes*)。

數卷より成る無著者名著書に於て第一卷と其の續卷との書名が異りたるものなる時は第一卷の書名を記入すべし、但し數卷の中の大部が續卷の書名にて發行せられ、且つ其の書名を以て確然世に知られたる時は之れを記入すべし。何れの場合に於ても用ひざりし書名に參照を附すべし。

第 114 章 無著者名著書：By the author of の場合 (Anonymous - *By the author of*)。

著者の判明せざる無著者名著書に於て其の標題紙に by the author

of なる句が附せられたるものは其の書名を記入し、引用せられたる書名は author of なる句を附して之れを副記入とすべし。若し斯くの如くして一著者が隨時相異なる數種の書名を用ふる時は最も多く用ひられたる書名を副記入とすべし。疑はしき場合は其の著者の著書中最も廣く知られたるもの又は初期の著書の書名を記入すべし。斯くして採用したる書名に對しては各著書の書名に For other works by this author see なる句を附して參照すべし。

例 A Doomed coronet: a true story, by the author of "The Martyrdom of an empress"...

「副記入」 Martyrdom of an empress, Author of.

A Doomed coronet...

For other works by this author see Martyrdom of an empress, Author of.

第 115 章 無著者名著書：姓名の頭字等を用ひられたる場合 (Anonymous - *Initials, etc.*)。

著者名の代りに不正確なる姓名の頭字、星標、其他印刷記號の用ひられたる著書は其の書名を記入し、頭字、星標、其他の記號は全部之れに副記入又は參照を附すべし。

例 The Young travellers in South America: or, A popular introduction to the history and resources of that interesting and important region. By G. A. ...

「副記入」 1. A., G. 2. G. A.

Hungary and its revolutions from the earliest period to the nineteenth century. With a memoir of Louis Kossuth. By E. O. S.

「副記入」 1. S., E. O. 2. E. O. S.

Précis historique sur la révolution des provinces unies de l'Amérique du Sud .. Par. A. F***., ex-commissaire des guerres, chevalier de la Légion d'honneur.

「副記入」 1. F***., A. 2. A. F***.

第 116 章 無著者名著書：綴字異なる場合 (Anonymous *Different spelling*)。

書名記入又は参照の最初の語に数様の綴字ある場合は標題紙の綴字に従ひ、他の形に参照を附すべし。出版毎に書名の綴字の異なるものは標題紙の書名に従ひ、原形に副記入を附すべし。

傳説類、土俗類の取扱方は本書第 120 章参照。

例 An Inquiry into the causes of the miscarriage of the Scots colony at Darien... (*In A Collection of state tracts. London, 1707. 32 1/2 cm. v. 3, p. 520-565*).

First published Glasgow, 1700, as "An Enquiry into the causes [etc.]."

「副記入」 Enquiry into the causes...

英國圖書館協會規則は無著者名著書の書名の最初の語が数様に綴字せられたる場合は其の内の一形式を採り、他は之れに参照を附す。

例 Inquiry. An Enquiry into the nature and origin of literary

property.

Enquiry see Inquiry.

出版毎に書名の綴字が異なるものは最初の形式を採り、他は之れに参照を附すべし。綴字が廢語又は古語なる時は現代語にて記入し、廢語、古語の如き異なる形式は之れに参照を附すべし。

第 117 章 無著者名著書：關係著書の場合 (Anonymous—*Related works*)。

無著者名著書の書名が連續關係を表示する數字或は他の著書と關係ある事を指示せる語にて始まる時は其の主たる著書の書名に副記入又は参照を附し、此の書名の下に之れと關係ある他の書名を記入すべし。

例 A Second letter to a late noble commander of the British forces in Germany... By the author of the first letter.

"The writer ... [is] supposed to be Owen Ruffhead."—European magazine, v. 14, p. 168.

「副記入」 1. Ruffhead, Owen, *supposed author*. 2. Letter to a late noble commander.

第 118 章 無著者名著書：翻譯書の場合 (Anonymous—*Translations*)。

無著者名著書の翻譯書は翻譯せられたる書名の最初の語より記入し、原書名に副記入を附すべし。

傳説類、土俗類等の如き場合の變則は本書第 120 章參照。

例 Near to happiness (A côté du bonheur). Tr. from the French by Frank H. Potter.

「副記入」 1. A côté du bonheur. 2. Potter, Frank Hunter, tr. 英國圖書館協會規則は無著者名著書の翻譯書は原書に用ひられたる標目を記入し、翻譯書名の最初の語に副記入を附す。

第 119 章 聖書及び其他之れに類する聖典 (Bible and similar sacred books)。

聖書の全部又は其の一部 (僞經典 (Apocrypha) を含む) は如何なる國語のものにても Bible なる語の下に記入すべし。

【譯者註】 僞經典とは典據の疑はしい十四篇の名。元は舊約聖書中に挿入された事もありしが今はなし。

猶太傳經 (Talmud)、回々教の經典 (Koran)、其他之れに類する聖典も同様にして自國語形が特に通用せられざる限り總て英語形の名稱を用ふべし。編輯者名及び譯者名に副記入を附し、獨立したる部分の書名又は其の著書全體の書名に參照を附すべし、特に之等が分割して出版せられたる場合に於て然りとす。

Bible なる語の下に排列すべき方法。

1. Bible. *Polyglot*. (數國語で記せるもの)。
2. — By languages, arranged alphabetically. (國語に依つて分け、A, B, C 順に排列するもの)。
3. — *Selections*, by languages, arranged alphabetically. (拔萃、

國語に依つて分け、A, B, C 順に排列するもの)。

4. — *Old Testament. Polyglot*. (舊約全書、數國語で記せるもの)。
5. — *Old Testament*, by languages, arranged alphabetically. (舊約全書、國語に依つて分け、A, B, C 順に排列するもの)。
6. — *Old Testament. Genesis, Exodus, etc.*, in order of the authorized version, each book subarranged like 2. (舊約全書、欽定譯聖書順に創世記、出埃及記等は 2 の如く次の排列をなすもの)。
【譯者註】 欽定譯聖書とは 1811 年英王 James 一世の裁可を得て發行せられし英譯聖書を云ふ。
7. — *Old Testament. Apocrypha*, arranged as above (6). (舊約全書、僞經典、6 の如く排列するもの)。
8. — *Old Testament. Apocryphal books*, arranged alphabetically. (舊約全書、僞經典 (僞本) は A, B, C 順に排列するもの)。
【譯者註】 僞本とは舊約聖書中の豫言者の著にかゝると稱せられるものなり。
9. — *New Testament*, arranged as above (4-6). (新約全書、4 から 6 までの如く排列するもの)。
10. — *New Testament. Apocryphal books*, arranged alphabetically. (新約全書、僞經典は A, B, C 順に排列するもの)。

更に次の如き細區分を用ふることあり、例へば單行本又は本の集の下に拔萃、聖詩の下に聖書章句の詩譯、福音書の下に調和の如し。

他の例、

Koran.

Vedas.

Vedas. *Atharvaveda.*

第 120 章 傳説類、土俗類等 (Epics, national folk tales, etc.)。傳説類、土俗類等の如きものは最も廣く知られたる英語形の名稱を記入し、自國語形名稱に參照を附すべし。但し自國語形がより廣く知られたる時は之れと反對に取扱ふべし。編輯者及び譯者名に副記入を附すべし。(Cutter, 125-126 參照)

例 *Nibelungenlied. The fall of the Nibelungs; done into English by Margaret Armour; illustrated and decorated by W. B. Macdougall.*

「副記入」 1. *Armour, Margaret, tr.* 2. *Macdougall, W. B., illus.*

他の例、

Edda Saemunder.

Egils saga Skallagrímssonar.

Njála.

Arabian nights.

Giolla an fhiugha.

Reynard the fox.

Chanson de Roland.

第 121 章 定期刊行物 (Periodicals)。

定期刊行物は書名の冠詞ならざる最初の語より記入し、次の如き事

項を註記とすべし。

(a) 出版の度數、

(b) 書名の重なる變遷、

(c) 繼續編輯者、

(d) 發行地及び發行者の重なる變遷、

(e) 索引、附録等 (但し分割して記入せられざる場合に限る)。

(本書第 15 章索引參照)

編輯者及び索引の編纂者を副記入とし、附録には分出記入をなすべし。定期刊行物の名稱が變更したる時は最近の名稱を以て記入すべし。

【附註】 或る場合には (殊に續篇として發行せられたる圖書が其の既刊書の卷數と全然關係なき新らしき卷數を附せられたる場合) 定期刊行物の初期に發行せられたるものは其の最近の名稱に據る記入の中に入れる必要なし。然しながら完全なる記入としては初期と最近との各書名の下に記入し、初期と最近との各記入に關しては註記とす。

此際以前の名稱は簡單に記入し、直前、直後の名稱は preceded by 又は continued as の句を附して註記とすべし。若し名稱が少し變更せる時は上記の如き記入に依らず單に補記すべし。

例 *The Imperial and Asiatic quarterly review and Oriental and colonial record ... v. 1-10, Jan. 1886-Oct. 1890; 2d ser., v. 1-10, Jan. 1891-Oct. 1895; 3d ser., v. 1- Jan. 1896- London, T. F. Unwin [etc., 1886-91]: Woking, The Oriental university institute [1891-*

v. illus., plates, ports., maps, facims., tables. 25^{cm}. Title varies:
1886-90, The Asiatic quarterly review. 1891-

The Imperial and Asiatic quarterly review and Oriental and colonial record. (July 1891-Apr. 1892, t.-p. reads: The Asiatic quarterly review. Cover and caption title: The Imperial and Asiatic quarterly review and Oriental and colonial record).
Editor: 1886-90, Demetrius Boulger.

「副記入」 1. Boulger, Demetrius Charles de Kavanagh, ed. 2.
2. Woking, Eng. Oriental university institute, pub.

The Asiatic quarterly review. Ed. by Demetrius Boulger. v.
1-10; Jan. 1886-Oct. 1890. London, T. F. Unwin, [etc., 1886-90].
10 v. maps. 25^{cm}.

Continued as the Imperial and Asiatic quarterly review.

「副記入」 Boulger, Demetrius Charles de Kavanagh, ed.

會又は建設物の發行に係る規則的定期刊行物にして其の内容が判然區別せらるゝものなる時は通例其の書名を記入すべし。但し其の續刊が年刊又は隔年刊等の如く長期間に涉り發行せらるゝ時或は定時議事録、會報及び年報の如きものなる時は之等各個の名稱を記入し、之等書名と異なる時は既刊書名に副記入又は参照を附すべし。疑はしき場合は會名を記入するを可とすべし。

例 The Audubon magazine, published in the interests of the Audubon society for the protection of birds. v. 1-2; Feb. 1887-Jan. 1889.

No more published.

「副記入」 Audubon society for the protection of birds.

Ethnological society of London. Transactions of the Ethnological society of London .v. 1-7. New series.

The Transactions replaced the Journal of the Society during the interval between the first and second series of that publication.

英國圖書館協會規則に依れば定期刊行物の書名が變更したる場合は最初の書名を記入し、變更せる書名は之れを附記す。

米國議院圖書館の實施。

基本記入は最近の名稱を以てなすべし。

最近の定期刊行物は次に示す如き順序に依る。

- (1) 短き書名に活字間に填鉛を挿みたる行 (blank line) を附したるもの; 出版事項; 卷頁事項; 發行の數次。(圖書館に第一卷がある時は卷數及び最初發行の年紀を書名中に含む)
- (2) 新しき牌子に定期刊行物の諸種の變更したる書名の註記。
- (3) 繼續編輯者の註記。
- (4) 發行地及び發行者の變更の註記(但し必要とする場合)。(書名、編輯者、出版事項が同時に變更したる時は上記(2)(3)(4)は結合せらるべきものなり)

初期又は最近の卷を入手したる場合之れに關する記事を挿入する必要あらば充分なる餘白を残すこと。

(5) Library has なる句を附して圖書館にある卷の新しき牌子の細記。

(6) 書名を異にする各叢書の別々の簡單なる記入。これには preceded by, continued as の註記を附するか又は最近の名稱に對して直に參照を附すこと。

(7) 編輯者、題目等の名稱に據る副記入。

定期刊行物が發行を停止したる時は上記(5)に示したる牌子中の記録は牌子(1)に示したる活字間に填鉛を挿みたる行に轉記し、牌子(5)は取消すべし。又若し定期刊行物が新らしき名稱の下に續刊せらるゝ時は圖書解題註記及び圖書館に何れがあるかを示したる記録を含む牌子は新らしき書名の後に置くべし。而して舊書名の下には新らしき名稱に繼續せることを參照として普通の簡單なる記入を残すべし。新らしき書名中に最近の年紀及び卷の番號に關する記事を鉛筆にて記入すべし。

第 122 章 定期刊行物の拔萃 (Extracts from periodicals)。

定期刊行物の拔萃集は其の刊行物の名稱を記入すべし、但し刊行物の名稱が拔萃集の書名中に表れたる場合に限らるべし。拔萃書の書名及び蒐集者名には副記入を附すべし。

若し刊行物の名稱が拔萃集の書名中になき時は蒐集者名を記入し、蒐集者名なき時は拔萃集の書名を記入し、刊行物の名稱は註記とし、之れに副記入又は參照を附すべし。

一人の著者の著書にして定期刊行物より摘出再發行せられたるもの

は通例其の刊行物の名稱を參照又は副記入とする必要なし。

例 Blackwood's Edinburgh magazine. Tales from "Blackwood."

「副記入」 Tales from "Blackwood."

Life. Auto fun; pictures and comments from "Life" ...

「副記入」 Auto fun.

Maga stories.

Reprinted from Putnam's monthly.

「副記入」 Putnam's monthly.

My aunt's match making, and other stories by popular authors.

Running title: Stories from Cassell's.

「副記入」 Cassell's magazine.

第 123 章 曆書、年鑑等 (Almanacs, year-books, etc.)。

曆書、年鑑及び之れに類する定期刊行物は其の書名を記入すべし。

例 The Statesman's year-book; statistical and historical annual of the states of the world ... Revised after official returns. [1st] annual publication; 1864- Editors: 1864-82, Frederick Martin. — 1883-94, J. S. Keltie. — 1895-J. S. Keltie, I. P. A. Renwick.

「副記入」 1. Martin, Frederick, ed. 2. Keltie, John Scott, ed.

3. Renwick, Isaac Parker Anderson, ed.

第 124 章 新聞 (Newspapers)。

新聞は新聞名の冠詞ならざる標題の最初の語より記入すべし。日曜

刊 (Sunday)、朝刊 (morning)、夕刊 (evening) 等の如く多少異なる標題を以て數種發行せらるゝ新聞は各々別個に記入し、其の主たる標題に副記入又は参照を附すべし。尙標題の最初に發行地たる都市名なき時は之れも亦副記入又は参照を附すべし。

例 The Terre Haute express.

The Union. (Indianapolis. The Union に参照を附す)。

The Westminster gazette. (London. Westminster gazette に参照を附す)。

The Morning times.

「副記入」 The Times, Washington. (Washington, D. C. Morning times に参照を附す)。

The evening times.

「副記入」 The Times, Washington. (Washington, D. C. Evening times に参照を附す)。

第 125 章 人名録 (Directories)。

定期に發行せらるゝ人名録は書名の冠詞ならざる最初の語より記入し、之れに繼續番號及び編纂者又は發行者の氏名の頭字を附記すべし。

【附註】 若し人名録の書名が發行者又は編纂者の名の頭字を以て記せられるれば發行者又は編纂者の姓より記入す、例へば R. L. Polk & co.'s city of Superior directory は Polk, R. L., & co. とするが如し。

定期に發行せられざる人名録は編纂者名を記入す、但し之れが標題

紙に明記せられたる場合に限らるべし。若し編纂者名が標題紙に明記なき時は書名の最初の語より記入すべし。次の如き事項に副記入又は参照を附すべし。

(a) 町、都市、郡、州等の人名録は其の地名。

【附註】 地名の下に件名記入をなす所の辭書體目錄に於ては、Directories なる句を副標目とす。副記入又は参照は不必要なり。

(b) 逐次出版物は編纂者名及び發行者名 (但し發行者名は之れが書名中に表れたる場合に限らる)。

(Cutter, 115)

例 The United states statistical directory, or Merchants' and travellers' guide; with a wholesale business directory of New-York. By Loomis, White & co.

「副記入」 Loomis, White & co.

Dörfler, Ignaz. Botaniker adressbuch. Sammlung von namen und adressen der lebenden botaniker aller länder, der botanischen garten und der die botanik pflegenden institute, gesellschaften und periodischen publicationen. Hrsg. von I. Dörfler ...

Crockford's clerical directory ... being a statistical book of reference for facts relating to the clergy and the church ...

The Clergy list ... containing complete lists of the clergy in England, Wales, Scotland, Ireland, and the colonies ... &c. &c.

第 126 章 集書 (Collections)。

集成の著書及び獨立の著書の集及び論文集は其の編輯者名（個人、團體何れの場合にも）を記入すべし。但し編輯者又は編輯團體の勞作が極めて輕微にして、且つ其の名稱が刊行物に判然と表れざる場合又は編輯者が屢々變更する場合に於ては其の集書の書名を記入すべし。（Cutter, 98-108. Eclectic, 87-91）

例 Dole, Nathan Haskell, *comp.* The Latin poets; an anthology, by Nathan Haskell Dole...

Longfellow, Henry Wadsworth, *ed.* The poets and poetry of Europe. With introductions and biographical notices. By Henry Wadsworth Longfellow...

Gifts of genius: a miscellany of prose and poetry, by American authors.

Introduction by S. O. (Samuel Osgood).

「副記入」 Osgood, Samuel.

The Empire and the century; a series of essays on imperial problems and possibilities, by various writers. With an introduction by Charles Sydney Goldman ... and a poem by Rudyard Kipling, entitled 'The heritage'...

「副記入」 1. Goldman, Charles Sydney, *ed.* 2. Kipling, Rudyard.

(1) 記念誌、聖典、逸話、碑文集等の如き編纂物は編輯者名を以て一般に知られたるものに非らざる限り其の書名を記入すべし。

例 Monumenta Habsburgica. Sammlung von actenstücken und briefen zur geschichte des hauses Habsburg in dem zeitraume

von 1473 bis 1576. Hrsg. von der Histor. commission der Kaiserl akademie der wissenschaften zu Wien...

「副記入」 K. Akademie der wissenschaften, Vienna. *Historische commission.*

(2) 人物に祝意を表するため或は記念祭祝賀のため會又は建設物より發行せらるゝ祝賀論文集及び之れに類する集書は其の會又は建設物を記入すべし。會又は建設物より發行せらるゝものに非らざる時は其の書名を記入すべし。何れの場合に於ても編輯者及び祝賀の目的となる人物には副記入を附すべし。

例 Freiburg i. B. Universität. Festschrift der Albrecht-Ludwigs-universität in Freiburg zum fünfzigjährigen regierungs-jubiläum Seiner Königlichen Hoheit des grossherzogs Friedrich.

「副記入」 Friedrich I, *grand-duke of Baden.*

Germania männerchor, Baltimore. Festschrift zum goldenen jubiläum 10. oktober 1906 des Germania männerchor von Baltimore, Md., gegründet am 10. oktober 1856. Im auftrage des ausschusses für vereinsgeschichte zusammengestellt von Carl Laegeler.

「副記入」 Laegeler, Carl.

An English miscellany; presented to Dr. Furnivall in honor of his seventy-fifth birthday.

Ed. by W. P. Ker, A. S. Napier, and W. W. Skeat.

「副記入」 1. Ker, William Paton, *ed.* 2. Napier, Arthur

Sampson, *joint ed.* 3. Skeat, Walter William, *joint ed.* 4.
Furnivall, Frederick James.

Festschrift zum siebzigsten geburtstage Moritz Cantors ... Hrsg.
von M. Curtze und S. Günther ...

「副記入」 1. Curtze, Maximilian, *ed.* 2. Günther, Siegmund,
joint ed. 3. Cantor, Moritz Benedikt.

(3) 著者を異にする二つ以上の著作が合同として出版せられ、且
つ之れに綜合書名無き時は標題紙に編輯者名が記載せられ居る場
合と雖も標題紙の第一位にある著者名を記入すべし。

例 Carlyle, Thomas. Carlyle's Essay on Burns, with the cotter's
Saturday night, and other poems from Burns; *ed.* with notes and
an introduction by Willard C. Gore.

「副記入」 1. Burns, Robert. 2. Gore, Willard Clark, *ed.*

第 127 章 百科辭典 (Cyclopedias)。

百科辭典及び辭典は書名が明白に周知せられたるものに非らざる限
りは其の編輯者名を記入し、疑はしき場合は編輯者名を記入すべし。
發行者が屢々參照せらるゝものには發行者名に副記入を附すべし。

例 Larousse, Pierre. Grand dictionnaire universel du XIX^e
siècle ... par M. Pierre Larousse ...

The Century cyclopedia of names; a pronouncing and etymo-
logical dictionary of names in geography, biography, mythology,
history, ethnology, art, archaeology, fiction, etc., etc., etc.; *ed.*

by Benjamin E. Smith ...

「副記入」 Smith, Benjamin Eli, *ed.*

第 128 章 叢書記入 (Series entry)。

〔附註〕 獨立の記入は叢書に於ける各別個の著書の其の標目の下に記入せらるべきに
て叢書名は巻頁事項の後に丸形括弧中に記入すべきなり。(本書第 166 章參照)

叢書は編輯者名又は發行者名を以て著名ならざる時は其の書名を記
入し、編輯者名に副記入又は參照を附すべし。叢書記入に尙叢書に
屬する文庫の名、著書の著者名、簡單なる書名及び各項目の發行年紀
を記入したる著作表をも含むべし。排列に於ては叢書が番號を以て
指示せられたる場合は番號順に排列し、然らざる時は著者名の A, B,
C 順に排列すべし。尙傳記の如きものに於ては事項順に排列するを
可とすべし。

例 International scientific series.

v. 1. Tyndall, John. Forms of water. 1872.

v. 2. Bagehot, Walter. Physics and politics. 1890.

v. 3. Smith, Edward. Foods, 1873.

Story of the Empire; *ed.* by Howard Angus Kennedy.

Desant, Sir Walter. Rise of the Empire. [1897].

Kennedy, Arnold. Story of the West Indies. [1889].

Kingsley, Mary H. Story of West Africa. [1899].

McCarthy, Justin. Ireland and her story. 1903.

「副記入」 Kennedy, Howard Angus, *ed.*

English men of letters; ed. by John Morley.

Bacon. By R. W. Church. 1886.

Goldsmith. By William Black. 1887.

Lamb. By Alfred Ainger. 1888.

「副記入」 Morley, John, *ed.*

Historic towns; ed. by Edward A. Freeman & Rev. William Hunt.

Boston. By H. C. Lodge. 1891.

Bristol. By William Hunt. 1887.

Carlisle. By Mandell Creighton. 1889.

Exeter. By E. A. Freeman. 1887.

「副記入」 1. Freeman, Edward Augustus, *ed.* 2. Hunt, William, *ed.*

印刷牌子を使用する際は各著書別に叢書の書名を牌子の上部に記入し之れを挿入して適宜に排列すべし。書名及び編輯者名を記入せる手記牌子は之れを前置すべし。

第 129 章 碑文 (Inscriptions)。

作者不明の単一なる碑文は編輯者名を記入すべし、但し特に参照せらるべき名稱ある時は之れを記入すべし。何れの場合に於ても其の發見せられたる地名に参照を附すべし。碑文集は本書第 126 章の (1) に依り取扱ふべし。(Instruktionen, 12)

例 Comparetti, Domenico Pietro Antonio, *ed.* Iscrizione arcaica

del Foro Romano, edita ed illustrata da Domenico Comparetti.

但し

Rosetta stone inscription. Der demotische teil der dreisprachigen inschrift von Rosette: übers. und erklärt von dr. J. J. Hess.

「副記入」 Hess, Johann Jakob, *ed.*

e) 雜 則。

第 130 章 地理的標目 (Geographic headings)。

記入語として用ひられたる地理的名稱は英語形を用ふべし。英書に於て英語形及び自國語形の兩様が用ひられたる場合は自國語形を採用すべし。

例 Munich. (München に非らず)。

Florence. (Firenze に非らず)。

Austria. (Oesterreich に非らず)。

Saxe-Meiningen. (Sachsen-Heiningen に非らず)。

但し

Dauphiné. (Dauphiny に非らず)。

Mainz. (Mayence に非らず)。

Leipzig. (Leipsic に非らず)。

一地名に於て諸種の形式ある時、如何なるものを採用すべきかは

Lippincott's new gazetteer.

Longman's gazetteer.

Century cyclopedia of names.

Ritters geographisch-statistisches lexikon.

Vivien de Saint-Martin's Nouveau dictionnaire de géographie universelle.

の如き地名辞典を参照すべし。

米國圖書館に於ては合衆國の地名は U. S. Geographic board の定めたる形式ある時は之れを用ふ (U. S. Geographic board の最近の報告を参照すべし)。

米國議院圖書館補則第 7。

下記の如き地理的區劃は其の地名の下に記入し、之れに國名を附記す (即ち地方又は其他小なる區劃の名稱を記入すべからず)。

- 1、都市 (city)、町 (town)、都市區 (borough)、村 (commune) 等。
- 2、郡 (county)、郡 (佛國の) (arrondissement) 等。
- 3、州 (米國の) (state)、州 (英國の) (province)、縣 (佛國の) (département) 等。

例 Alexandria, *Egypt*.

Alexandria, *Scot*.

Alpes, Hautes-, *France*. (*Dept.*).

Alpes-Maritimes, *France*. (*Dept.*).

Cork, *Ire*. (*City*).

Cork, *Ire*. (*County*).

Cumberland, *Eng*.

例外。

1、都市 (city)、町 (town)、都市區 (borough)、村 (commune) 等。

a) 有名なる都市は其の都市名のみを記入し、其他の名稱を記入すべからず。

例 Boston.

Chicago.

London.

New York (*City*).

Paris.

Quebec (*City*).

紛らはしき時は國名を附記す。

(b) 米國の町等は次の如く記入す。

例 Bayonne, *N. J.* (Bayonne, *U. S.* (*N. J.*) に非らず)。

2、郡 (county)、郡 (佛國の) (arrondissement) 等。

米國の郡 (County) は次の如く記入す。

例 Washington Co., *O*.

Washington Co., *Pa*.

Washington Co., *Vt*.

一國內に同名の土地が二つ以上ある時は州 (province)、縣 (département)、郡 (county) 等の地名を丸形括弧内に挿入して之れを附記すべし。

例 Athies, *France* (*Aisne*).

Athies, *France* (*Pas-de-Calais*).

Athies, *France* (*Somme*).
Bradford, *Eng.* (*Devonshire*).
Bradford, *Eng.* (*Northumberland: Berwick-upon-Tweed div.*).
Bradford, *Eng.* (*Northumberland: Wansbeck div.*).
Bradford, *Eng.* (*Yorkshire*).
Templemore, *Ire.* (*Co. Mayo*).
Templemore, *Ire.* (*Co. Tipperary*).
Victoria, *Can.* (*Alberta*).
Victoria, *Can.* (*B. C.*).
Washington, *O.* (*Fayette Co.*).
Washington, *O.* (*Guernsey Co.*).

第 131 章 變體母音 (Modified vowels)。

標目に於ては *ä, ö, ü* の如き變體母音は如何なる國語 (獨逸、瑞典、
匈牙利等) に於ても著者の使用する形を記入し、*ae, oe, ue* として排
列すべし。 (Cutter, 299. Eclectic, 324-329)

第 132 章 民事訴訟 (Civil actions)。

民事訴訟の報告は標題紙の最初に記されたる當事者の一方を記入
し、次に他の一方を附記すべし、例へば *Doe, John, vs. Roe, Richard*
の如し。

【附註】 米國議院圖書館の印刷牌子は標目に當事者の最初の方のみを記す。

第二位に記入したるもの (例へば *Roe, Richard*) に對しては副記

入を附し、尙標題紙に其の報告者名ある時は之れをも副記入とすべ
し。 (本書第 2 章共著者參照)

例 *Brooks, William, vs. Byam, Ezekiel.* The case of William
Brooks versus Ezekiel Byam and others, in equity, in the Circuit
court of the United States, for the First circuit—istrict of Mas-
sachusetts. Before the Honorable Mr. Justice Story, the Honorable
Judge Sprague. Simon Greenleaf, esq., Charles Sumner, esq.,
counsel for complainant. Franklin Dexter, esq., Eben'r Smith,
jr., esq., counsel for respondents.

Bill, answers, depositions, etc.

「副記入」 *Byam, Ezekiel.*

法廷、裁判官、第一位以下の被告等の副記入又は參照は第 132 章よ
り第 135 章までの例に於ては之れを省略せり。如何なる程度まで詳
細に此等の副記入を作るべきかは主として目錄の充實と圖書館の性
質とに據るべし。

第 133 章 不敬罪、國事犯其他の刑事裁判 (Crown, state, and criminal trials)。

不敬罪、國事犯及び其他の刑事裁判の辯論報告は被告名を記入すべ
し。若し被告が數人ある時は標題紙の第一位に記載せられたるもの
を採るべし。

例 *Paine, Thomas.* The trial of Thomas Paine, for a libel,
contained in the second part of Rights of man, before Lord

Kenyon, and a special jury, at Guildhall, December 18 ...

O'Connell, Daniel, *defendant*. A special report of the proceedings in the case of the Queen against Daniel O'Connell ... John O'Connell ... Thomas Steele, esq., Thomas Matthew Ray, esq., Charles Gavan Duffy, esq., Rev. Thomas Tierney, Rev. Peter James Tyrrell, John Gray .. and Richard Barrett, esq. in the Court of Queen's bench, Ireland, Michaelmas term, 1843, and Hilary term, 1844; on an indictment for conspiracy and misdemeanour. Ed. by John Flanedy, esq.

「副記入」 Flanedy, John, *ed.*

第 134 章 海事訴訟 (Admiralty proceedings)。

船舶に関する海事訴訟は船舶名を記入すべし。

例 **Savannah** (*Privateer*). Trial of the officers and crew of the privateer Savannah, on the charge of piracy, in the United States Circuit court for the southern district of New York. Hon. Judges Nelson and Shipman, presiding. Reported by A. F. Warburton ...

「副記入」 Warburton, Adolphus Frederick, *reporter*.

第 135 章 裁判報告集 (Collected reports of trials)。

裁判報告集は編纂者名を記入し、無著者名の際は 標題 を 記入すべし。(本書第 126 章集書参照)

例 [Harris, Carrie Jenkins]. "Mrs. C. W. Harris." State trails

of Mary, queen of Scots, Sir Walter Raleigh, and Captain William Kidd. Condensed and copied from the State trials of Francis Hargrave ... London, 1776, and of T. B. Howell ... London, 1816, with explanatory notes. By Charles Edward Lloyd [*pseud.*].

「副記入」 1. Hargrave, Francis. 2. Howell, Thomas Bayly.

標 題

(Cutter, 221-256 参照)。

第 136 章 標題 (Title)。

標題は通例著者名と共に其の全部を記入す、即ち標題紙の完全なる描寫ならざるべからず、但し格言及び其他重要ならざる事項は叢書記入に於けると同様之を省略し、而して此の省略を表はす爲めには三點 (...) を用ふべし。

【附註】 本書第 166 章叢書記入参照。

標題紙に於ける句點は總て之れを記入し、而して句點なき時は之れを補記すべし。(本書第 173 章参照)

但し手記牌子目録に於ては標題を三點にて省略するを可とすべし。

第 137 章 稀觀書の標題 (Titles of rare books)。

稀觀書の標題又は奥附は全部記入し、句點、頭文字及び印刷上の特徴は出來得る限り之れを附記すべし。(Cutter, 351)

第 138 章 綴字の誤植及び誤謬 (Misprints or errors of spelling)。

綴字の誤植及び明瞭なる誤謬は [!] 又は [sic] を以て表示すべし。

例 The beginning end [!] end of drinking.

筆寫目録に於ては綴字の誤れる語の下に三點 (...) を記すべし。

第 139 章 標題追加 (Additions to title)。

標題が不明瞭なる時又は説明を要する場合は追加事項を角形括弧内に挿入して之れを補記すべし。此の追加事項は簡単に且つ標題と同國語にて記入し、若し多くの追加事項を要する場合は之れを註記とすべし。(本書第 168 章註記参照)

例 Burroughs, John. Bird and bough; [poems] by John Burroughs...

Worrell, John. A diamond in the rough; embracing anecdote, biography, romance and history, by Captain John Worrell... Contains brief sketches of General Sam Houston, the Texan war of independence, New Harmony, Ind., Evangeline and the Acadians in the United States, civil war reminiscences, etc.

第 140 章 圖書の國語 (Language of the book)。

標題に依り圖書の國語を判別し得ざる時は角形括弧内に挿入して標題中に説明するか又は之れを註記すべし。

第 141 章 標題の字譯及び翻譯 (Transliteration and translation of title)。

標題がローマ字又はゴシック字ならざる文字を以て記されたる時は之れを字譯するを可とし、ロマンス語又はテュートン語の古典書を

除く他の總ての標題には簡單なる翻譯をも附記するを可とすべし。

第 142 章 定期刊行物ならざる二卷以上の著書の標題 (Titles of works (other than periodicals) in more than one volume)。

定期刊行物ならざる二卷以上の著書は通例第一卷の標題を採り、爾後の變更は註記又は目次として附記すべし。(本書第 113 章參照)

第 143 章 同一著書にして標題を異にする場合 (Same work published under different titles)。

同一著書にして二つ以上の標題を有するものは ¹ 圖書館に於ける (標題を異にせる 何れの版にも全記入をなし、他の標題は之れを註記とすべし。 ² 若し圖書館に於て一の版のみ有する時は其の標題の全記入をなし、他の標題から參照を附すべし。(Eclectic, 288-300)

例 1. Meredith, George. Emilia in England.

Afterwards issued under title: Sandra Belloni.

Meredith, George. Sandra Belloni.

Previously issued under title: Emilia in England.

2. Meredith, George. Emilia in England.

Afterwards issued under title: Sandra Belloni.

Meredith, George. Sandra Belloni.

See his Emilia in England. (The same work published under a different title).

第 144 章 數種の標題紙を有する圖書 (Books with several title-pages)。

一冊の圖書に數種の標題紙ある時は最も一般的のものを選択し、其他は必要と認めたる場合註記又は目次の中に記入すべし。

本規則は同一標目の標題紙の場合に於てのみ適用し、若し數種の標題紙に對し各々別個の記入を必要とする場合 (例へば一つが叢書の標題にして他が叢書中の作品の標題なる場合の如し) は各標題は其の各自の標目の下に使用すべし。彫刻及び印刷標題紙について云へば常に後者が後の年紀を有する時は後者を採らざるべからず。

同様に一般的なる二つの標題紙については一標題紙が他の標題紙と順位にある場合は第一位のものを選び、相向ひ合へる場合は第二位のものを探るべし。

(Cutter, 156-158)

第 145 章 用語を異にせる標題及び標題紙 (Titles and title-pages in different languages)。

用語を異にせる標題及び標題紙については其の中の一つがローマ字なる時は之れを使用し、若し兩者共にローマ字か又はローマ字ならざる時は一方の原語を使用すべし。此の時使用せざりし標題は註記の中に記入すべし。

希臘古典書にして同一標題紙の上に希臘語と拉典語と兩様の標題ある時は兩方共に記入すべし。

米國議院圖書館補則第 20。

(1) 用語が二ヶ國語以上なる標題紙及び内容

標題紙の用語が二ヶ國語以上のものにして其の圖書の内容も同様に用語が二ヶ國語以上になる時はローマ字又はゴシック字を以て印刷せられたる國語を採用すべし。何れの標題紙もローマ字又はゴシック字ならざる時又はその何れか一方なる時は此の兩文字の中、原語として用ひられたる方を採用すべし。若し其の原語を確め得ざる時は其の主要なる標題紙を選び、其の何れが主要なるものかを決定し得ざる時は第一位のものを採用し、註記の中に此の際採用せざりし標題及び用語を説明すべし。若し附加標題に重要な説明ある時は之れを引用すべし。

(2) 標題紙が用語を異にし、圖書の内容が一國語なる場合。

二つの標題紙を有し内容が一國語なる圖書は内容と一致せる國語の標題紙を採るべし。之れに對する例外は圖書の内容が希臘語、露語、東洋語、其他時にはアメリカ印度語等にして其の標題紙がローマ字又はゴシック字を用ひたる原語又は拉典語、佛語、英語、其他の國語なる場合なり。此の際は常にローマ字又はゴシック字の標題を採用すべし。註記の中に其他の標題及び圖書の内容に用ひられたる國語を記入すべし。

(3) 一標題紙に二ヶ國語の標題ある場合。

一標題紙に標題が二ヶ國語にて印刷せられたる場合は其の兩様の標題に慣例となれる略語及び註記を附して記入すべし。例外、若し標題中の一つがローマ字又はゴシック字に非らざる他

の國語にて記されたる時は此の標題を省略しローマ字又はゴシック字の標題のみを記入すべし。採用せざりし他の標題及び圖書の内容の用語には註記を作るべし。

古代の稀觀書の標題又は二つの標題の間に何等かの重要な變更ある場合は何れの標題をも記入すべし。

二つ以上の標題ある場合はローマ字又はゴシック字にて印刷せられたる最初の二つの標題を記入すべし。尙之れに續く標題の一つが英語なる時は之れも記入すべし。

(4) 用語を異にせる標題及び標題紙の排列又は組合せにして前記 1-3 に規定せざるものは特殊の規定に據るものとすべし。

第 146 章 二つの標題紙を有する再版書 (Reprints with two title-pages)。

再版書に其れ自身の標題紙の外、原著の標題紙の複寫ある時は再版書の標題紙を採り、原著の標題は註記の中に發行地及び年紀、其他、若し此の標題が再版の標題と異なる時は其の標題を引用して記入すべし。

例 Flint, James. ... Flint's Letters from America, 1818-1820. Cleveland, 1904.

Reprint, including facsimile of t.-p. of original edition, Edinburgh, 1822.

Macropedius, Georgius. ... Rebelles und Alvt. Hrsg. von Johannes Bolte ... Berlin, 1897.

Reprint of the original edition with reproduction of t.-p.: *Comicarvm fabvlarum Georgii Macropedii duae ... quar. altera Rebelles, altera Alvta inscribitur... [Busciducis] in officina Hatardi [1535].*

第 147 章 標題紙無きものゝ場合 (Title-page wanting)。

標題紙無き時は書史學の著書より其の標題を求めて補記すべし。此の場合使用したる書史學の著書名を註記すべし。若し標題を確め得ざる時は副書名、欄外標題或は奥附を採り、註記の中に其の何れを選択したるかを記入すべし。尙之等何れも無き時は角形括弧内に挿入し適當なる標題を補足し、且つ註記の中に其の内容の最初の部分及び目次の梗概を記入すべし。

全然標題紙を抜きて發行せられたる著書の場合は副書名、欄外標題、編章標題又は奥附の何れかを記入し、註記の中に其の何れを選択したるかを記入すべし。

第 148 章 版 (Edition)。

版を區別する記入事項は標題の一部として取扱ふべし。即ち之れは著書の用語と同一國語を以て標題紙の順序に記入す、但し習慣的の略語を使用し得る場合は此の限りに非らざるべし。 (Cutter, 254-256)

【附註】 本書第 174 章數字記入法參照。

同一版各部間の詳細なる區別、例へば 8th thousand の如きものは

之れを省略するを可とすべし。

第 149 章 各卷が版を異にせる同一組の圖書 (Different editions represented in the same set)。

同一組の圖書の各卷が版を異にせる場合は此の各種の版を註記又は目次の中に於て區別し、標題中に於て區別すべからず。

出版事項、巻頁事項、叢書名註記

(米國議院圖書館補則第 12、第 1 參照)。

第 150 章 發行地 (Place of publication)。

標題の後には發行地を標題と同一國語を以て記入すべし。

第 151 章 地名の形式 (Place-From of name)。

必要と認めたる時は拉典語形又は自國語形の名稱には其の現代語形同義語及び一般に熟知せられたる形を角形括弧内に挿入して補記すべし。

Deschamps, Dictionnaire de géographie ancienne et moderne.

Graesse, Orbis latinus. (Supplement to Brunet's "Manuel du libraire.")

Stein, Manuel de bibliographie générale, app. 1.

Chevalier, Répertoire des sources historiques du moyen âge.

Topo-bibliographie.

以上を參照すべし。

第 152 章 發行者 (Publisher)。

發行地名の次に標題と同一國語を以て發行者名を記入すべし。

例 C. Scribner's sons.

L. Hachette et cie.

Junge & sohn.

手記牌子目錄に於ては通常發行地名及び發行者名は略語を用ふるを可とすべし。

例 Bost., Houghton.

N. Y., U. S. book co.

Chic., McClurg.

第 153 章 印刷所 (Place of printing)。

印刷所及び印刷者が發行地及び發行者と異なる時は發行地名及び發行者名の次に印刷所及印刷者名を記入すべし。但し稀觀古書の場合又は其他特別の必要を認めたる場合にのみ之れを記入するを可とすべし。

例 London, N. Trübner [Colombo, S. J. A. Skeen, printer].

Paris, Dentu [Guernsey, Imprimerie universelle].

第 154 章 自費出版書 (Privately printed books)。

自費出版書の目錄の場合若し標題紙に自費出版なる事が明記されざる時は出版事項の中に priv. print. なる略語を附記すべし。

例 Duff, Edward Gordon. The printers, stationers and bookbinders of London and Westminster in the fifteenth century. A series of four lectures delivered at Cambridge in the Lent term,

MDCCCIC. By E. Gordon Duff ... [Aberdeen, Aberdeen university press, priv. print.] 1899.

第 155 章 年紀 (Date)。

年紀は標題紙にあるものをアラビア數字を以て記入すべし、但しアラビア數字以外のものにて記入せられ、それが特殊出版の特徴を有し又は特別に注意すべきものなる時は此の限りに非らず。西曆紀元の年紀に非らざるものは標題紙にあるものを其の儘記入し、西曆紀元の年紀は角形括弧内に挿入し附記すべし。(Cutter, 164-275. 本書第 174 章數字記入法参照)

例 l'an III de la République [1795].

an XI—1803.

5665—1905.

A. H. 1152 [1740].

l'an de la v. L. 5788 [1788].

第 156 章 年紀の缺除 (Date wanting)。

出版年紀の無き場合之れを確め得るものは角形括弧内に挿入して記入し、不明のものは近似の年紀を記入すべし。

例 [189-?], [189-], [1892?].

若し近似の年紀も見出し得ざる時は發行せられたる世紀(例へば [18-] の如く)を記入すべし。若し世紀も決定し得ざる時は n. d. なる略語を用ひて年紀の缺除を示すべし。

年紀を除きて屢々再版せらるゝ圖書又は初版の年紀を有する印版より印刷せるものは初版の年紀を註記して再版の事實を表示すべし。

例 Maupassant, Guy de. ... Contes du jour et de la nuit... Paris, E. Flammarion [n. d.].

First edition appeared in 1885.

第 157 章 版權登録年紀 (Copyright date)。

版權所有の圖書にして其の標題紙に全然年紀無く、且つ發行年紀が不明の場合は出版事項の中に版權登録年紀を角形括弧内に挿入し肩字に c を附して記入すべし。

例 New York, H. Holt & co. [c1894].

若し版權登録年紀が發行年紀より早き時は版權登録年紀は次の如き例外の場合にのみ記入を要す、例へば初版の存在及び年紀が確證せられざる時又は更に正確なる年紀の判明せざる時等なり。

例 標題紙に年紀あるものは 1902 [c1899] の如く記入すべし。標題紙に年紀無くして版權公告あるものは [1902] c1878 の如く記入すべし。

米國議院圖書館補則第 12。

出版事項は次の順序に依り記入すべし。

第一、場所。

第二、發行者、印刷者或は書店。

第三、年紀。

古版本及び之れに類せる圖書は例外とす、斯の如きものは特別の理由ありて各々その特徴に合致する如き形式と順序とに依り記入せらる。

實際の出版事項は標題紙に表れたると否とに拘らず若し確め得るならば常に之れを記入すべし。標題紙に表れざる時に於ては實際の出版事項は角形括弧内に挿入し、標題紙に表れたるものとして出版事項の後に附記すべし。

(1) 米國に於て發行せられたる圖書の場合。

標題紙に三つ以上の發行地及び發行者ある時は最初に記されたる發行地及び發行者を記入し、次に他の一つを附記すべし。此の後者は各々の内重要な關係ありと認めたるものを選択すべし、即ち New York 又は Boston を選ぶべきなり。

例 標題紙が

Published by J. A. Bancroft & co., Philadelphia, J. W. Schermerhorn & co., New York, C. G. Cooke, Boston, Hendricks & Potter, St. Louis, Speakman & Proctor, Chicago, 1867.

以上の如き場合は次の如く記入す。

Philadelphia, J. A. Bancroft & co.; New York, J. W. Schermerhorn & co.; [etc., etc.] 1867.

但し標題紙が

Leach, Shewell & Sanborn, Boston, New York, Chicago, 1890.

の場合は

Boston, New York [etc.] Leach, Shewell & Sanborn, 1890.

と記入す。

又若し標題紙が

Buffalo, Chicago, New York, Charles Wells Moulton, 1890.

の場合は

Buffalo, New York [etc.] C. W. Moulton, 1890.

と記入す。

(2) 他國にて發行せられたる圖書の場合。

標題紙に二つ以上の發行地及び發行者ある時は最初に記されたるものを記入し [etc., etc.] を附記す、但し最初に記されたる以外のものが其の位置又は印刷によりて實際の發行地なる事が明瞭なる場合は之れを最初に記入すべし。

標題紙に他國の地名と米國に於ける一つ或は其れ以上の地名とがある場合は他國の地名に米國の地名の一つを附記すべきなり、New York がある場合は其れを記入すべきものなり。

例 標題紙が

Paris, Goupil & cie; London, Simpkin, Marshall, Hamilton, Kent & co., Ltd., 1898.

の場合は

Paris, Goupil & cie; [etc., etc.] 1898.

と記入す。

標題紙が

London, David Nutt, Dulau & co., Sampson Low & co. Agencies for America: New York, E. Steiger & co., The International co.,

Chicago, Mühlbauer & Behrle, Boston, Charles Schönhof. Heidelberg, Julius Groos, 1890.

の場合は

Heidelberg, J. Groos; New York, E. Steiger & co.: [etc., etc.] 1890.

と記入す。

標題紙が

The Société universelle lyrique, London, Paris, Berlin, Philadelphia, 1899.

の場合は

London, Philadelphia [etc.]. The Société universelle lyrique, 1899.

と記入す。

(3) 二つ以上の発行地及び発行者の場合。

発行地及び発行者の省略は [etc., etc.] を以て明示し、而して之れは最後の発行者の次にセミコロン(;)を打ちたる後に記入し、次に年紀を記入すべし。

例 標題紙が

Published by J. A. Bancroft & co., Philadelphia, J. W. Schermerhorn & co., New York, C. G. Cooke, Boston, Hendricks & Potter, St. Louis, Speakman & Proctor, Chicago, 1867.

の場合は

Philadelphia, J. A. Bancroft & co.; New York, J. W. Schermerhorn & co.; [etc., etc.] 1867.

と記入す。

前掲第二項「他國にて發行せられたる圖書」中の例を参照のこと。

(4) 発行地が二つ以上にして発行者が同一なる場合。

出版事項中より一発行地を省略したる事は最後に記したる地名の次に [etc.] を附記して之れを示すべし。

例 標題紙が

Buffalo, Chicago, New York, Charles Wells Moulton, 1886.

の場合は

Buffalo, New York [etc.]. C. W. Moulton, 1886.

と記入すべし。

又若し標題紙が

The Société universelle lyrique, London, Paris, Berlin, Philadelphia, 1899.

の場合は

London, Philadelphia [etc.]. The Société universelle lyrique, 1899.

と記入すべし。

(5) 発行地が一つにして発行者が二つ以上ある場合。

一発行者の省略は最後に記したる発行者の次に [etc.] を附記して之れを示すべし。

例 標題紙が

London, David Nutt, Dulau & co., Sampson Low & co., 1890.

の場合は

London, D. Nutt [etc.]. 1890.

と記入すべし。

(6) 二つの発行地が and, und, et 又はダツシュ (一)、其他の様式を以て連結せられ、発行者名が其の前又は後にある場合。

出版事項は通常の如く記入し、且つ此の種の接續詞をも記入すべし。

例 Leipzig und Wien, Bibliographisches institut, 1900.

Arnheim-Nijmegen, E. & M. Cohen [1899].

(7) 公文書の場合。

州又は都市の出版物 (特に逐次刊行物に類するもの) にして屢々発行地及び発行者 (又は印刷者) が變更するものは発行者を省略すべし。叢書中の第一巻の欠除せる場合は最初に記載されたる地名を記入し、鉛筆にて [etc.] と附記すべし。

(8) 出版事項に発行者名及び印刷者名の無き場合。

標題紙に発行者名、印刷者名共に無くして標題紙の裏側、卷末或は其他の場所に印刷者名ある場合は発行者名を知り得る場合と雖も此の印刷者名のみを角形括弧内に入れて附記すべし。故に若し出版事項に Washington, 1882 とあり、標題紙の裏側に Baltimore, W.K. Boyle, printer とある時は Washington [Baltimore, W. K. Boyle, printer]. 1882 と記入すべし。

之れと反對に標題紙に New York, The Macmillan company, 1898 裏側に New era printing co., Lancaster, Penna の如く完全に出版事項が掲げられたる場合、目録記入に於ては通常後者を除外するものとすべし。但し印刷者名が書史學上重要なる時又は其他の

理由にて必要とする時は次の如く附記すべし。

例 London, N. Trübner [Colombo, S. J. A. Skeen, printer].

Paris, Dentu [Guernsey, Imprimerie universelle].

(9) 発行地名に州名又は國名を附記する場合。

発行地名が有名ならざる時又は同一名稱の都市が數個ある場合に於て其の州名又は國名が出版事項中になき時は之れを発行地名に補記すべし。州名又は國名が出版事項中にある時は有名なる都市の場合と雖も之れを附記すべし。

例 Amherstberg [Ont.]; Rome [N. Y.]; Rome [Ga.].

(10) 論文の場合。

(a) 標題紙に従ひ発行地名、印刷者名 (発行者と區別して) を最も簡潔に記入し、次に年紀を記入すべし。

(b) 発行地及び年紀 (発行者名及び印刷者名無くして) の次に印刷者の宿所が附記せられ居る場合、例へば印刷者名と共に他の地名ある時は頭書の発行地名のみ記入して他を記入すべからず。

(a) の例

Halle a. S., Druck von E. Karras, 1898.

Giessen, Münchow'sche hof- und universitäts-druckerei (O. Kindt) 1903.

(b) の例

Leipzig, W. Engelmann, 1899. (Leipzig, W. Engelmann [Hofbuchdruckerei S. Geibel in Altenburg] 1899 に非らず)。

Leipzig, 1898. (Leipzig, 1898. Druck von C. H. Schulze & co.

in Gräfenhainichen に非らず)。

(11) 假出版事項の場合。

出版事項は標題紙にあるものを其儘記入し、實際の出版事項は角形括弧内に入れて附記すべし。

例 Paris, Impr. Vincent, 1798 [*i. e.* Bruxelles, Moens, 1883].

實際の出版事項が判明せる時は假出版事項は標題の一部分として取扱ふ、此の場合實際の出版事項は角形括弧内に入れて通常的位置に記入すべし。

例 Morande, Charles Thévenot de, b, 1748. Le gazetier cuirassé, ou, Anecdotes scandaleuses de la cour de France. Imprimé à cent lieues de la Bastille. [Londres] 1771.

(12) 出版事項が變更せる場合。

一組の圖書の各巻に於て發行地及び發行者が相異なる場合は此の事實を註記し、尙必要ある場合は其の變更を記入すべし。

(13) 自費出版書の場合。

自費出版書は其の事實を標題紙に記されたと同様に説明を附すべし、若し標題紙に此の説明なき時は之れを出版事項に補記するか又は註記とすべし。

(14) 出版事項の用語。

出版事項は標題紙にある國語と同一のものを用ひ翻譯又は字譯すべからず。

年紀。

(1) 無年紀の標題紙。

標題紙に年紀なくして序文に年紀ある時は年紀に pref. を冠し角形括弧内に入れて記入すべし、但し實際の發行年紀が判明せざる場合に限らるべし。若し實際の發行年紀を決定し得る時は序文の年紀は出版事項に補記したる實際の發行年紀と大なる相違がある場合に於てのみ之れを註記とする必要あり。

(2) 版權登録年紀。

(a) 版權所有書に於て其の標題紙が無年紀にして發行年紀を決定し得ざる時は版權登録年紀に c. を冠し角形括弧内に入れて出版事項中に記入すべし。

例 New York, H. Holt & co. [©1894].

(b) 若し版權登録年紀が發行年紀より早き時は版權登録年紀は次の如き例外の場合に於てのみ記入を要す、例へば初期(最初)の發行の存在と年紀が確然とせざる場合又は更に精確なる年紀を發見し得ざる場合の如し。

例 標題紙に年紀がある時は 1902 [©1899] と記入すべし。

標題紙に年紀なく版權所有公告ある時は [1902] ©1878 と記入すべし。

(c) 標題紙に年紀なく且つ標題紙の裏側に印刷せられたる版權登録年紀が版權局に登録せられたる年紀と異なる時は標題紙の裏面にあるものを出版事項に記入し、版權局のものを註記とすべし。

(3) 標題紙の年紀の一定せざる場合。

數卷より成る著書にして各巻が年紀を異にせる場合は版が同一な

ると否とに拘らず包括的年紀をダツシュ（一）も以て區別し出版事項に記入し、註記又は目次として各巻の年紀及び各版の數字を記入すべし。

例 Bancroft, George, 1800-1891. History of the United States from the discovery of the American continent. Boston, Little, Brown & co., 1838-74.

10 v. 22 1/2 cm.

Vol. 1, 15th ed., 1857; v. 2, 4th ed., 1838; v. 3, 3d ed., 1840; v. 4-10, 1852-74.

數巻中の一巻（例へば第一巻）のみが年紀を異にせる場合、即ち全集の第一巻が後より發行せられたるが如き時は年紀は次の如く記入すべし。

例 1876-79 [v. 1, '79].

二巻より成る著書の場合は巻の順序に従ひダツシュ（一）の代りにコンマ（,）を用ひて區別し、之れを記入すべし。

例 Collignon, Edouard i. e. Romain Charles Edouard, 1831- Cours de mécanique appliquée aux constructions... Paris, Dunod, 1885, '80.

2 v. tables, diagrs. 24 1/2 cm.

1. ptie., 3. éd.; 2. ptie., 2. éd. rev. et augm.

第 158 章 卷頁事項 (Collation)。

卷頁事項は次の如き順序に依り全部英語にて記入すべし。

(170)

第一、卷數又は頁數。

第二、挿畫數。

第三、大さ。

第 159 章 卷數、頁數 (Volumes, pages)。

一卷の場合は卷數又は頁數を記入すべし。

【附註】 若しも目次註記が數巻の一著書の爲めに記入に附記された時は各巻の丁附は目次に記入される。

第 160 章 丁附 (Paging)。

頁數は各丁附の最後の數を記入して之れを示し、其の數はコンマを以て區別すべし。無丁附のものを追加することは + に依りて示すを可とし、又計算して確め得たる頁數は角形括弧内に入れて記入するを可とすべし。丁附は圖書によりてアラビア數字又はローマ數字を以て記入すべし。無丁附の著書、頁が文字にて記されたる著書又は頁數がアラビア數字、ローマ數字ならざるもの（例へばギリシヤ數字）を以て記されたる著書に於ては頁數は角形括弧内に挿入して記入し、折標は稀觀書又は重要なる著書の場合に於てのみ註記すべし。

「譯者註」 丁附とは pagination と同意義にして圖書の各頁に連續する頁數を附くることを云ふ。

折標とは圖書印刷の時各折帖の最初の頁の下隅に附くる文字、數字又は其他の記號を云ふ。此は製本師が各折帖の綴合せの順序を誤らせざる様にと計れるものなり、但し

(171)

この折標の付け方にては製本の時に折帖の脱落を見分け難き故最近には印刷紙の各折目の中央(折れば背になる場所)に黒き印を刷り一折帖毎に此の印の位置を階段的に移動させて刷り折標とす、之れを折りて一冊集め纏むれば各折標は階段的に順次に排列され冊子の背部を見れば落丁、誤綴の有無を發見し得るが故に從來の折標に代へて用ひられつゝあり。

第 161 章 挿畫其他 (Illustrations, etc.)。

挿畫は次の如き順序に依り記入すべし。

口繪、挿畫、圖版、寫眞、肖像、地圖、設計圖、模寫版、表、線圖。

圖版、地圖等の數は容易に確め得る時は之れを記入すべし。

圖版、肖像等は丁附の中に含まるゝと否とに拘らず之れを區分する必要あるべし。

第 162 章 稀觀書の卷頁事項 (Collation of rare works)。

稀觀書の場合は書史學書に記されたる詳細な説明及び卷頁事項を參照として註記すべし。

第 163 章 不完全なる圖書 (Imperfect copies)。

不完全なる圖書は其の缺除を註記すべし。

第 164 章 大きさ (Size)。

圖書の高さは糲を以て記入し、 $\frac{1}{2}$ 糲まで精確に表すべし。

故に實際の高さが

(172)

169 mm (16.9cm)	17cm.
170 mm (17cm)	17cm.
171 mm (17.1cm)	17cm.
172 mm (17.2cm)	17cm.
173 mm (17.3cm)	17 $\frac{1}{2}$ cm.
174 mm (17.4cm)	の時は 17 $\frac{1}{2}$ cm. と記入すべし。
175 mm (17.5cm)	17 $\frac{1}{2}$ cm.
176 mm (17.6cm)	17 $\frac{1}{2}$ cm.
177 mm (17.7cm)	17 $\frac{1}{2}$ cm.
178 mm (17.8cm)	18cm.
179 mm (17.9cm)	18cm.

圖書の大きさが豎長本 (narrow)、矩形本 (square)、横長本 (oblong)

其他異常の形なる時は高さと幅の兩方を記入すべし。

例 17 × 10cm (豎長本)。

17 × 14cm (矩形本)。

17 × 28cm (横長本)。

(Cutter, 279 及び 155-156 頁參照)

第 165 章 地圖書 (Atlases)。

【附註】 米國議院圖書館補則第 17。

著書に附隨する地圖書は別個に目錄を作るべからず。出版事項及び卷頁事項の後に and Atlas として記入すべし。

例 Mahon, Dennis Hart. Industrial drawing... By D. H.

(173)

Mahon... New York, J. Wiley & sons, 1877.
xiii, 209 p. col. front. (plan) illus. 24cm. and atlas of 30 fold. pl.
23 1/2 cm.

附圖の標題が著書の標題と異なる時或は附圖に對し特別の編纂者ある時は索引の記入形式を採用すべし。

例 Mirabeau, Honoré Gabriel Riquetti, comte de. De la monarchie prussienne sous Frédéric le Grand... Londres, 1788.
4 v. front (port.) pl., tables partly fold.). 26cm.
— Atlas de la monarchie prussienne. Londres, 1788.
2 p. l., 4 p., 93 pl., 10 maps, tables (partly fold.) 41cm.
The maps are by Edme Mentelle.

〔副記入〕 Mentelle, Edme.

米國議院圖書館補則第 1。

卷頁事項は出版事項、即ち發行地、發行者、年紀を記入したる直後に行を改めて記入し、其の順序は第一 丁附、第二 挿畫、第三 大さとすべし。

丁附。

- (1) 丁附は一卷完結の著書に對してのみなすべし。
- (2) 二卷以上の場合は卷の番號を記入し、若し各卷に頁が連続せる時は頁數を註記すべし。

例 2 v. 24cm.

Paged continuously; v. 1: vi, 536 p.; v. 2: 1 p. l., 537-999 p., 2 l.

- (3) 無丁附の頁は角形括弧内に挿入すべし。

例 vi, [4]-256 p.

xiv, [12], 450 p.

8 p. l., 360, [16] p.

- (4) 紙葉の片側が空白なる時は無丁附のものは紙葉として表すべし。

例 xii p., 2 l., 192 p.

- (5) を参照。

- (5) 副標題、標題、序文、目次、其他の前付事項に丁附なき時は前付頁 (preliminary leaves) として之れを區別すべし。

【譯者註】 前付頁とは圖書の本文の前に附く總ての紙 (頁) を含めて云ふ、即ち見返し、副標題、標題、序文、目次等を指す。

例 3 p. l., 350 p.

1 p. l., vi p., 1 l., 608 p., 2 l.

前付頁の實際の數が最初に丁附せられた頁の表す數よりも大なるか又は小なる場合は次の如く記入すべし。

例 4 p. l., [iii]-xii p. (3 p. l., xii p. とすべからず)。

5 p. l., xv-xx p.

但し vi, 351 p. (2 p. l., [v]-vi, 351 p. とすべからず)。

- (6) 番號の附せられたる紙葉は次の如く記入すべし。

例 218 numb. l.

10 p. l., 112 numb. l., 3 l.

2 p. l., x p., 180 numb. ., 4 p.

(7) 序文、目次等がローマ字にて丁附せられたる時は次の如く記入すべし。

例 xii, [13]-240 p. (240 p. とすべからず)。

(5) を参照。

(8) 小冊子又は圖書(假綴、装釘、何れの場合にも)に上表紙書名の外に標題紙なき時は上表紙書名を巻頁事項に記入すべし。

例 cover-title, 85 p.

cover-title, iii, 112 p.

cover-title, [3]-36 p.

cover-title, [v]-xiii p.

cover-title, 2 p. l., 40 p.

(9) 丁附が非常に複雑なる時は各個丁附する代りに全體を一括して角形括弧内に挿入して記入し、附記として Various paging と附記するを可とすべし。

挿畫。

挿畫は次の如き順序と形式とに依り記入すべし。

front., illus., pl., phot., port., map (又は maps), plan (又は plans), facsim., tab., diagr.

【附註】 こゝに用ひられたる如き挿畫も又圖版と區別されたる挿畫も本文に於ける挿畫を意味し、圖版は左頁の空白に印刷せられた全頁の挿畫を意味するものである。

圖版、肖像等が二枚以上ありて巻頁事項中に其の数が明示せられざ

る時は複數形を用ふべし、即ち fronts., illus., plates., photos., ports., maps, plans, facsims., tables, diagrs. とすべし。

(1) 挿畫が色刷版の時は col. front., col. plates, facsims. in colors 等と記入すべし。地圖及び線圖の場合は重要なるもののみ區別すべし。

(2) 口繪、圖版、地圖等が丁附の中に含まるゝ時は xvi, 357 p. incl. front., illus., plates, maps と記入すべし。

(3) 印畫の標題に非らざる挿畫は標題紙に向ひ合ひたるもの、其の直前にあるもの、何れも次の口繪として巻頁事項に明記すべし。

例 front.

front. (port.).

front. (map).

但し front. (pl.) とすべからず。

一冊の圖書の中に同一性質の挿畫が他に有る場合は front. の次に記すべき種別は省略すべし。

例 front., illus., plates, ports.

但し front. (port.) illus., plates, ports. とすべからず。

二卷以上より成る圖書にして其の内の若干又は全部に口繪が有る時は次の如く之れを明記すべし。

例 4v. fronts.

2 v. front. (v. 2).

5 v. fronts. (v. 1-2).

10 v. fronts. (v. 1, 4).

(4) 圖版、地圖等の數が容易に知られ得る時、例へば番號が附してあるか、表になつて居るか、集められたるが如き場合或は本文中に散在し厚き紙なる時は番號を記入すべし。

(a) 數が明記されたる場合。

例 2 pl., LV maps.

XLIII pl., 8 maps.

front., 30 pl. (facsim.)

illus., 10 facsim. on 6 pl.

若し實際の數が相違せる時は丸形括弧中に附記すべし。

例 LXXX *i. e.* 83) pl., 8 maps.

(b) 計算して數を知り得る時はアラビア數字にて記入すべし。

例 30 pl., 6 port., 3 maps.

(c) 二卷以上の圖書にして圖版等の數が各卷別に記されたるものは其の總數をアラビア數字にて記入すべし。

例 3 v. 40 pl.

但し 3 v. x, xvi, xiv pl. とすべからず。

(d) 不完全なる圖書の場合は卷頁事項中に其の圖書の中にある圖版等の實際の數を記入し、其の圖書の不完全なる事を註記すべし。

(5) 本文中の挿畫が肖像、地圖、模寫版等を含み且つ之等が其の圖書の重要な部分を占め、而して當然書き出されざるものなる場合は之等は卷頁事項中に於て次の如く區別する事を得べし。

例 2 p. 1., 296 p. illus. (incl. ports., maps, facsim.)

iv, 348 p. illus. (incl. ports., facsim.) plates, maps.

肖像、其他特種の挿畫が本文中にもあり又圖版の形式にてもある時は本文中にあるものと區別する必要なし。

例 illus., ports.

但し illus. (incl. ports.) port. とすべからず。

illus. (incl. maps) ports., facsim.

但し illus. (incl. ports., maps) port., facsim. とすべからず。

本文中の表、例へば數學、統計、工學の著作中の表の如く其の圖書の特色となれるものは挿畫として取扱ふべからず。之等は次の如く卷頁事項中に區別すべし。

例 487 p. incl. tables.

487 p. incl. illus., tables, diagrs.

表が本文中にも有り又圖版の形式に於ても有る時は通例後者のみを區別すべし。

例 487 p. illus., tables.

表を主としたる圖書(例へば對數表、年金表等)の場合は卷頁事項中に表(tables)を省略すべし。

(6) 數學或は機械學上の線圖には *diagr.* なる略語を使用し *illus.* とすべからず。

(7) 音樂なる語は卷頁事項中に使用すべからず。圖書が音樂に関するものなる事が標題中に明示せられ居らざる時は註記として記入すべきものなり。